

平成 1 7 年版

古賀市環境報告書

（平成 1 6 年度に講じた施策と環境の状況）

福岡県古賀市

平成 1 7 年 1 2 月

はじめに

『 犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。 』

これは、平成16年10月に制定した古賀市環境基本条例の前文です。

私たちは、古賀市環境基本条例に定める基本理念を踏まえ、協力・協働して、環境の保全及び創造に関する取組を進めていかなくてもなりません。

この報告書は、古賀市環境基本条例第11条の規定に基づき、平成16年度における環境の状況及び市が講じた施策の実施状況をまとめたものです。循環型社会の実現に向けて、幅広く活用していただければ幸いです。

- 報告書の利用にあたって -

- 報告書の数値等は、平成16年度末現在のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

目 次

第 1 部 平成 1 6 年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策

PICK UP	ごみの組成から考えるごみ減量2
1	可燃ごみ組成分析調査2
(1)	調査の目的2
(2)	調査内容2
	調査地域2
	調査方法2
(3)	調査結果2
	結果の概要2
	紙類4
	プラスチック類4
	繊維類5
	草木類5
	厨芥類（生ごみ）5
2	食品ロス量の把握6
(1)	食品ロス統計調査6
(2)	調査結果の概要6
(3)	古賀市における食品ロス量の推計6
(4)	食品ロスを解消するために7
	食品の廃棄理由7
	行動別に見た食品廃棄率7
	食品ロスを解消するための心がけ8
3	目標の達成に向けて8
(1)	ごみ減量目標8
(2)	古紙類等集団回収の推進による減量8
(3)	分別収集の徹底による減量9

(3)	食品ロスの解消による減量	9
(4)	目標達成の展望	10
1	施策の総合的かつ計画的な推進のための施策	11
1	古賀市環境基本条例の制定	11
2	古賀市環境審議会	13
2	「循環」に関する施策	14
1	大気環境の保全に関する施策	14
(1)	道路交通騒音調査	14
(2)	騒音・振動に関する工場・事業場の規制	15
2	水環境の保全に関する施策	16
(1)	河川水質調査	16
(2)	海水域水質調査	17
(3)	井戸水水質調査（快適環境監視事業）	18
(4)	公共下水道の整備	18
(5)	農業集落排水の整備	19
(6)	合併処理浄化槽の設置補助	19
3	省資源・リサイクル、廃棄物対策に関する施策	19
(1)	廃棄物の適正な処理	19
	家庭系ごみの処理	19
	事業系ごみの処理	19
(2)	ごみ減量の推進	21
	ごみ減量に関するパンフレットの作成	21
	ごみ減量化・資源化優良事業所表彰	21
	生ごみ処理機器購入補助	21
	マイバッグキャンペーン	21
(3)	リサイクルの推進	22
	資源ごみの分別収集	22

資源回収ボックスの設置	22
古紙類等集団回収奨励金	23
(4) 環境美化行動の日	23
(5) ラブアース・クリーンアップ	23
不法投棄パトロール	24
不法投棄物回収	24
4 省エネルギー対策に関する施策	25
(1) 省エネルギーに関する啓発の推進	25
(2) 古賀市環境保全実行計画の推進	25
エネルギー使用量の削減	25
グリーン購入の推進	26
3 「共生」に関する施策.....	27
1 優れた自然、身近な自然の保全に関する施策	27
(1) 古賀市森林緑地環境保全条例の制定	27
2 生物とふれあう場の確保・創造に関する施策	28
(1) 千鳥ヶ池公園の拡張整備	28
3 水辺の保全、創出に関する施策	28
(1) 小野小学校4年生「こどもホタレンジャー」優秀賞受賞	28
4 「調和」に関する施策.....	29
1 まちのみどりの保全・創出に関する施策	29
(1) 花いっぱい運動の推進	29
2 都市景観の創出に関する施策	29
(1) 都市景観賞の創設	29
(2) 空き地の適正管理の指導	29
3 歴史的・文化的環境の保全・活用	30
(1) 巨木の登録事業	30
5 「参加」に関する施策.....	31

1 環境教育・学習の推進	31
（１）環境シンポジウムの開催	31
第３回古賀市環境シンポジウム	31
（２）まつり古賀「環境展」	31
（３）こどもエコクラブ	31

第２部 環境の状況

1 市の概況	34
1 沿革	34
2 地勢	34
3 気象	35
4 人口	36
（１）総人口・世帯数	36
（２）人口動態	37
5 産業	38
（１）産業構造	38
（２）工業	40
（３）商業	41
（４）農業	42
6 土地利用	44
（１）土地利用状況	44
（２）土地利用計画	46
7 公共交通	46
2 自然環境	47
1 自然環境に関する法指定	47
2 地形・地質	48
3 植生	48
4 植物	49

5	動物	49
(1)	哺乳類	49
(2)	鳥類	50
(3)	は虫類・両生類	50
(4)	昆虫類	51
(5)	陸産貝類	51
(6)	魚類	52
(7)	汽水・淡水産動物	52
3	大気環境	53
1	大気汚染関係	53
2	騒音・振動	55
(1)	道路交通騒音	55
(2)	特定施設等の状況	55
4	水環境	58
1	河川水質	58
(1)	環境基準点の水質	58
(2)	市内河川水質調査	59
2	海水域水質	68
3	地下水水質	71
4	特定施設	72
5	有害化学物質	73
1	ダイオキシン類	73
2	P R T R (化学物質排出移動量届出制度)	73
6	廃棄物及びリサイクル	75
1	ごみ処理	75
2	し尿処理	82
3	リサイクル	83

7	上下水道	87
1	上水道	87
2	下水道	88
8	公園・緑地	89
1	公園	89
2	花いっぱい運動	89
3	10万本ふるさとの森づくり	90

資料編

1	環境に関する基準	92
1	環境基準	92
(1)	大気汚染に係る環境基準	92
(2)	水質汚濁に係る環境基準	92
(3)	地下水の水質汚濁に係る環境基準	93
(4)	土壌汚染に係る環境基準	94
(5)	騒音に係る環境基準	95
(6)	ダイオキシン類に係る環境基準	95
2	その他の基準	96
(1)	騒音規制法に基づく規制基準	96
(2)	振動規制法に基づく規制基準	97
(3)	水浴場水質基準	97
(4)	レッドデータカテゴリー	98
(5)	植生自然度	100
2	用語解説	101
3	古賀市環境基本条例	108

図 表 目 次

図 1	可燃ごみ組成調査結果	2
図 2	食品の主な廃棄理由	7
図 3	行動別に見た食品廃棄率	7
図 4	古賀市環境基本条例の構成	11
図 5	ごみ減量化・資源化に関する事業所の取組	21
図 6	ごみ処理フロー図（平成 16 年度）	20
図 7	古賀市森林緑地環境保全条例の構成	27
図 8	「こどもホタルエンジャー活動レポート」の一部	28
図 9	まつり古賀「環境展」のようす	31
図 10	古賀市の位置	34
図 11	平均気温及び月間降水量（平成 16 年度）	35
図 12	総人口・世帯数の推移	36
図 13	人口動態の推移	37
図 14	経済活動別市内総生産（平成 14 年度）	38
図 15	工業事業所数等の推移	40
図 16	事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移	41
図 17	年齢別農業従事者数の推移	42
図 18	農業生産額の推移	43
図 19	土地利用状況の推移	44
図 20	農地転用面積の推移	45
図 21	自然環境関連法指定状況図	47
図 22	植生図	48
図 23	一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	53
図 24	一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	54
図 25	道路交通騒音調査結果	55
図 26	騒音規制区域図	57
図 27	振動規制区域図	57
図 28	環境基準点における水質調査結果（BOD）	58
図 29	市内河川水質調査結果（BOD）- 大根川 -	59
図 30	市内河川水質調査結果（BOD）- 中川 -	60
図 31	河川水質調査地点位置図	60
図 32	海水域水質調査結果（COD）	68

図 33	海水域水質調査地点位置図	68
図 34	ごみ排出量の推移	75
図 35	ごみ収集の状況	76
図 36	ごみ処理の状況	77
図 37	最終処分の状況	78
図 38	ごみ処理量の推移	79
図 39	ごみ処理経費の推移	80
図 40	し尿処理の状況	82
図 41	リサイクル率の推移	83
図 42	分別収集回収量の推移	84
図 43	資源回収ボックス回収量の推移	85
図 44	集団回収量の推移	86
図 45	上水道給水量等の推移	87
図 46	下水道整備状況	88
表 1	可燃ごみ組成調査選定地域	2
表 2	可燃ごみ組成調査結果	3
表 3	可燃ごみ組成調査結果（紙類）	4
表 4	可燃ごみ組成調査結果（プラスチック類）	4
表 5	可燃ごみ組成調査結果（繊維類）	5
表 6	可燃ごみ組成調査結果（草木類）	5
表 7	可燃ごみ組成調査結果（厨芥類）	5
表 8	1人1日当たり食品使用量及び食品ロス量（全国平均）	6
表 9	地域別に見た食品ロス率	6
表 10	古紙類等集団回収の推進（50%改善ケース）によるごみ減量予測	8
表 11	分別収集の徹底（50%改善ケース）によるごみ減量予測	9
表 12	食品ロスの解消（50%改善ケース）によるごみ減量予測	9
表 13	施策の組み合わせによるごみ減量予測	10
表 14	環境基本計画の施策体系	12
表 15	環境審議会の開催状況	13
表 16	道路交通騒音調査結果（平成16年度）	14
表 17	騒音に係る特定施設の届出状況（平成16年度）	15
表 18	振動に係る特定施設の届出状況（平成16年度）	15
表 19	河川水質調査結果（平成16年度）	16

表 20	河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成 16 年度）	17
表 21	海水域水質調査結果（平成 16 年度）	17
表 22	下水道普及状況	18
表 23	合併処理浄化槽の設置補助件数（平成 16 年度）	19
表 24	ごみ排出量（平成 16 年度）	20
表 25	分別収集による回収量（平成 16 年度）	22
表 26	資源回収ボックスでの月別回収量（平成 16 年度）	22
表 27	古紙類等の月別回収量（平成 16 年度）	23
表 28	不法投棄パトロール又は通報により発見された不法投棄物（平成 16 年度）	24
表 29	古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量	25
表 30	グリーン購入の取組実績（平成 16 年度）	26
表 31	古賀市都市景観賞（平成 16 年度）	29
表 32	空き地の適正管理の指導状況（平成 16 年度）	29
表 33	未来に残したい巨木（平成 16 年度）	30
表 34	気温の推移	35
表 35	降水量の推移	35
表 36	総人口・世帯数の推移	36
表 37	人口動態の推移	37
表 38	経済活動別市内総生産	38
表 39	市内総生産及び市民所得の推移	39
表 40	産業（大分類）別 15 歳以上就業者数	39
表 41	工業事業所数等の推移	40
表 42	商業事業所数等の推移	41
表 43	農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移	42
表 44	年齢別農業従事者数の推移	42
表 45	農業生産額の推移	43
表 46	土地利用状況の推移	44
表 47	農地転用面積の推移	45
表 48	土地利用転換表	46
表 49	鉄道各駅の乗降客数	46
表 50	古賀市内で確認された希少種（植物）	49
表 51	古賀市内で確認された希少種（哺乳類）	50
表 52	古賀市内で確認された希少種（鳥類）	50
表 53	古賀市内で確認された希少種（は虫類）	50

表 54	古賀市内で確認された希少種（両生類）	51
表 55	古賀市内で確認された希少種（昆虫類）	51
表 56	古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）	51
表 57	古賀市内で確認された希少種（魚類）	52
表 58	古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）	52
表 59	一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	53
表 60	一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	54
表 61	大気汚染防止法該当施設（古賀市内）	54
表 62	道路交通騒音調査結果	55
表 63	騒音に係る特定施設設置届出状況	56
表 64	振動に係る特定施設設置届出状況	56
表 65	特定建設作業実施届出状況	56
表 66	環境基準点における水質調査結果（BOD）	58
表 67	市内河川水質調査結果（BOD）- 大根川 -	59
表 68	市内河川水質調査結果（BOD）- 中川 -	60
表 69	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）	61
表 70	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（太郎丸橋）	62
表 71	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）	63
表 72	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（樋門田橋）	64
表 73	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高柳橋）	65
表 74	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（西大橋）	66
表 75	市内河川水質調査 調査地点別調査結果（松原橋）	67
表 76	海水域水質調査結果（COD）	68
表 77	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（終末処理場裏）	69
表 78	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）	69
表 79	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）	70
表 80	市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）	70
表 81	地下水概況調査結果	71
表 82	水質汚濁防止法該当施設（古賀市内）	72
表 83	ダイオキシン類調査結果	73
表 84	ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）	73
表 85	P R T R 集計結果（平成 1 5 年度分物質別）	74
表 86	P R T R 集計結果（平成 1 5 年度分業種別・排出等先別）	74
表 87	ごみ排出量の推移	75

表 88	ごみ収集の状況	76
表 89	ごみ処理の状況	77
表 90	最終処分の状況	78
表 91	ごみ処理量の推移	79
表 92	ごみ処理経費の推移	80
表 93	ごみ袋販売枚数の推移	81
表 94	環境美化行動の日実施状況.....	81
表 95	ラブアースクリーンアップ実施状況.....	81
表 96	し尿処理の状況	82
表 97	リサイクル率の推移	83
表 98	分別収集回収量の推移	84
表 99	資源回収ボックス回収量の推移.....	85
表 100	集団回収量の推移	86
表 101	上水道給水量等の推移	87
表 102	下水道整備状況	88
表 103	公園整備状況	89
表 104	花いっぱい運動実施団体数.....	89
表 105	古賀市 10 万本ふるさとの森づくり事業参加状況.....	90

第 1 部 平成 1 6 年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策

PICK UP ごみの組成から考えるごみ減量

1 可燃ごみ組成分析調査

(1) 調査の目的

可燃ごみの組成を湿重量で分析することにより、市指定家庭用ごみ袋で排出される可燃ごみ中に含まれる再生利用が可能な物の量など可燃ごみの組成に関する基礎的なデータを採取し、今後のごみの減量化・資源化施策を推進するための基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査内容

平成16年6月から平成17年3月の間に、市内4地域を選定し、それぞれの地域で各4回調査を実施しました。

調査地域

排出源の違いによる排出量の把握とプラスチック製容器包装の分別収集や古紙類等集団回収によるごみの減量効果を把握するため次の4地域を選定しました。

表 1 可燃ごみ組成調査選定地域

地域	主な用途地域	主な排出源	プラスチック製容器包装収集	古紙類等集団回収
A地域	都市計画区域外	戸建住宅	あり	毎月実施
B地域	第1種低層住居専用地域	戸建住宅	あり	毎月実施
C地域	第1種住居地域	共同住宅	なし	年3～4回
D地域	商業地域	店舗併用住宅	あり	年5～6回

調査方法

各地域から排出されたごみ袋20袋程度を収集した後、紙類やプラスチック類など大分類として9分類、小分類として26分類に選別し、それぞれの重量を計量する方法で実施しました。

(3) 調査結果

結果の概要

可燃ごみの組成のうち、最も大きな割合を占めるのは、厨芥類(生ごみ)で35.32%となっています。次いで、紙類の28.54%、プラスチック類の17.30%となっており、これら3分類で全体の80%以上を占めます。

また、可燃ごみとして出されたものの中には、古紙類等集団回収や分別収集の対象物でありリサイクル可能なものが30%以上含まれていました。

図 1 可燃ごみ組成調査結果

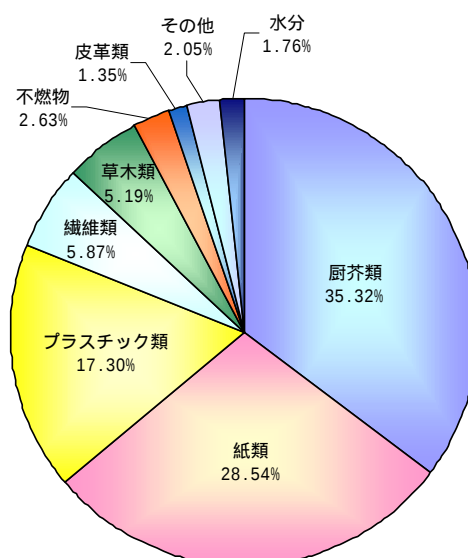


表 2 可燃ごみ組成調査結果

区 分		資源回収対象		各地域の平均 ¹				4 地域 ² 平均	
大分類	小分類	集団 回収	分別 収集	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域		
紙類	1 新聞	○		3.10	2.81	3.56	3.90	3.34	
	2 O A 用紙	○		0.41	0.62	0.27	1.55	0.71	
	3 雑紙（雑誌・チラシ等）	○		7.72	7.74	9.97	8.06	8.37	
	4 段ボール	○		1.20	0.58	1.13	1.32	1.06	
	5 紙パック		○	0.22	0.41	0.31	0.19	0.28	
	6 紙製容器包装（リサイクル不可能）			0.50	0.55	0.41	0.64	0.52	
	7 紙製容器（リサイクル可能）	○		2.39	3.57	3.98	3.17	3.28	
	8 紙製包装	○		0.34	0.75	1.12	0.49	0.67	
	9 紙おむつ			2.57	4.23	8.67	4.81	5.07	
	10 その他の紙			4.84	5.76	5.33	5.00	5.23	
	資源回収対象物		計		15.38	16.48	20.34	18.67	17.72
	小 計				23.29	27.02	34.74	29.11	28.54
	プラスチック類	11 ペットボトル		○	0.60	0.41	0.73	0.76	0.63
12 発泡トレイ			○	0.17	0.24	0.27	0.20	0.22	
13 発泡スチロール（梱包材等）			○	0.00	0.08	0.02	0.11	0.05	
14 プラスチック製容器包装			○	8.27	11.00	9.47	10.40	9.78	
15 レジ袋			○	1.93	2.03	1.79	2.12	1.96	
16 その他のプラスチック				5.66	2.51	5.43	5.02	4.65	
資源回収対象物		計		10.96	13.75	12.29	13.59	12.65	
小 計				16.62	16.26	17.71	18.61	17.30	
皮革類	17 皮革製品			3.53	0.37	0.75	0.74	1.35	
繊維類	18 衣類・布類・ふとん等			10.75	1.90	7.11	3.74	5.87	
草木類	19 剪定枝・葉・枝			3.18	14.30	0.52	0.61	4.65	
	20 木製品・材木			0.42	0.41	0.59	0.75	0.54	
	小 計			3.60	14.70	1.11	1.36	5.19	
厨芥類	21 生ごみ			37.47	31.14	34.42	38.24	35.32	
その他	22 不燃物との混合物等上記以外			0.81	5.02	2.13	0.25	2.05	
不燃物	23 缶・金物		○	0.72	1.09	0.61	1.15	0.89	
	24 びん・ガラス		○	0.27	0.06	0.03	0.03	0.10	
	25 その他の不燃物			0.87	0.65	0.24	4.80	1.64	
	資源回収対象物		計		0.99	1.15	0.64	1.18	0.99
	小 計			1.86	1.80	0.88	5.98	2.63	
上記 8 分類の合計				97.92	98.20	98.84	98.02	98.25	
水分	26 流出水分			2.08	1.80	1.16	1.98	1.76	
総 計				100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
資源回収対象物計				27.33	31.38	33.27	33.44	31.36	
1 袋当たりの平均重量（kg）				5.98	5.45	5.22	5.47	5.51	

（単位：％）

1：各地域の平均は、4 回の平均値であり、縦の計算が四捨五入の関係であわない場合があります。

2：4 地域平均は、16 回（4 地域×4 回）の平均値であり、縦横の計算が四捨五入の関係であわない場合があります。

紙類

紙類の組成割合は、古紙類等の資源回収を毎月実施している A 地域及び B 地域に比べると資源回収の実施頻度が落ちる C 地域及び D 地域で若干高くなっており、古紙類等集団回収対象物のみの組成割合で比較した場合も同様の傾向が見られます。

このことから、地域における古紙類等集団回収の実施頻度を高めれば、可燃ごみへのリサイクル可能な紙類の混入を防ぐことができ、最終処分量の低減やリサイクルの促進に資するものと考えられ、その手法として、現在行っている古紙類等集団回収の奨励をさらに推進する必要があると考えられます。

表 3 可燃ごみ組成調査結果（紙類）

区 分		各地域の平均				4 地域 平均
大分類	小分類	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	
紙類	古紙類等集団回収対象物	15.16	16.07	20.03	18.48	17.44
	分別収集対象物	0.22	0.41	0.31	0.19	0.28
	資源回収対象物計	15.38	16.48	20.34	18.67	17.72
	紙類計	23.29	27.02	34.74	29.11	28.54

（単位：％）

プラスチック類

プラスチック類の組成割合は、各地域ともそれほど大きな違いはありません。

分別収集対象物については、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロールの組成割合に比べプラスチック製容器包装、レジ袋の組成割合が高くなっています。これは、ペットボトル等の分別収集が平成 11 年度から実施されており、分別の徹底が進んでいる一方で、その他プラスチック製容器包装の分別収集が平成 15 年度から開始されたものの、分別の徹底が十分でないことが考えられます。

このことから、今後は、その他プラスチック製容器包装の分別の徹底や出しやすい仕組みづくりを進めていくとともに、リフューズの観点から、不要な容器包装を家庭に持ち込まないよう啓発を推進することが必要であると考えられます。

表 4 可燃ごみ組成調査結果（プラスチック類）

区 分		各地域の平均				4 地域 平均
大分類	小分類	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	
プラスチック類	ペットボトル、発泡トレイ、梱包材	0.77	0.73	1.02	1.07	0.90
	その他プラスチック製容器包装	10.20	13.03	11.26	12.52	11.74
	分別収集対象物計	10.96	13.75	12.29	13.59	12.65
	プラスチック類計	16.62	16.26	17.71	18.61	17.30

（単位：％）

繊維類

繊維類の組成割合は、地域によって大きく異なりますが、これは、古紙類等集団回収の際に古布の回収を行っているかどうかが大きな要因となっているようです。

組成割合の低いB地域ではほぼ毎月、D地域では2ヶ月に1回程度古布の回収が行われており、これにより古布の可燃ごみへの混入が少なくなっているものと考えられます。

このことから、今後は、古紙類等集団回収の際に古布の回収が併せて行われるよう啓発を推進するとともにフリーマーケットの支援などによりリユースを促進することが必要であると考えられます。

表 5 可燃ごみ組成調査結果（繊維類）

区 分		各地域の平均				4 地域 平均
大分類	小分類	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	
繊維類	衣類・布類・ふとん等	10.75	1.90	7.11	3.74	5.87
	古布回収	なし	毎月	3～4回	5～6回	

（単位：％）

草木類

草木類の組成割合は、地域によって大きく異なっていますが、これは、B地域では住宅の境界に生け垣を設けることを原則としており、これらの剪定枝葉の排出が多くなっていることが原因であると考えられます。

草木類については、一部で野焼きの原因になるなど適正な処理が求められていることもあり、リサイクル手法の調査研究を含め、処理方法の検討が必要であると考えられます。

表 6 可燃ごみ組成調査結果（草木類）

区 分		各地域の平均				4 地域 平均
大分類	小分類	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	
草木類	剪定枝・葉・枝	3.18	14.30	0.52	0.61	4.65
	木製品・材木	0.42	0.41	0.59	0.75	0.54
	草木類計	3.60	14.70	1.11	1.36	5.19

（単位：％）

厨芥類（生ごみ）

厨芥類の組成割合は、可燃ごみのうち最も大きく、35.32％となっています。

一般的には、調理くずや食べ残しなどの生ごみのうち約8割が水分だと言われており、水切りの徹底が生ごみの減量化に有効であると考えられることから、啓発を推進することが必要であるとともに、家庭での生ごみの堆肥化についても処理機器の購入補助等その促進が必要であると考えられます。

表 7 可燃ごみ組成調査結果（厨芥類）

区 分		各地域の平均				4 地域 平均
大分類	小分類	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	
厨芥類	生ごみ	37.47	31.14	34.42	38.24	35.32

（単位：％）

2 食品ロス量の把握

(1) 食品ロス統計調査

食品ロス統計調査は、食品の食べ残しや廃棄の抑制など「望ましい食生活の実現」に向けた施策の推進に資することを目的に、世帯における食品の食べ残しや廃棄の実態及び食事の状況を明らかにするために農林水産省が実施している統計調査です。

(2) 調査結果の概要

世帯食における平成16年度の1人1日当たりの食品使用量は1,140.7g、食品ロス量は48.0g、年度平均の食品ロス率は4.2%となっています。また、地域別に見ると九州地域の食品ロス率が5.0%で最も高くなっています。

表8 1人1日当たり食品使用量及び食品ロス量（全国平均）

食品 使用量	食品ロス量				
	廃 棄			食べ残し	計
	過剰除去	直接廃棄	小計		
1,140.7	23.3	10.1	33.4	14.6	48.0

（資料：農林水産省、単位：g）

表9 地域別に見た食品ロス率

地 域	食品ロス率				
	廃 棄			食べ残し	計
	過剰除去	直接廃棄	小 計		
北 海 道	2.1	0.7	2.8	1.1	4.0
東 北	2.1	0.9	3.0	1.4	4.4
関 東	1.9	0.9	2.8	1.3	4.1
北 陸	2.0	0.8	2.8	1.2	3.9
東 海	2.2	0.8	3.0	0.9	3.9
近 畿	2.0	0.7	2.7	1.2	3.9
中国四国	2.0	1.0	3.0	1.3	4.3
九 州	2.0	1.3	3.3	1.6	5.0
沖 縄	3.0	0.7	3.7	1.1	4.8
全 国	2.0	0.9	2.9	1.3	4.2

（資料：農林水産省、単位：%）

(3) 古賀市における食品ロス量の推計

古賀市における1人1日当たりの食品使用量が全国平均(1,140.7g)と同じであり、食品ロス率が九州地域における平均(5.0%)と同じであると仮定した場合、次式により、古賀市における食品ロス量は、年間で1,175.0tと推計されます。

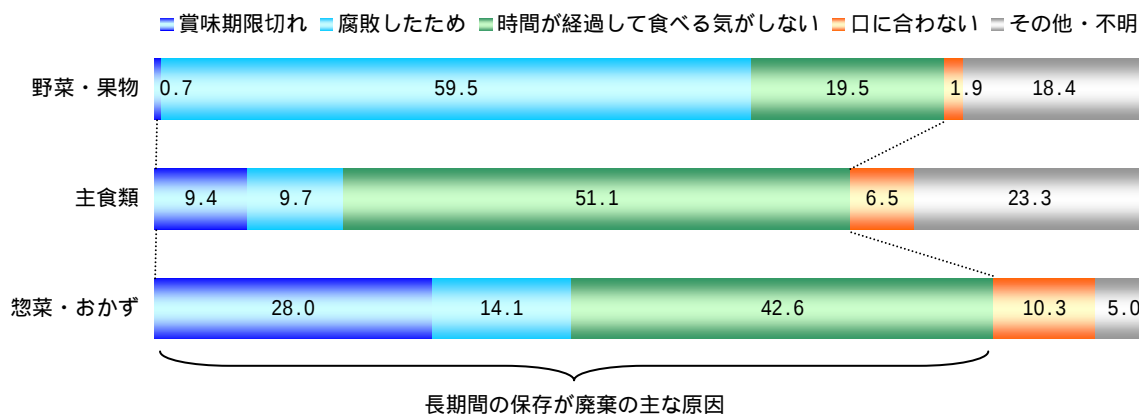
$$\begin{aligned} &『1人1日当たり食品使用量(1,140.7) \times 食品ロス率(0.05) \\ &\quad \times 年間日数(365) \times 人口(56,442) \div 10^6 = 1,175.0』 \end{aligned}$$

(4) 食品ロスを解消するために

食品の廃棄理由

食品の主な廃棄理由は、「賞味期限切れ」「腐敗」「時間が経過して食べる気がしない」など、長期間の保存によるものが多くなっています。

図 2 食品の主な廃棄理由

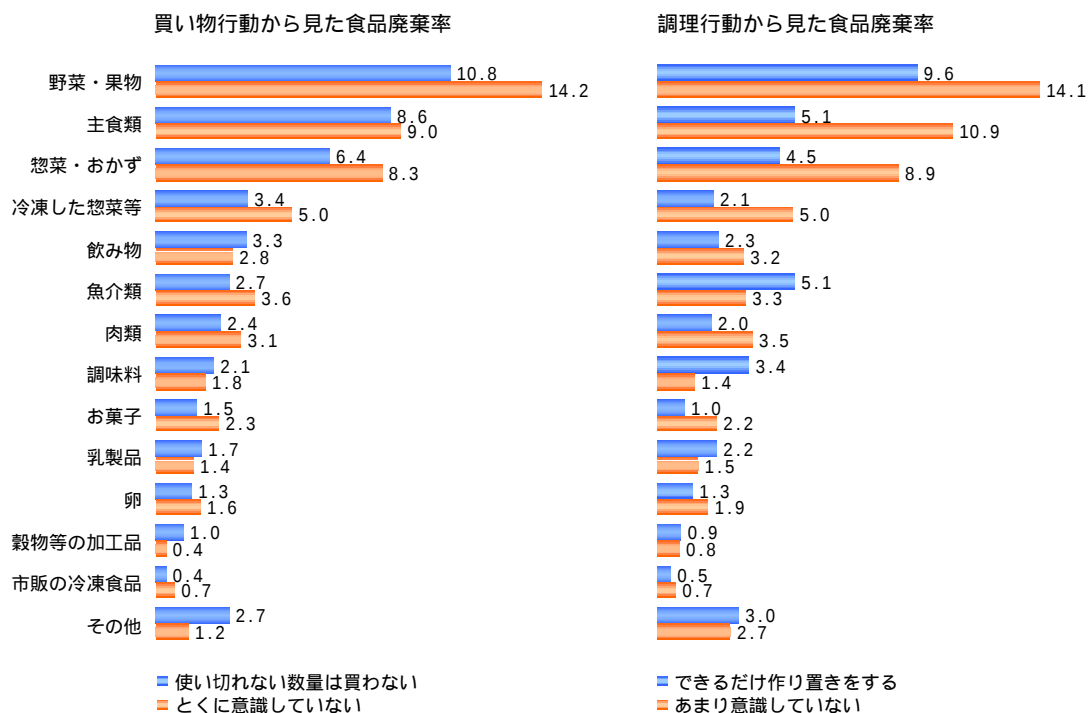


(資料：省エネルギーセンター、単位：%)

行動別に見た食品廃棄率

使い切れない量は買わないように心がけることで、食品の廃棄が減らせますので、買い物は計画的に行うことが必要です。また、意識して作り置きをしている場合は、意識していない場合より、廃棄する率が低いことも分かっています。

図 3 行動別に見た食品廃棄率



(資料：省エネルギーセンター、単位：%)

食品ロスを解消するための心がけ

食品ロスを解消するためには、市民一人ひとりが、消費者として、自らの食生活から生じる環境への負荷に対する理解を深め、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直すことが求められます。

具体的には、食品の買い過ぎや作り過ぎに注意した食べ残しのない適量な食品消費、賞味期限や消費期限を考えた無駄な食品の廃棄の削減、献立の工夫などによる食品廃棄物等の発生の抑制に努める必要があります。

また、食品を廃棄する際には、生ごみの水切りや生ごみ処理機器の利用等により食品廃棄物の減量にも努めることも重要です。

3 目標の達成に向けて

(1) ごみ減量目標

古賀市環境基本計画におけるごみ減量目標は、平成25年度までに1人1日当たりのごみ処理量（ごみ排出量から自家処理量及び資源化総量を除いた量）を平成13年度比で20%削減することとしています。平成13年度の1人1日当たりのごみ処理量が895gですから、これを平成25年度までに716gに削減するということになります。

(2) 古紙類等集団回収の推進による減量

可燃ごみ組成分析調査によると、市指定可燃ごみ袋で排出される家庭ごみには、17%強の古紙類等集団回収対象物が混入している結果となっていることから、これらを適正に分別し、古紙類等集団回収の際に排出することにより、ごみ処理量の低減に大きく寄与することと考えられます。

仮に、市指定可燃ごみ袋に混入している古紙類等集団回収対象物の50%が集団回収の際に排出されたとすると、一般可燃ごみ計画収集量が1,524t減少し、1人1日当たりのごみ処理量は、約805gとなり、平成13年度比で10.0%の削減となります。

表 10 古紙類等集団回収の推進（50%改善ケース）によるごみ減量予測

区分	可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ	計
	一般	粗大	一般	埋立		
計画収集量（t）	15,957	547	477	121	906	18,008
直接搬入量（t）	983	97	71	166	-	1,317
自家処理量（t）	53	-	-	-	-	53
ごみ排出量（t）	16,993	644	548	287	906	19,378
自家処理量（t）	53					
資源化総量（t）	2,735					
ごみ処理量（t）	16,590					
人 口（人）	56,442					
1人1日当たりごみ処理量（g）	805.27					
平成13年度比（%）	90.0					

平成16年度のごみ排出量を基に計算

(3) 分別収集の徹底による減量

可燃ごみ組成分析調査によると、市指定可燃ごみ袋で排出される家庭ごみには、分別収集対象物が14%弱混入している結果となっていることから、これらの適正な分別・排出が行われれば、ごみ処理量をさらに低減することができると考えられます。

仮に、市指定可燃ごみ袋に混入している分別収集対象物の量が50%減少したとすると、一般可燃ごみ計画収集量が1,217t減少し、資源ごみ計画収集量が1,217tが増加するため、1人1日当たりのごみ処理量は、約820gとなり、平成13年度比で8.4%の削減となります。

表 11 分別収集の徹底（50%改善ケース）によるごみ減量予測

区分	可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ	計
	一般	粗大	一般	埋立		
計画収集量(t)	16,264	547	477	121	2,123	19,532
直接搬入量(t)	983	97	71	166	-	1,317
自家処理量(t)	53	-	-	-	-	53
ごみ排出量(t)	17,300	644	548	287	2,123	20,902
自家処理量(t)	53					
資源化総量(t)	3,952					
ごみ処理量(t)	16,897					
人口(人)	56,442					
1人1日当たりごみ処理量(g)	820.21					
平成13年度比(%)	91.6					

平成16年度のごみ排出量を基に計算

分別収集により排出された資源ごみがすべて資源化されると仮定

(3) 食品ロスの解消による減量

先に推計したとおり、古賀市における食品ロス量は、年間で1,175.0tとなっていますが、仮に、食品ロス量が50%削減されたとすると、一般可燃ごみ計画収集量が587t減少、1人1日当たりのごみ処理量は、約851gとなり、平成13年度比で4.9%の削減となります。

表 12 食品ロスの解消（50%改善ケース）によるごみ減量予測

区分	可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ	計
	一般	粗大	一般	埋立		
計画収集量(t)	16,894	547	477	121	906	18,945
直接搬入量(t)	983	97	71	166	-	1,317
自家処理量(t)	53	-	-	-	-	53
ごみ排出量(t)	17,930	644	548	287	906	20,315
自家処理量(t)	53					
資源化総量(t)	2,735					
ごみ処理量(t)	17,527					
人口(人)	56,442					
1人1日当たりごみ処理量(g)	850.75					
平成13年度比(%)	95.1%					

平成16年度のごみ排出量を基に計算

(4) 目標達成の展望

古紙類等集団回収の推進、分別収集の徹底、食品ロスの解消の組み合わせによりごみ処理量の削減を図った場合、1人1日当たりのごみ処理量は、約718gとなり、平成13年度比で19.8%の削減となることから、ほぼ目標を達成することができます。

しかし、ごみ処理量の20%削減を確実に達成するためには、「ごみになるものを買わない、受け取らない、家庭に持ち込まない」というリフューズ・リデュースの考え方を基本としたライフスタイルへの転換が非常に重要であり、これらを前提としてリユース・リサイクルに関する取組を進めることが必要であることから、今後は、リフューズ・リデュースに関する啓発にも力を入れて行く必要があると考えられます。

表 13 施策の組み合わせによるごみ減量予測

区分	可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ	計
	一般	粗大	一般	埋立		
計画収集量(t)	14,152	547	477	121	2,123	17,420
直接搬入量(t)	983	97	71	166	-	1,317
自家処理量(t)	53	-	-	-	-	53
ごみ排出量(t)	15,188	644	548	287	2,123	18,790
自家処理量(t)	53					
資源化総量(t)	3,952					
ごみ処理量(t)	14,785					
人 口(人)	56,442					
1人1日当たりごみ処理量(g)	717.70					
平成13年度比(%)	80.2%					

平成16年度のごみ排出量を基に計算

古紙類等集団回収により、一般可燃ごみ計画収集量が1,524t 減少

分別収集により、一般可燃ごみ計画収集量が1,217t 減少、資源ごみ計画収集量が1,217t 増加

食品ロスの解消により、一般可燃ごみ計画収集量が587t 減少

分別収集により排出された資源ごみがすべて資源化されると仮定

1 施策の総合的かつ計画的な推進のための施策

1 古賀市環境基本条例の制定

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、「古賀市環境基本条例」を平成16年10月に制定しました。

これにより、今後の環境の保全及び創造に関する施策については、この条例に基づき定められた古賀市環境基本計画に則り推進して行くことが明確にされました。

図 4 古賀市環境基本条例の構成

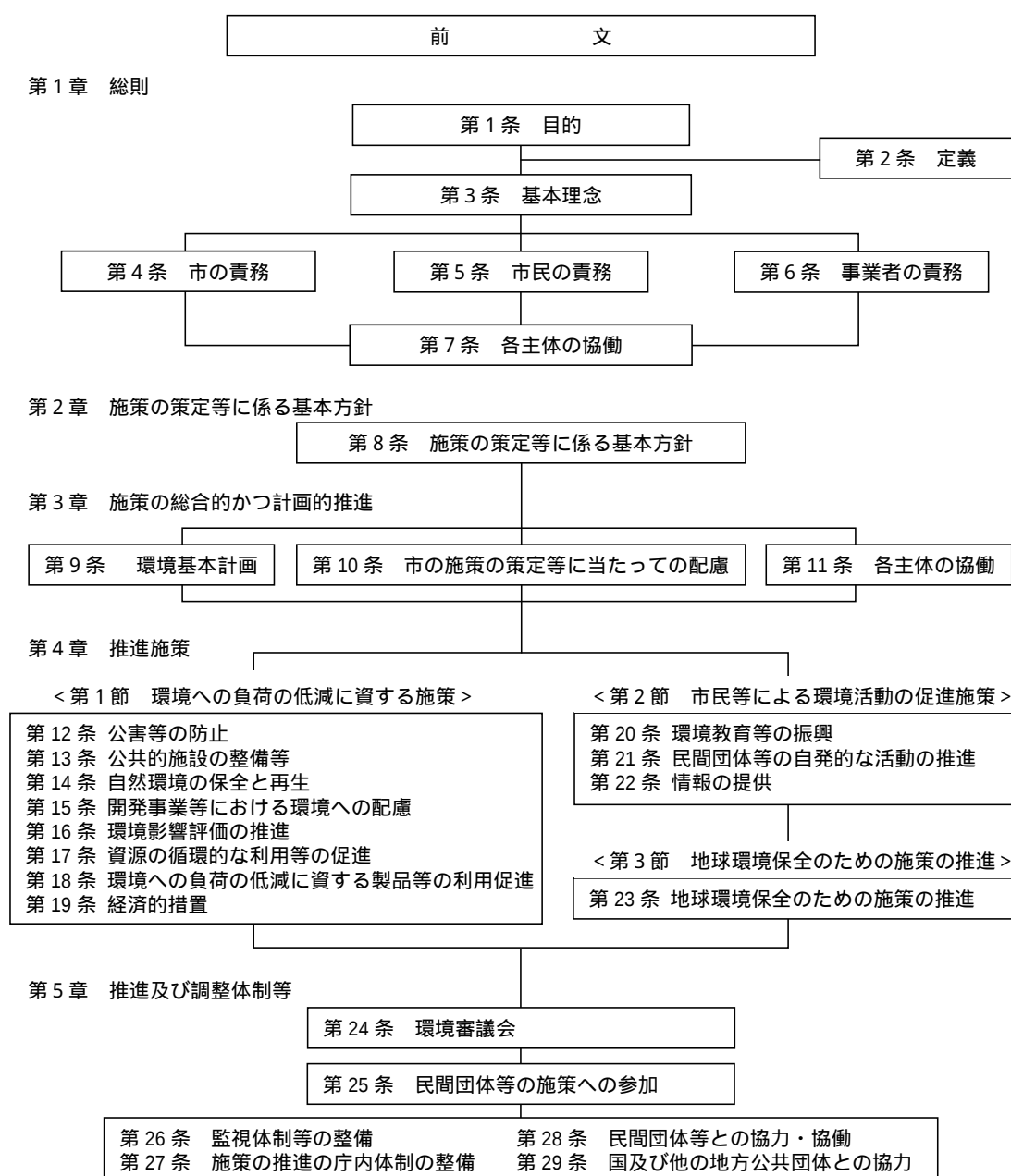


表 14 環境基本計画の施策体系

循環	大気環境の保全	総合的な大気汚染状況の把握
		工場・事業所等における大気汚染対策
		騒音・振動対策
		悪臭対策
	水環境の保全	総合的な水質汚濁状況の把握
		家庭などにおける生活排水対策
		工場・事業所等における水質汚濁対策
		河川浄化対策
	土壌環境・地盤環境の保全	総合的な土壌汚染状況の把握
		地盤沈下の現状把握
	省資源・リサイクル、廃棄物対策	廃棄物減量対策
		リサイクルの推進
		一般廃棄物の適正処理対策
		産業廃棄物の適正処理対策
		不法投棄防止対策
	省エネルギー対策	行政の率先実行による省エネルギー対策
		家庭やオフィスなどにおける省エネルギー対策
		自動車利用に関する省エネルギー対策
		二酸化炭素吸収源の確保
共生	優れた自然・身近な自然の保全	森林の保全・創出
		農地の保全
	生き物とふれあう場の確保・創造	生き物とふれあう場の確保
		生き物とふれあう機会の増加
	水辺の保全・創出	環境に配慮した水辺の保全・創出
		親水性の向上に配慮した水辺の保全・創出
調和	まちのみどりの保全・創出	まちのみどりの保全
		まちのみどりの創出
	都市景観の創出	都市景観の創出
	歴史・文化的財産の保全・活用	歴史・文化的財産の保全
		歴史・文化的環境の活用
参加	環境教育・学習の推進	総合的な環境教育・学習の推進
		指導人材の育成・活用
		環境教育・学習に関する教材・資料の作成・活用
		環境教育・学習ができる機会・場の確保
	市民・民間団体の活動促進	市民・民間団体の活動促進
		民間団体間が連携した活動の促進・情報共有
	環境情報の整備と提供	情報発信設備（システム・施設など）の整備
		さまざまな環境情報の発信

2 古賀市環境審議会

古賀市環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するために設置された附属機関で、識見を有する者、公共的団体等の構成員、一般市民により構成されています。

平成16年度は、環境基本条例の制定に関する審議や森林緑地の保全に関する条例に関する審議、粗大ごみの収集のあり方に関する審議など、専門部会を含めて9回開催されました。

表 15 環境審議会の開催状況

開催日	主な審議内容
平成16年 4月 19日	古賀市環境基本条例案について
平成16年 5月 17日	古賀市環境基本条例案について（答申）
平成16年 11月 29日	森林緑地の保全に関する条例素案について（諮問） 粗大ごみの収集のあり方について（諮問）
平成16年 12月 9日	森林緑地の保全に関する条例素案について（自然環境部会）
平成16年 12月 20日	粗大ごみの収集のあり方について（生活環境部会）
平成17年 1月 14日	森林緑地の保全に関する条例素案について（自然環境部会）
平成17年 1月 24日	粗大ごみの収集のあり方について（生活環境部会）
平成17年 1月 25日	森林緑地の保全に関する条例素案について（自然環境部会）
平成17年 2月 7日	森林緑地の保全に関する条例素案について（答申） 粗大ごみの収集のあり方について（答申）

2 「循環」に関する施策

1 大気環境の保全に関する施策

(1) 道路交通騒音調査

第1種中高層住居専用地域のうち2車線以上を有する道路に面する地域の道路騒音及び自動車交通量等を経年的に把握し、道路交通騒音の環境基準値超過の未然防止を図るため、自動車交通騒音調査を実施しています。

平成16年度は、平成17年2月8日に千鳥一丁目の主要地方道筑紫野・古賀線（県道35号線）において調査を実施しました。

表 16 道路交通騒音調査結果（平成16年度）

時間帯	観測時間	騒音レベル測定値		時間帯平均値 ³⁾		時間率騒音レベル				最大値	騒音源
		LAeq ¹⁾	LA50 ²⁾	LAeq	LA50	LA5	LA10	LA90	LA95	LAMAX	
昼間	6-7	66.6	57.4	69	65	72.9	70.0	48.6	46.9	86.3	自動車
	7-8	68.7	63.8			74.8	72.3	54.6	50.4	84.8	自動車
	8-9	70.2	67.7			75.4	73.9	60.1	58.1	84.3	自動車
	9-10	69.5	66.1			75.3	73.3	57.7	56.3	82.7	自動車
	10-11	68.8	65.9			74.3	72.9	57.7	56.0	81.3	自動車
	11-12	68.9	66.1			74.4	73.0	57.9	56.5	79.3	自動車
	12-13	70.7	65.8			76.5	73.8	56.8	54.1	91.3	自動車
	13-14	68.4	65.4			73.9	72.4	55.7	53.3	80.8	自動車
	14-15	70.0	66.1			76.0	74.0	58.0	55.8	85.6	自動車
	15-16	68.7	66.1			74.3	72.5	57.6	55.6	83.0	自動車
	16-17	69.5	66.5			75.2	72.9	58.9	56.6	82.8	自動車
	17-18	70.0	66.8			75.5	73.4	57.6	55.2	83.9	自動車
	18-19	69.0	66.7			73.9	72.6	59.2	57.4	81.6	自動車
	19-20	68.3	64.3			74.4	72.4	53.5	49.8	84.0	自動車
	20-21	68.3	64.9			74.0	72.2	55.8	52.8	83.0	自動車
夜間	21-22	66.3	61.1	63	51	72.8	70.8	48.9	45.8	79.9	自動車
	22-23	67.0	60.9			73.8	70.8	52.3	50.6	81.4	自動車
	23-0	65.3	59.0			72.0	69.9	49.1	47.5	79.3	自動車
	0-1	63.9	51.7			70.4	67.0	42.1	40.7	81.8	自動車
	1-2	61.4	50.9			68.5	64.3	36.0	34.8	79.2	自動車
	2-3	60.9	47.4			67.6	63.2	35.8	35.2	78.6	自動車
	3-4	61.7	45.1			67.2	62.8	37.1	36.4	82.9	自動車
	4-5	61.7	46.2			66.0	62.9	41.5	40.5	82.1	自動車
	5-6	60.9	47.5			66.5	62.4	41.7	40.9	80.1	自動車

騒音に関する基準値 ⁴⁾					調査結果	評価
地域類型	用途区分	時間帯	環境基準	要請限度	LAeq	昼間・夜間とも環境基準及び要請限度を満たす。
A	第1種中高層住居専用地域	昼間	70	75	69	
		夜間	65	70	63	

単位：dB

1) LAeq は等価騒音レベルを表す

2) LA50 は中央値を表す

3) 時間帯平均値の LAeq はエネルギー平均、LA50 は算術平均による

4) 基準値は幹線交通を担う道路に近接する区域の値による

(2) 騒音・振動に関する工場・事業場の規制

騒音規制法、振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例による特定工場等における騒音又は振動については、特定施設の設置の際に届出をさせることにより規制・指導を行っています。また、騒音又は振動を発生させる建設作業については、特定建設作業の実施の届出をさせることにより規制・指導を行っています。

表 17 騒音に係る特定施設の届出状況（平成16年度）

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		累計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							12	89
空気圧縮機械等	2	3					37	402
土石用破碎機等							7	30
織機								
建設用資材製造機械							2	3
穀物用製粉機								
木材加工機械							7	15
抄紙機								
印刷機械							3	27
合成樹脂用射出成形機							5	28
鋳造型機								
計		3						594
工場等実数	2						73	

表 18 振動に係る特定施設の届出状況（平成16年度）

届出の種類 施設の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		累計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							12	89
圧縮機	1	1			3	2	32	233
土石用破碎機等							7	30
織機								
コンクリートブロック等							2	3
木材加工機械								
印刷機械							3	27
ロール機								
合成樹脂用射出成形機							3	13
鋳造型機							5	25
計		1				2		420
工場等実数	1				3		64	

2 水環境の保全に関する施策

(1) 河川水質調査

河川の水質状況を経年的に把握することにより、生活排水等が河川に流れ込むことによる河川水質への影響を調査することを目的に、市内に位置する2つの2級河川の定点7箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。

表 19 河川水質調査結果（平成16年度）

調査項目 調査地点		pH (-)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/l)	全窒素 (mg/l)
高速ガード下	H16. 5.27	7.4	3	1.6	8.9	13,000	0.08	2.4
	H16.10. 6	7.7	3	1.1	9.0	130,000	0.06	1.9
	H16.12. 9	7.4	1	1.2	10.0	13,000	0.06	2.4
	H17. 2.23	7.4	1	2.5	8.9	3,300	0.12	3.3
	平均値	7.5	2.0	1.6	9.2	39,825	0.08	2.5
太郎丸橋	H16. 5.27	7.1	<1	1.7	8.1	7,000	0.05	2.2
	H16.10. 6	7.7	6	1.0	8.7	70,000	0.08	1.9
	H16.12. 9	7.5	2	0.7	9.9	4,900	0.07	2.6
	H17. 2.23	7.5	3	2.9	9.5	7,900	0.10	3.2
	平均値	7.5	3.0	1.6	9.1	22,450	0.08	2.5
するめだ橋	H16. 5.27	9.0	1	2.2	14.0	11,000	0.37	3.1
	H16.10. 6	7.8	5	1.3	8.5	240,000	0.15	3.1
	H16.12. 9	7.7	2	6.1	9.9	54,000,000	0.24	3.8
	H17. 2.23	7.7	6	4.1	11.0	350,000	0.18	3.6
	平均値	8.1	3.5	3.4	10.9	13,650,250	0.24	3.4
樋門田橋	H16. 5.27	7.6	47	3.3	8.4	130,000	0.21	2.4
	H16.10. 6	7.8	4	1.3	8.6	22,000	0.10	1.9
	H16.12. 9	7.8	3	3.0	10.0	24,000	0.08	2.1
	H17. 2.23	7.8	6	3.1	12.0	13,000	0.09	2.3
	平均値	7.8	15.0	2.7	9.8	47,250	0.12	2.2
高柳橋	H16. 5.27	8.8	5	3.5	11.0	24,000	0.17	2.0
	H16.10. 6	8.0	6	1.3	9.0	49,000	0.13	2.4
	H16.12. 9	7.8	2	1.5	11.0	350,000	0.10	3.0
	H17. 2.23	7.8	3	3.4	12.0	49,000	0.11	3.0
	平均値	8.1	4.0	2.4	10.8	118,000	0.13	2.6
西大橋	H16. 5.27	7.6	4	1.5	7.9	33,000	0.19	1.9
	H16.10. 6	7.7	6	1.2	7.8	540,000	0.12	1.9
	H16.12. 9	7.6	3	1.1	9.1	49,000	0.10	2.4
	H17. 2.23	7.7	3	3.3	8.5	79,000	0.22	3.4
	平均値	7.7	4.0	1.8	8.3	175,250	0.16	2.4
松原橋	H16. 5.27	7.8	10	2.5	10.0	70,000	0.16	2.1
	H16.10. 6	7.9	6	1.3	8.8	7,900	0.08	1.7
	H16.12. 9	7.9	4	0.7	10.0	49,000	0.22	2.2
	H17. 2.23	7.9	3	1.1	9.5	7,000	0.18	2.2
	平均値	7.9	5.8	1.4	9.6	33,475	0.16	2.1

表 20 河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成 16 年度）

対象項目	生活環境項目				
	p H (-)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
判定値	全測定値	平均値	75%値	平均値	平均値
環境基準	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	2.0 以下	7.5 以上	1,000 以下
高速ガード下	7.4 7.7 7.4 7.4	2.0	1.6	9.2	<u>39,825</u>
太郎丸橋	7.1 7.7 7.5 7.5	3.0	1.7	9.1	<u>22,450</u>
するめだ橋	9.0 7.8 7.7 7.7	3.5	<u>4.1</u>	10.9	<u>13,650,250</u>
樋門田橋	7.6 7.8 7.8 7.8	15.0	<u>3.1</u>	9.8	<u>47,250</u>
高柳橋	8.8 8.0 7.8 7.8	4.0	<u>3.4</u>	10.8	<u>118,000</u>

全リン、全窒素は環境基準なし
 西大橋、松原橋は環境基準の類型指定なし
 _____の部分は環境基準に適合しない

(2) 海水域水質調査

生活排水及び工場排水の海域への流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が海域に流入する海水域の 4 箇所の定点にて、平成 16 年 5 月 19 日の最干潮時と最干満時の海水水質 7 項目について調査しています。

表 21 海水域水質調査結果（平成 16 年度）

調査項目 調査地点		p H (-)	透明度 (m)	塩化物 イオン (mg/l)	C O D (mg/l)	一般細菌 (個/ml)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜
終末 処理場裏	AM	8.2	>1.0	18,000	1.5	13	<2	無
	PM	8.2	>1.0	18,000	2.0	430	<2	無
古賀西 小学校裏	AM	8.3	>1.0	19,000	1.8	10	<2	無
	PM	8.2	>1.0	15,000	2.7	1,600	40	無
花見海岸	AM	8.3	>1.0	18,000	2.0	45	<2	無
	PM	8.3	>1.0	19,000	1.8	270	9	無
北花見 海岸	AM	8.3	>1.0	20,000	1.8	40	<2	無
	PM	8.3	>1.0	19,000	2.3	630	6	無

(3) 井戸水水質調査 (快適環境監視事業)

市内の上水道未整備地域における家庭用飲用井戸の水質状況の把握を目的に、家庭用飲用井戸における簡易 1 2 項目の水質調査 (サンプルング調査) を実施しています。

(4) 公共下水道の整備

公共下水道事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため、昭和 4 1 年に事業認可を受けて以来、計画的に整備を進めています。

平成 1 6 年度は、終末処理場の機械設備・電気設備の更新工事や庄 2 ・ 4 号汚水幹線の整備や面的整備である千鳥第 1 処理分区 (筵内区) 千鳥第 2 処理分区 (久保区・千鳥北区) 花見処理分区 (花見南区・花見東 1 区・花見東 2 区・北花見区) 久保処理分区 (久保区) 庄処理分区 (新原区・今在家区・庄南区) 及び前田第 2 処理分区 (鹿部区) の整備を行い、区域の拡大を図りました。

平成 1 6 年度末で、処理区域人口は 3 8 , 6 4 3 人、水洗化率は 9 1 . 1 % となっています。

表 22 下水道普及状況

処理分区名	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率 (%)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
北部	46.8	46.0	98.3	1,196	1,145	95.7
西部	28.1	27.1	96.4	1,826	1,800	98.6
南部	27.9	27.0	96.8	2,505	2,405	96.0
鹿部	31.0	31.0	100.0	1,733	1,733	100.0
東部	35.7	35.5	99.4	1,312	1,220	93.0
庄	93.5	57.9	61.9	3,507	2,900	82.7
前田第 1	44.6	44.6	100.0	4,255	4,255	100.0
前田第 2	41.3	25.9	62.7	59	59	100.0
鹿部第 1	14.1	14.1	100.0	1,218	1,218	100.0
京田	100.4	96.4	96.0	139	139	100.0
千鳥第 1	108.2	107.6	99.4	6,973	6,953	99.7
千鳥第 2	136.0	125.8	92.5	7,365	6,670	90.6
久保	34.3	17.4	50.7	812	424	52.2
高田	7.0	7.0	100.0	421	413	98.1
花見	106.5	73.5	69.0	5,322	3,855	72.4
H16 年度末	855.4	736.8	86.1	38,643	35,189	91.1
H16 実績	-	22.8	-	902	992	-

整備率：整備面積 / 認可面積

水洗化率：水洗化人口 / 処理区域人口

(5) 農業集落排水の整備

農業集落排水事業は、公共下水道事業区域外における生活環境の改善及び公共用水域や農業用水の水質保全を図るため、平成12年度から事業に着手しています。

平成16年度は、小山田処理区の処理施設の整備、筵内・久保処理区の污水管渠の整備を行いました。

(6) 合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域における河川等の水質汚濁防止や生活環境の保全を図るため浄化槽の設置を推進しており、市内在住の個人が所有する住宅に浄化槽を設置する場合の設置費用の一部を補助しています。

平成16年度は、67基の合併処理浄化槽に対し補助を行いました。

表 23 合併処理浄化槽の設置補助件数（平成16年度）

人槽別	国庫補助	市単独補助	計
5人槽	40	1	41
7人槽	16	2	18
10人槽	4	0	4
11～50人槽	4	0	4
計	64	3	67

3 省資源・リサイクル、廃棄物対策に関する施策

(1) 廃棄物の適正な処理

家庭系ごみの処理

家庭系可燃ごみについては、指定ごみ袋による有料収集を行い、玄界環境組合立古賀清掃工場において処分しています。

家庭系不燃ごみ（資源ごみを除く陶磁器類）については、古賀市不燃物埋立地において埋立処分しています。

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処分しています。

事業系ごみの処理

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）については、原則として事業者自ら処理するよう指導していますが、自己処理できない事業系可燃ごみについては、指定ごみ袋による有料収集を行っています。

また、特定事業用建築物（延床面積3千平方メートル以上）学校（延床面積8千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者等に対し、紙使用量の抑制や古紙等の資源回収を促進することにより、事業系ごみの減量を図るため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け、36事業所から計画書が提出されました。

表 24 ごみ排出量（平成 16 年度）

区分		可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ	計
		一般	粗大	一般	埋立		
ごみ排出量	計画収集量	17,481 t	547 t	477 t	121 t	906 t	19,532 t
	直接搬入量	983 t	97 t	71 t	166 t	-	1,317 t
	自家処理量	53 t	-	-	-	-	53 t
	計	18,517 t	644 t	548 t	287 t	906 t	20,902 t
集団回収量		-	-	-	-	2,014 t	2,014 t
総排出量		18,517 t	644 t	548 t	287 t	2,920 t	22,916 t
人口		56,442 人					
1 人 1 日当たり排出量		1,015 g					

ごみ排出量：計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

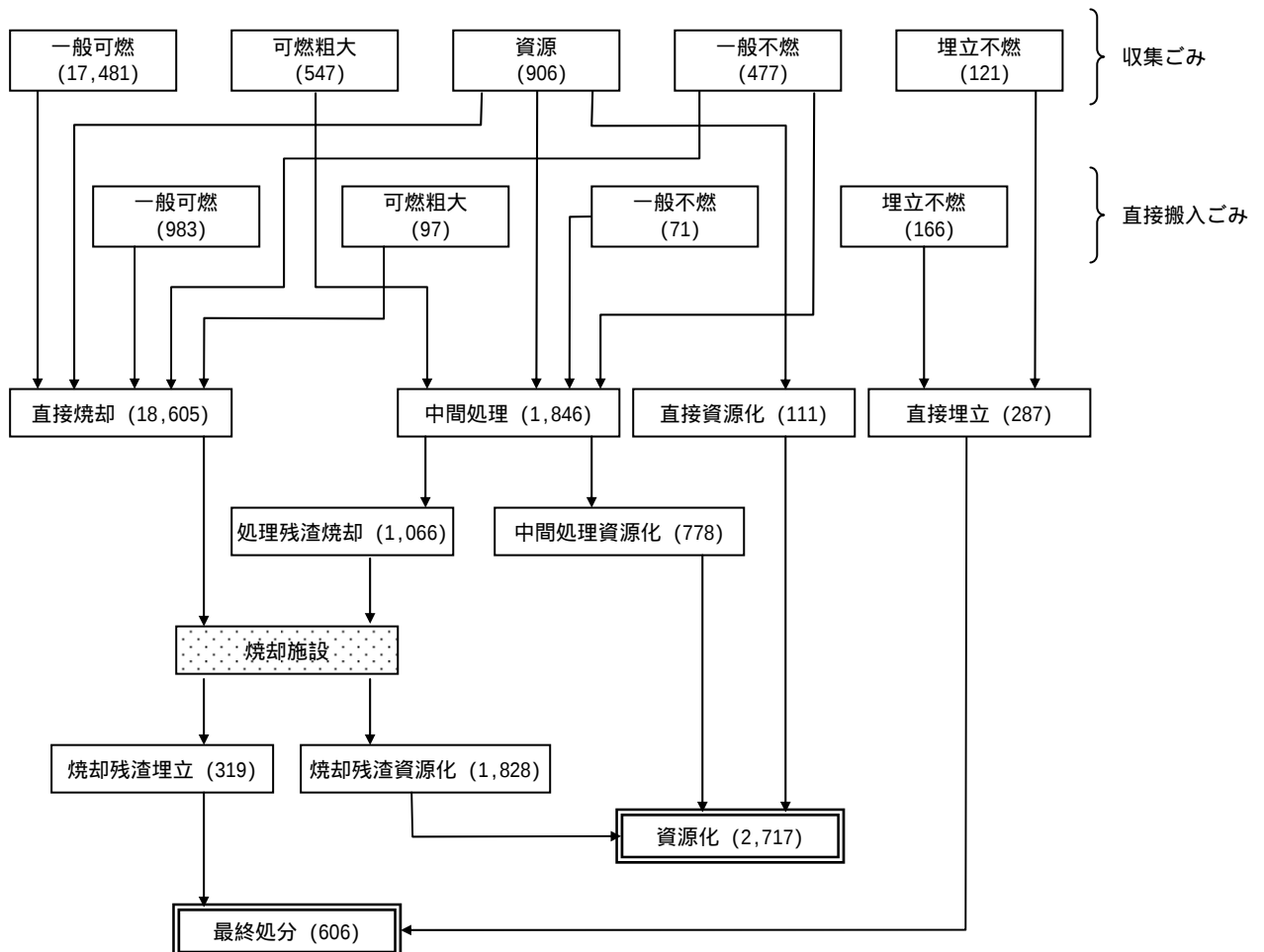
総排出量：計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、排出量を「計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量」と定義

人口：平成 16 年 9 月末現在の住民基本台帳人口

1 人 1 日当たり排出量：ごみ排出量(g) / 人口 / 年間日数

図 5 ごみ処理フロー図（平成 16 年度）



不燃性粗大ごみは一般不燃の区分で集計

(2) ごみ減量の推進

ごみ減量に関するパンフレットの作成

家庭における一層のごみ減量を推進するため、ごみ減量パンフレット「みんなで実践！ごみ減量!!」を作成し、各家庭に配布しました。

パンフレットでは、ごみ組成分析調査の結果のほか、生ごみの水切りの徹底、生ごみの堆肥化、古紙のリサイクルなど、家庭でも比較的簡単に取り組むことができるごみ減量の方法について取りあげ、さらなるごみ減量呼びかけました。

ごみ減量化・資源化優良事業所表彰

「ごみ減量化・資源化優良事業所表彰」は、ごみの減量化や資源化に関する取組が優れており、その功績が顕著である事業所を表彰することにより、他の事業者や市民の意識の向上や取組の推進を図ることを目的として平成16年度に創設した表彰制度です。

平成16年度は、株式会社九州西友古賀店と生鮮市場たんと千鳥店の2事業所について、ダンボールの全量リサイクルやレジ袋の削減等の功績を認め表彰しました。



図6 ごみ減量化・資源化に関する事業所の取組



(資源ごみ分別ボックスの設置)



(マイバック持参の呼び掛け)

生ごみ処理機器購入補助

家庭から発生するごみの中で最も高い割合(重量比)を占める生ごみを減量化・堆肥化する電動式又は手動式の生ごみ処理機器及びコンポスト化容器の購入費を補助し、家庭ごみの減量化を図っています。

補助金額は、20,000円を上限に、購入価格(本体価格)の2分の1としており、平成16年度は35件の補助を行いました。

マイバックキャンペーン

「買い物」という身近な行動からごみ減量に取り組む「マイバック(買い物袋)持参運動」を推進し、ごみとして廃棄されるレジ袋の減量や資源の有効利用につなげていくことを目的に、平成16年10月1日から30日の1か月間、マイバックキャンペーンを実施しました。



(3) リサイクルの推進

資源ごみの分別収集

分別収集は、各地域の分別ステーションにおける月1回の収集、市役所庁舎裏における月2回の収集を行っています。

分別品目は、飲料缶、びんなど12品目（陶磁器を含む。）です。

なお、平成16年度は、古賀東・古賀西・千鳥小学校区において、新たに「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を開始しました。

表 25 分別収集による回収量（平成16年度）

品目	回収量	品目	回収量
飲料缶	29.39 t	金物	304.04 t
びん	280.07 t	紙パック	10.17 t
ガラス	58.32 t	発泡トレイ	8.09 t
蛍光管	8.23 t	梱包材ほか	6.38 t
乾電池	15.06 t	ペットボトル	37.16 t
陶磁器	109.20 t	その他プラスチック製容器包装	32.68 t
合 計			898.79 t

資源回収ボックスの設置

資源ごみのうち、紙パック、トレイ、ペットボトルについては、公共施設等に資源回収ボックスを設置し、回収を行っており、リサイクルの推進を図っています。

平成16年度は、25ヶ所合計で、6,066.9 kgを回収しました。

表 26 資源回収ボックスでの月別回収量（平成16年度）

月	ペット ボトル	トレイ	紙パック	回収量
4月	267.8	79.7	120.6	468.1
5月	217.7	61.3	107.5	386.5
6月	304.6	74.1	130.0	508.7
7月	424.2	99.8	156.4	680.4
8月	427.5	74.8	139.3	641.6
9月	474.4	97.8	171.1	743.3
10月	292.2	81.7	120.5	494.4
11月	235.0	68.8	116.2	420.0
12月	204.9	74.1	136.8	415.8
1月	228.2	76.6	126.7	431.5
2月	169.0	72.7	110.1	351.8
3月	256.9	111.8	156.1	524.8
合計	3,502.4	973.2	1591.3	6,066.9

（単位：kg）

古紙類等集団回収奨励金

子ども会、自治会等の集団回収実施団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付し、資源ごみの集団回収の活性化と古紙類等の再資源化の促進を図っています。

平成16年度は、66団体が延べ564回の集団回収を実施し、2,013.6tの古紙類等が回収されました。

表 27 古紙類等の月別回収量（平成16年度）

月	実施数	新聞紙	雑誌	ダンボール	古布	合計
4月	52	119.17	48.84	20.03	6.36	194.40
5月	44	93.35	31.00	16.08	6.90	147.33
6月	46	132.74	45.43	19.24	9.63	207.04
7月	48	120.74	32.45	15.25	4.90	173.34
8月	43	78.48	21.22	14.75	2.81	117.26
9月	46	106.55	28.39	18.85	3.55	157.34
10月	52	103.35	27.71	15.23	5.58	151.87
11月	50	164.74	48.00	22.22	10.34	245.30
12月	50	105.48	31.01	19.19	5.63	161.31
1月	44	82.56	23.84	16.52	3.29	126.21
2月	47	145.15	44.40	19.42	5.53	214.50
3月	42	76.85	25.65	12.93	2.25	117.68
合計	564	1,329.16	407.94	209.71	66.77	2,013.58

（単位：t）

（４）環境美化行動の日

昭和60年6月9日に海岸一帯の清掃活動として「環境美化行動の日」が実施されて以来、毎年、市内一斉の環境美化行動を実施しています。

19回目を数える平成16年度は、43行政区、5,287名の方に参加していただき、約4.5トンのごみを回収することができました。

（５）ラブアース・クリーンアップ

ラブアース・クリーンアップは「ローマクラブ福岡会議in九州」の開催（平成4年5月）を契機に始められた活動で、本市もラブアース・クリーンアップ福岡地区実行委員会連絡会の一員として協力し、取り組んでいます。

平成16年度は、「ラブアース・クリーンアップ2004」として平成16年6月13日に実施し、292人の方が参加され、約1tのごみを回収しました。

缶、ビン、プラスチック、可燃ごみの袋数にそれぞれの係数（重量）を乗じて算出した量

(6) 不法投棄対策

不法投棄パトロール

市内における不法投棄の状況把握及び不法投棄の未然防止を図るためにパトロールによる監視を行っています。

平成 16 年度は、104 回のパトロールにより 154 件の不法投棄を発見しました。

不法投棄物回収

平成 16 年度にパトロール、通報又は職員の巡回により発見された不法投棄は、223 件（巡回パトロール 154 件、通報 69 件）重量にして約 18.2 t になります。

表 28 不法投棄パトロール又は通報により発見された不法投棄物（平成 16 年度）

品 目	監視	通報	計	品 目	巡回	通報	計
テレビ	16	5	21	消火器			
エアコン	1	1	2	空き缶	19	4	23
洗濯機	1	3	4	空きビン			
冷蔵庫	3	17	20	一斗缶	1	20	21
その他家電製品	8	2	19	ドラム缶			
自動車	3		3	家具類	3	5	8
バイク		5	5	寝装寝具類	6	2	8
自転車	14	23	37	衣類	3		3
自動車部品	4	2	6	雑誌	2	1	3
バイク部品		2	2	ダンボール	7	6	13
タイヤ	7	20	27	木材		2	2
バッテリー	3	11	14	ペットボトル	4		4
廃油				花火			
コンクリート塊				その他不燃	26	15	41
金庫		3	3	その他可燃	50	12	62
楽器				合 計	181	161	342
				実 数	154	69	223

一度に複数の物を投棄された場合があるので件数の合計（実数）とは一致しない

4 省エネルギー対策に関する施策

(1) 省エネルギーに関する啓発の推進

「“もったいない”がいいなー（私たちのエネルギー利用と環境問題のつながり）」をテーマとした講演（講師：福岡教育大学藤本助教授）手回し発電器や足こぎ発電器などの体験などを内容とする第3回古賀市環境シンポジウムを平成16年11月20日に開催し、省エネルギーに関する啓発を行いました。

また、まつり古賀（平成16年11月21日）における「環境展」でも、省エネルギー体験コーナーを設置し、啓発を行いました。

(2) 古賀市環境保全実行計画の推進

エネルギー使用量の削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、平成13年4月に「古賀市環境保全実行計画」を策定し、市役所庁舎や出先機関において、地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

主な取組項目は、電気使用量、冷暖房燃料使用量、公用車燃料使用量、上水道使用量の削減などで、温室効果ガスの総排出量を平成17年度までに基準年比で6%削減することを目指しています。

表 29 古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量

区分		単位	16年度	基準年	比較
使用量	電気	(kwh)	10,222,241	10,622,889	-3.8%
	冷暖房燃料	(l)	109,214	141,176	-22.6%
	公用車燃料		54,164	54,812	-1.2%
	上水道		109,232	136,612	-20.0%
二酸化炭素 排出量	電気	(kg-CO2)	3,925,341	4,079,189	-3.8%
	冷暖房燃料		279,303	362,352	-22.9%
	公用車燃料		132,648	133,996	-1.0%

基準年の数値は、平成11年12月から平成12年11月までの期間の合計値

グリーン購入の推進

市の機関におけるグリーン購入の推進については、「古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、全庁的な取組を行っています。

表 30 グリーン購入の取組実績（平成 16 年度）

分野	調達総量	適合物品調達数	調達率
紙類	1,999,414	1,997,480	99.9 %
文具類	47,578	46,778	98.3 %
機器類	35	34	97.1 %
OA 機器	64	64	100.0 %
家電製品	-	-	-
照明	351	269	76.6 %
自動車	-	-	-
制服・作業服	391	385	98.5 %
作業用手袋	342	336	98.2 %
インテリア・寝装寝具	2	2	100.0 %
その他繊維製品	1	1	100.0 %
設備	-	-	-
役務	26	25	96.2 %
その他の物品等	1,191	1,126	94.5 %

3 「共生」に関する施策

1 優れた自然、身近な自然の保全に関する施策

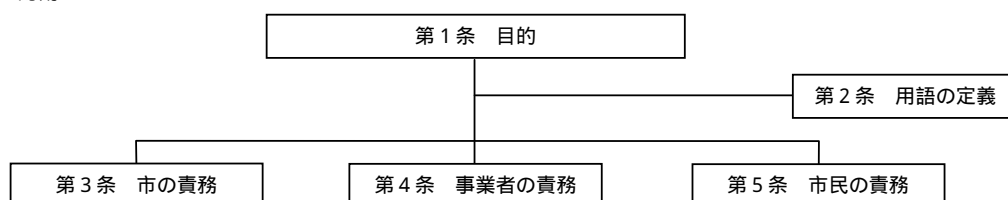
(1) 古賀市森林緑地環境保全条例の制定

森林緑地が有する水源涵養や土砂災害防備、生物多様性の保全など多様な公益的機能を将来にわたって享受することができるよう、市内にある森林緑地の無秩序な開発を抑制するため、「古賀市森林緑地環境保全条例」を平成17年3月に制定しました。

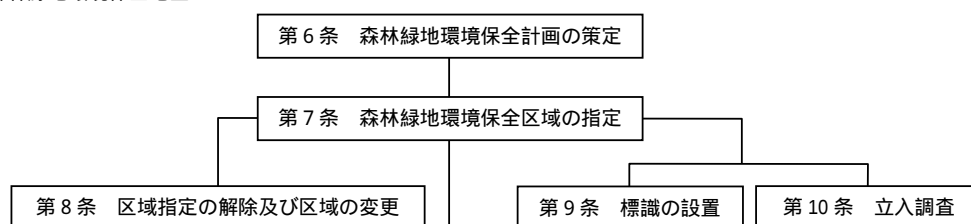
この条例では、工作物の新築・改築・増築・移転、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採、物の堆積等の開発行為を制限し、開発行為を行う場合には、市長の許可を得ることとしています。具体的な区域の設定、許可基準の作成等は平成17年度中に行う予定です。

図7 古賀市森林緑地環境保全条例の構成

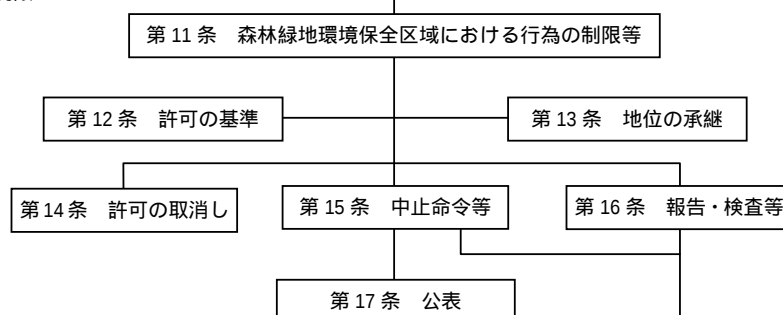
第1章 総則



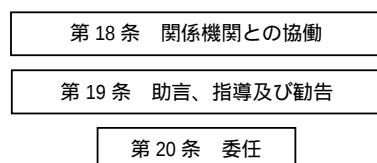
第2章 森林緑地環境保全地区



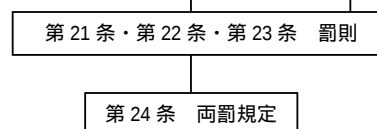
第3章 行為の制限



第4章 雑則



第5章 罰則



(2) 10万本ふるさとの森づくり

「古賀市10万本ふるさとの森づくり」は、古賀グリーンパークに未来に残る森を作ろうという思いから、第1回植樹行動の日(平成14年3月9日)に1,000人を超えるボランティアの方々が参加して始まりました。

平成16年度は、春の育林行動(平成16年5月15日)に350人、秋の育林行動(平成16年10月2日)に320人、第4回植樹祭(平成17年3月5日)に650人のボランティアの方々が参加されました。

2 生物とふれあう場の確保・創造に関する施策

(1) 千鳥ヶ池公園の拡張整備

千鳥ヶ池公園の拡張整備事業は、市街地内の貴重な緑を計画的に保全すると同時に、市民の憩いの場、健康増進の場、学校における環境教育の場などとして整備することを目的としています。

平成16年度は、拡張整備に当たり開催された地元住民や学識経験者等からなる検討委員会により提言された「既存の森林を生かす」というコンセプトのもと、建築物を設けず、遊歩道(全長約800m)を中心とした1.6haの整備を行いました。

3 水辺の保全、創出に関する施策

(1) 小野小学校4年生「こどもホタルンジャー」優秀賞受賞

小野小学校4年生のホタルを守る活動が、環境省の平成16年度「こどもホタルンジャー」優秀賞を受賞しました。

「こどもホタルンジャー」は、ホタルを守る活動を通じて、次世代を担う子どもたちが、川や湖の生きものに触れ、これを自らの手で守ることのよこびを感じ取ってくれることが望まれることから、このような活動のうち、代表的な活動やユニークな活動を表彰するもので、平成16年度に始めて行われたものです。

小野小学校4年生の活動は、ホタルの生息調査から、子ども達自身が課題を見つけ、グループ毎に分かれてホタルと環境の関わりを総合的にとらえた取組が高く評価されました。特に、子どもたちが楽しみながら成長する姿が伝わってくる点、6つのプロジェクトチームの独創性と展開内容、ゴミと生活排水問題も取り上げ行動案を示している点が高く評価されました。

図8 「こどもホタルンジャー活動レポート」の一部



4 「調和」に関する施策

1 まちのみどりの保全・創出に関する施策

(1) 花いっぱい運動の推進

花いっぱい運動は、市民の連帯と創意工夫を育み、花でいっぱいの明るく豊かな心ふれあいまちづくりを推進することを目的に行われており、市では、花いっぱい運動に取り組む団体に対し補助金を交付することにより支援を行っています。

平成16年度は、33団体が補助金の交付を受け、花いっぱい運動に取り組まれました。

2 都市景観の創出に関する施策

(1) 都市景観賞の創設

都市景観賞は、自然景観だけでなく、人の手が加えられたり、人が創り上げてきた優れた景観についても大切な景観資産として評価するため、新たに創設したものです。

平成16年度は、「清滝清流と桜並木（薦野）」、「興山園（米多比）」、「筵内“なの花の道”（筵内）」、「青柳しょうゆ（川原）」の4箇所を選定しました。

表 31 古賀市都市景観賞（平成16年度）

名称	地域	概要
清滝清流と桜並木	薦野	市内中央を流れる大根川上流に位置し、清流がすがすがしく、春には川沿いの桜が、初夏にはホタルの群れが飛び交う姿を眺めることができます。
興山園	米多比	個人の所有地ですが、手入れが行き届いた美しい庭園は、桜をはじめ、四季折々の花と緑があふれ、頂上まで登れば古賀市街も一望できます。
筵内「なの花の道」	筵内	地元地域の皆さんの手で守り育てられている「なの花の道」。毎年3月末には「なの花祭り」が行われ、黄色に咲いた菜の花が訪れる人々を喜ばせています。
青柳しょうゆ	川原	格子とのれんが、かつての旧筑前唐津街道青柳宿の面影を残しており、いにしへの懐かしさを感じさせる風景です。

(2) 空き地の適正管理の指導

地域の清潔を保持し、生活環境の保全を図るため、雑草等が繁茂し、感染症等の発生の原因となるような管理状態の悪い空き地については、所有者又は管理者に対し、除草等の措置をとるよう指導しています。

平成16年度は、空き地の近隣住民等の申出を受け、59件（うち勧告1件）の指導を行っています。

表 32 空き地の適正管理の指導状況（平成16年度）

指導月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12～3月	計
件数	4	16	9	8	-	13	5	4	-	59
面積（㎡）	1,576	11,514	8,103	1,873	-	4,821	3,485	2,211	-	33,583

文書、電話等による指導数

3 歴史的・文化的環境の保全・活用

(1) 巨木の登録事業

平成 1 5 年度に引き続き、自然環境の保全、個性ある美しい街並み景観の形成及び地域の歴史的財産の継承に寄与することを目的に、地域の皆さんの英知と努力で守り育てられてきた大きな樹木を「未来に残したい巨木」として選定しました。

平成 1 6 年度は、古賀東中学校の一年生の協力と所有者・関係者の皆さんの理解を得て、谷山八幡宮（谷山）のケヤキや天降神社（薦野）のクスノキなど 1 0 本を選定し、登録プレートを設置しました。

巨木の選定作業は、古賀東中学校の一年生 5 人に協力していただきました。選定に当たっては、巨木がある場所が集中しないようにしたり、同じ種類の木ばかりにならないようバランスをとることなどに留意して選定されています。

表 33 未来に残したい巨木（平成 1 6 年度）

場所	樹種	地上高（m）	幹周り（m）	推定樹齢
谷山八幡宮（谷山）	ケヤキ	21.00	3.84	800 年
天降神社（薦野）	クスノキ	21.00	7.70	800 年
清瀧寺（薦野）	イスノキ	18.00	3.48	300 年
五所八幡宮（青柳）	ヒメユズリハ	15.00	2.60	200 年
愛鷹神社（谷山）	イチョウ	16.00	3.42	900 年
皇石神社（鹿部）	クロガネモチ	13.00	3.54	400 年
安武宅（米多比）	カヤ	11.00	2.85	150 年
小野小学校（米多比）	カイズカイブキ	10.00	2.56	150 年
医王寺駐車場（筵内）	サクラ	9.00	2.50	100 年
森宅（川原）	クスノキ	15.00	2.79	200 年

地上高、幹周り、推定樹齢はいずれも概数

5 「参加」に関する施策

1 環境教育・学習の推進

(1) 環境シンポジウムの開催

第3回古賀市環境シンポジウム

第3回古賀市環境シンポジウム（平成16年11月20日）では、「“もったいない”がいいなー」をテーマに、福岡教育大学の藤本助教授から私たちの生活におけるエネルギー利用と環境問題のつながりについて、講演をしていただきました。

また、パネルディスカッションでは、「みんなでチェック我が家の省エネ」と題し、参加者を交え、家庭における省エネルギーのアイデアなどについて活発な意見交換が行われました。

(2) まつり古賀「環境展」

ごみ減量や省エネルギーに関する啓発、し尿処理に関する理解の促進を目的に、まつり古賀（平成16年11月21日）において、「環境展」を開催しました。

図9 まつり古賀「環境展」のようす



(3) こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ事業」は、子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に主体的に環境に関する学習や具体的な活動ができるよう支援するために行っています。

平成16年度は、古賀市内のこどもエコクラブとして2団体が登録されました。

第 2 部 環境の状況

1 市の概況

1 沿革

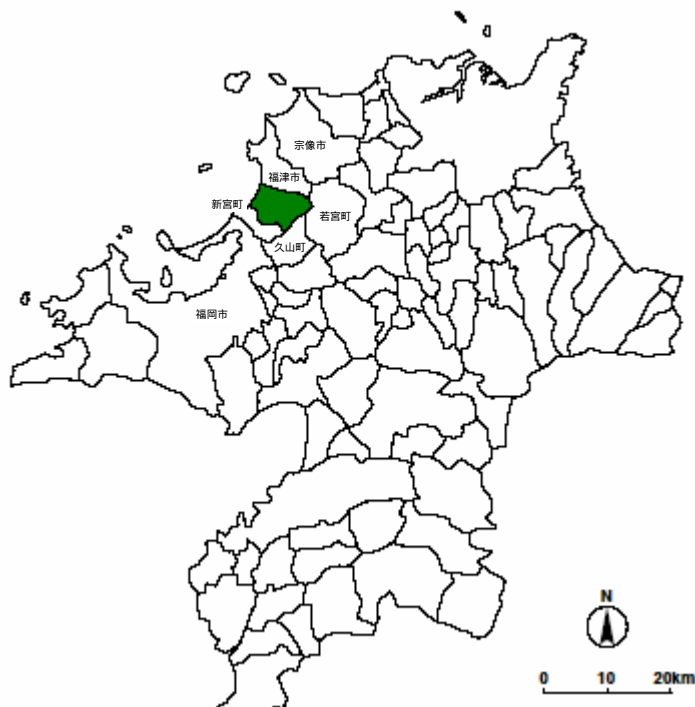
明治22年(1889年)に市制町村制が施行され、それまで16に分かれていた村が合併し、席内村、青柳村、小野村の3村となり、その後、昭和13年(1938年)の町制施行により席内村が古賀町となりました。さらに、昭和30年(1955年)にこれらの1町2村が合併し古賀町となり、平成9年(1997年)の市制施行により現在の古賀市となりました。

2 地勢

福岡県の西北部に位置し、市域は東西方向に約11km、南北方向に約7km、総面積は42.11km²となっています。福岡都市圏に属し、南西部は新宮町、南部は久山町、東部は若宮町、北東部は福岡市と隣接しています。

市内には、JR鹿児島本線、西鉄宮地岳線、九州自動車道、国道3号、国道495号など主要幹線が南北に走り、福岡市の中心部まで約15km、JRを利用して約20分、国道3号を利用して約30分となっています。また、古賀インターチェンジは年間700万台以上の車が利用しています。

図1 古賀市の位置



3 気象

本市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖で、年間降水量は概ね1,500mm前後となっています。

表 1 気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H12	35.1	-1.5	16.2	7.2	5.4	9.5	14.1	18.2	22.1	27.2	27.7	23.0	18.2	13.1	8.4
H13	36.2	-4.8	16.6	5.1	6.2	10.1	14.5	23.1	23.0	27.1	27.7	23.2	18.8	12.5	7.7
H14	33.7	-0.5	16.3	7.4	7.5	11.4	15.6	18.4	22.5	26.9	26.7	23.0	17.6	10.5	8.2
H15	34.1	-4.0	16.4	7.9	7.2	8.8	15.1	19.2	22.2	24.4	26.2	24.3	17.5	15.2	8.8
H16	34.7	-7.4	16.6	5.4	8.2	9.6	14.8	19.2	22.7	27.3	27.2	23.5	17.7	14.0	9.5

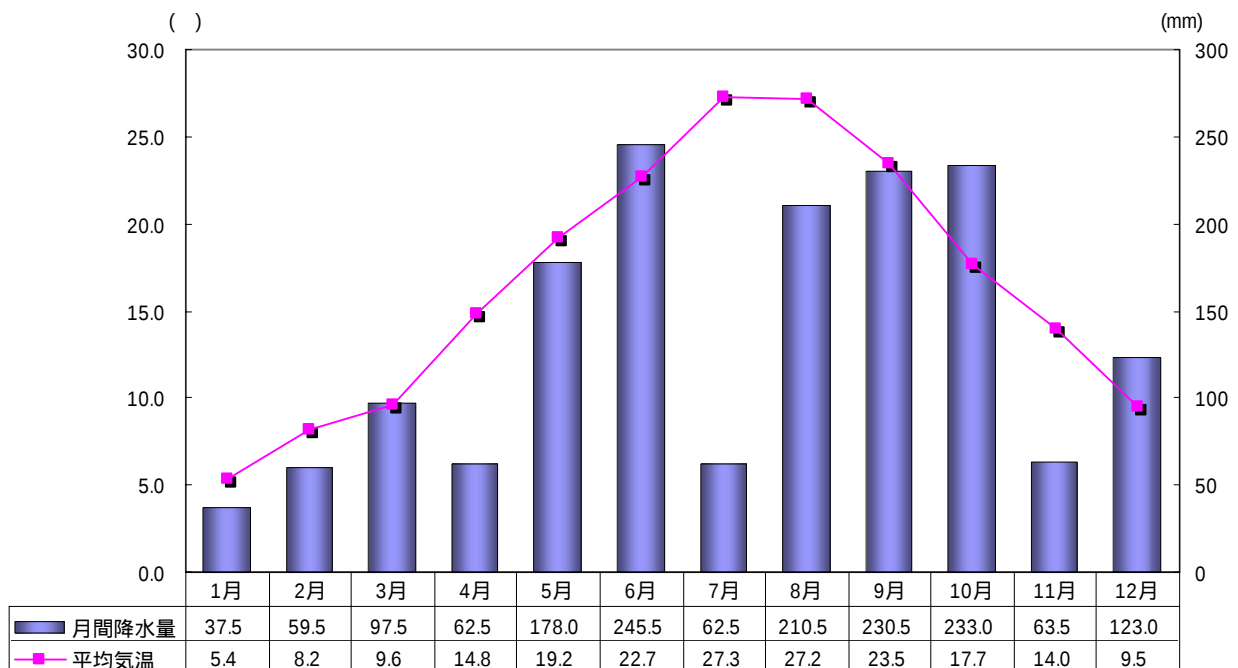
(単位：)

表 2 降水量の推移

年次	総量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H12	1,257.0	65.5	23.0	118.0	84.5	106.5	262.0	102.0	122.5	136.0	75.0	130.0	32.0
H13	1,653.5	120.0	87.0	72.5	33.0	102.0	350.5	273.0	74.0	141.5	157.0	152.0	91.0
H14	1,228.4	90.9	43.0	123.0	106.5	229.0	103.0	93.0	86.5	154.0	85.0	24.5	90.0
H15	1,531.0	64.5	54.5	108.5	139.5	96.0	175.5	505.5	175.5	45.0	19.0	111.0	36.5
H16	1,603.5	37.5	59.5	97.5	62.5	178.0	245.5	62.5	210.5	230.5	233.0	63.5	123.0

(単位：mm)

図 2 平均気温及び月間降水量（平成16年度）



(資料：粕屋北部消防本部「消防年報」)

4 人口

(1) 総人口・世帯数

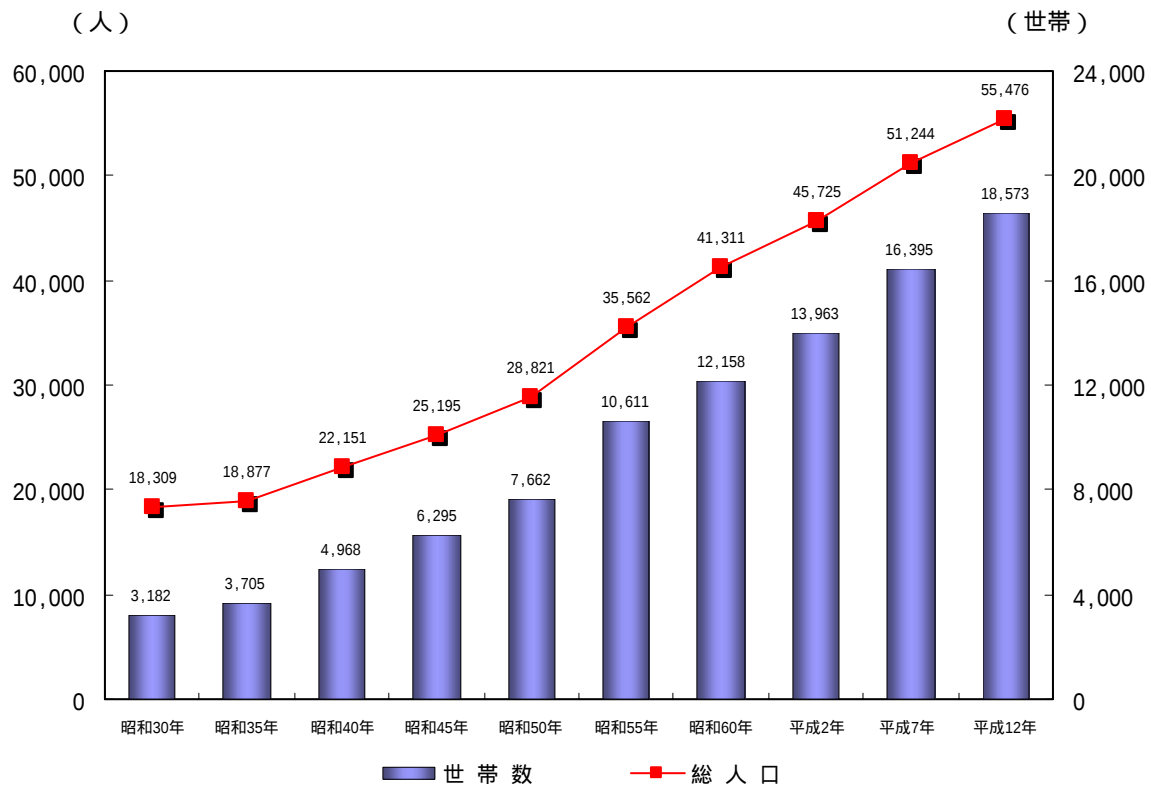
本市の人口は、昭和30年(1955年)の合併当時には18,309人でしたが、平成12年(2000年)には55,476人と3倍を超えています。1世帯当たりの人数は、昭和30年には5.75人でしたが、平成12年には2.99人となっており、核家族化の影響が見られます。

平成17年3月末現在の総人口は、56,332人となっています。

表 3 総人口・世帯数の推移

年次	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	18,309	18,877	22,151	25,195	28,821	35,562	41,311	45,725	51,244	55,476
世帯数	3,182	3,705	4,968	6,295	7,662	10,611	12,158	13,963	16,395	18,573
人/世帯	5.75	5.10	4.46	4.00	3.76	3.35	3.40	3.27	3.13	2.99

図 3 総人口・世帯数の推移



(資料：国勢調査)

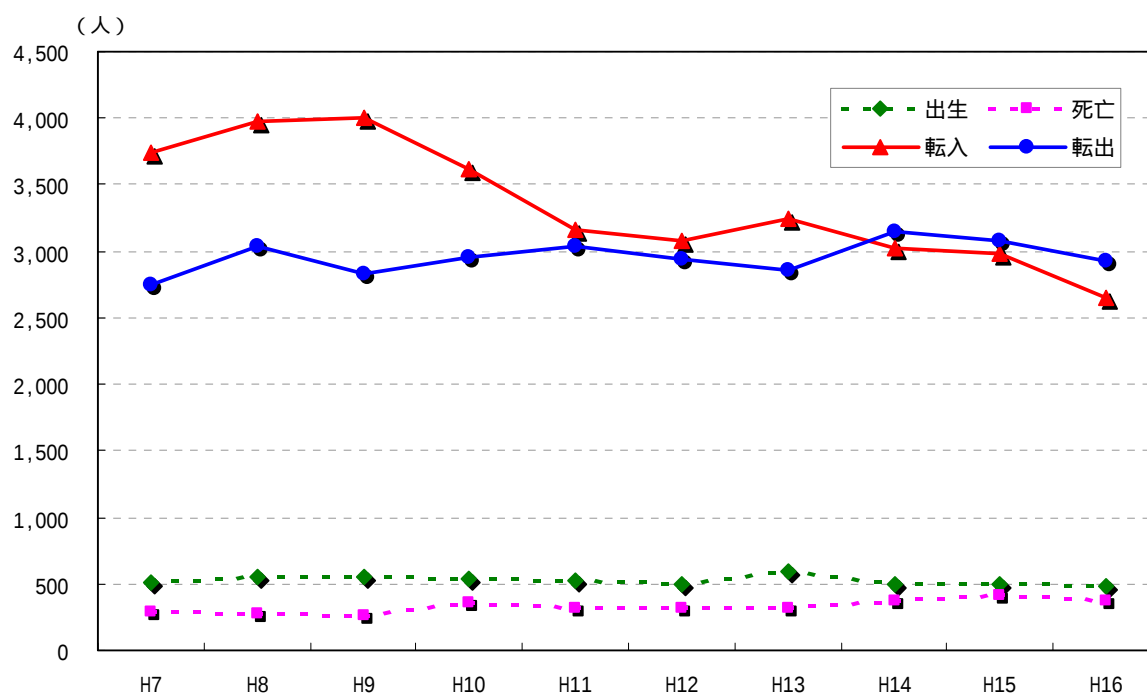
(2) 人口動態

人口動態の推移を見ると、平成10年度までは社会増加が多く、人口増加の主な要因となっていました。しかしながら、平成14年度、平成15年度は転出者数が転入者数を上回り、総人口もわずかではありますが減少しています。

表4 人口動態の推移

年度	社会動態			自然動態			その他 増減	人口 増加数
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
H7	3,747	2,741	1,006	505	295	210	3	1,219
H8	3,975	3,036	939	559	271	288	-20	1,207
H9	3,999	2,825	1,174	558	266	292	30	1,496
H10	3,622	2,955	667	536	364	172	9	848
H11	3,167	3,039	128	520	323	197	15	340
H12	3,085	2,940	145	502	324	178	-14	309
H13	3,239	2,851	388	592	323	269	-19	638
H14	3,021	3,152	-131	499	372	127	-41	-45
H15	2,980	3,073	-93	503	408	95	-11	-9
H16	2,652	2,920	-268	484	345	139	-27	-156

図4 人口動態の推移



(資料：市民課)

5 産業

(1) 産業構造

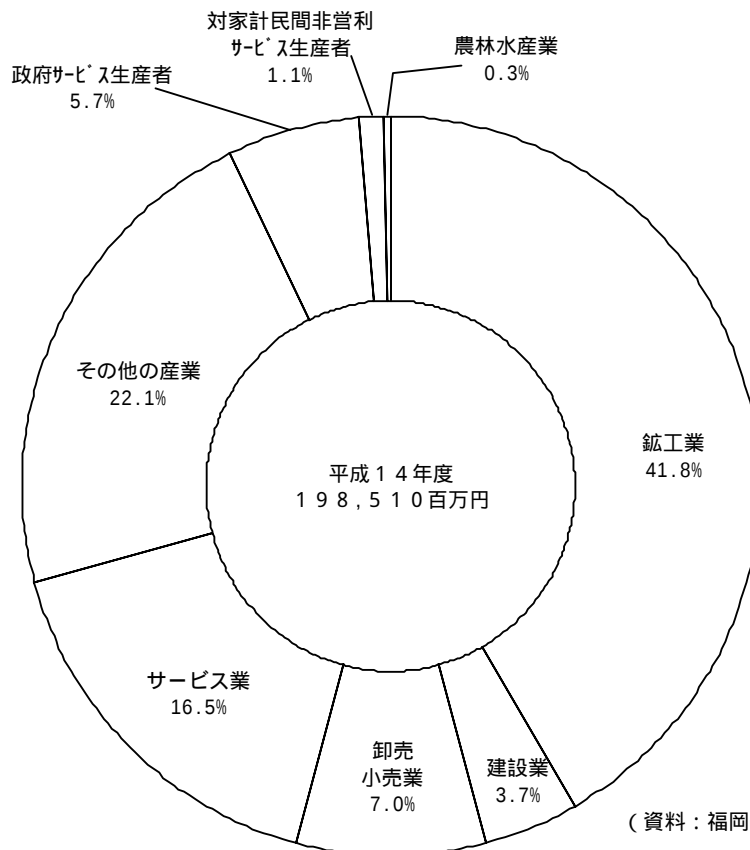
本市の産業は、恵まれた交通体系を背景に、市南西部の工業団地に立地する製造業（工業）を中心に発展してきました。

表 5 経済活動別市内総生産

年度	市内 総生産	農林 水産業	鉱工業	建設業	卸売 小売業	サービス 業	その他の 産業	政府 サービス	対家計民間非営利 サービス 生産者	帰属 利子等
H5	181,664	1,162	90,579	12,807	13,494	19,800	35,166	8,952	1,293	1,589
H6	188,916	1,235	91,489	12,740	14,909	22,684	37,271	8,840	1,400	1,653
H7	192,899	1,142	91,984	12,373	14,717	25,624	38,774	9,266	1,483	2,463
H8	206,319	1,053	98,057	15,983	14,547	29,027	39,310	9,653	1,566	2,877
H9	200,523	898	100,542	5,270	13,882	29,990	40,931	10,306	1,721	3,018
H10	209,372	912	101,189	10,267	14,592	31,338	40,676	10,794	2,037	2,434
H11	207,364	742	100,173	8,784	14,417	32,173	40,081	11,074	2,053	2,131
H12	205,060	770	88,162	13,690	15,282	33,746	42,683	10,937	1,919	2,129
H13	197,425	757	84,368	7,467	16,706	33,556	44,295	11,209	2,081	3,014
H14	198,510	629	84,213	7,930	17,052	33,320	44,639	11,549	2,200	3,022

（単位：百万円）

図 5 経済活動別市内総生産（平成 14 年度）



（資料：福岡県「市町村民経済計算」）

表 6 市内総生産及び市民所得の推移

年度	総生産 (百万円)	就業者 1 人 当たり総生産 (千円)	所得 (百万円)	人口 1 人 当たり所得 (千円)
H5	181,664	9,222	140,729	2,880
H6	188,916	16,951	145,808	2,901
H7	192,899	8,538	150,678	2,940
H8	206,319	8,981	157,851	2,998
H9	200,523	8,507	161,051	2,986
H10	209,372	8,745	167,427	3,026
H11	207,364	8,467	159,810	2,863
H12	205,060	8,285	162,646	2,932
H13	197,425	7,975	159,615	2,854
H14	198,510	8,075	158,462	2,808

(資料：福岡県「市町村民経済計算」)

表 7 産業（大分類）別 15 歳以上就業者数

産業分類（大分類）	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総 数	13,075	16,108	18,241	20,731	24,582	26,343
第 1 次 産 業 (構成比)	1,542 (11.8%)	1,339 (8.3%)	1,138 (6.2%)	936 (4.5%)	818 (3.3%)	726 (2.8%)
農業	1,515	1,313	1,121	918	811	718
林業	13	9	4	10	4	4
漁業	14	17	13	8	3	4
第 2 次 産 業 (構成比)	4,968 (38.0%)	5,681 (35.3%)	6,174 (33.8%)	7,260 (35.0%)	8,180 (33.3%)	8,464 (32.1%)
鉱業	3	7	3	-	4	10
建設業	1,001	1,395	1,527	1,868	2,180	2,410
製造業	3,964	4,279	4,644	5,392	5,996	6,044
第 3 次 産 業 (構成比)	6,537 (50.0%)	9,086 (56.4%)	10,875 (59.6%)	12,417 (59.9%)	15,382 (62.6%)	16,680 (63.3%)
電気・ガス・熱供給・水道業	52	71	80	88	113	130
運輸・通信業	686	991	1,171	1,415	1,889	2,114
卸売・小売業・飲食店	2,476	3,642	4,288	4,625	5,638	5,747
金融・保険業	257	371	452	631	683	719
不動産業	67	82	122	186	248	267
サービス業	2,552	3,305	4,062	4,678	5,769	6,562
公務（他に分類されないもの）	447	624	700	794	1,042	1,141
分類不能の産業 (構成比)	28 (0.2%)	2 (0.0%)	54 (0.4%)	118 (0.6%)	202 (0.8%)	473 (1.8%)

(資料：国勢調査)

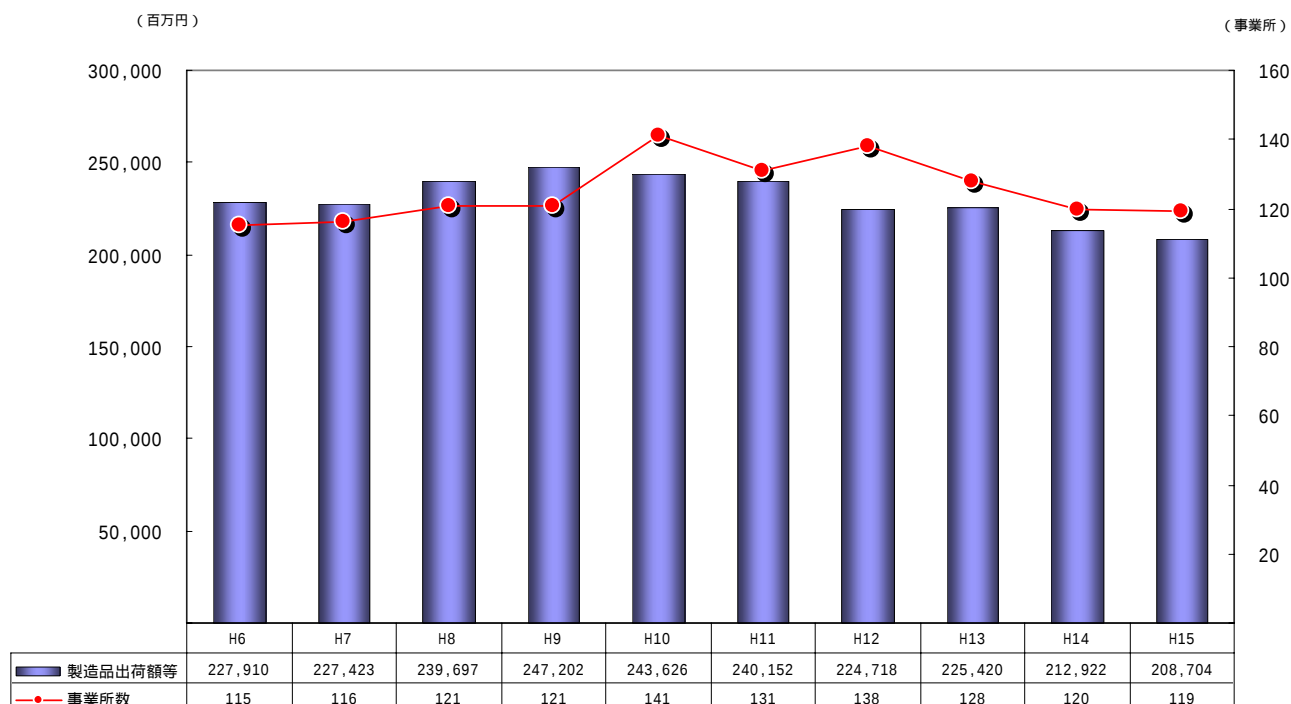
(2) 工業

本市の工業は、昭和 3 0 年代までは現在の J R 古賀駅周辺の機械・金属関連工場が主なものでしたが、昭和 4 0 年代以降、九州自動車道古賀 I C や国道 3 号の開通などにより交通の利便性が向上したことや大都市への近接性から、市南西部に工業団地が整備されるなど、現在では県下有数の規模を誇っています。

表 8 工業事業所数等の推移

年度	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)		付加価値額 (百万円)
				(県内順位)	
H6	115	8,139	227,910	6 位	99,421
H7	116	8,642	227,423	6 位	104,461
H8	121	9,013	239,697	5 位	104,460
H9	121	8,651	247,202	6 位	107,914
H10	141	8,764	243,626	7 位	108,693
H11	131	8,479	240,152	6 位	107,797
H12	138	8,454	224,718	7 位	94,779
H13	128	8,703	225,420	7 位	92,460
H14	120	8,358	212,922	7 位	88,292
H15	119	7,982	208,704	8 位	92,497

図 6 工業事業所数等の推移



(資料 : 工業統計調査)

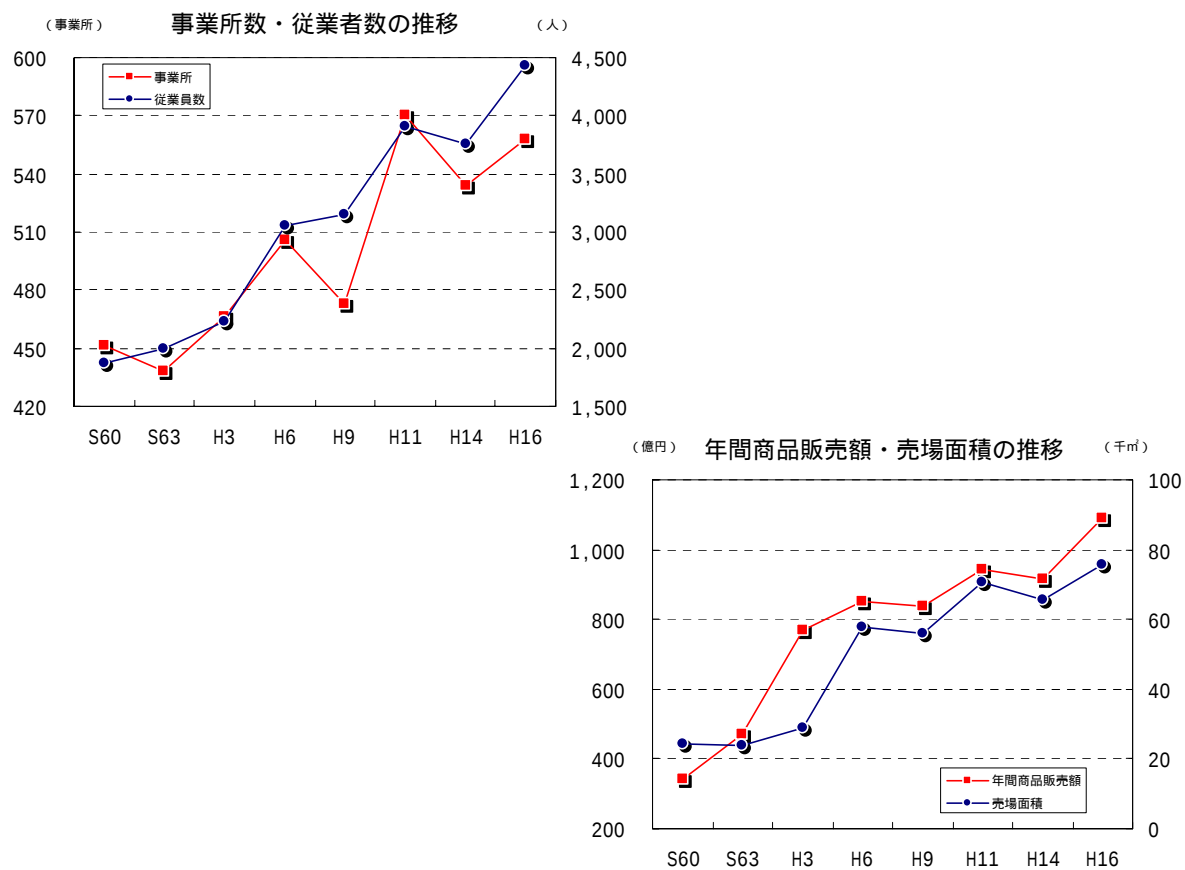
(3) 商業

平成16年の商業統計調査によると、本市の商業事業所数は558、従業者数は4,433人、年間商品販売額は約1,089億5千万円となっています。これを約20年前の昭和60年の数値と比較すると、事業所数は2割強の増加ですが、従業者数は2倍以上に、年間商品販売額は3倍以上に増加しています。事業所数等は、平成11年から平成14年にかけて減少しましたが、平成16年には再び増加に転じています。

表9 商業事業所数等の推移

年次	事業所数			従業者数			年間商品販売額(万円)			売場面積 (㎡)
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
S60	451	49	402	1,878	285	1,593	3,427,897	1,215,830	2,212,067	24,348
S63	438	56	382	1,993	349	1,644	4,693,675	2,453,143	2,240,532	24,033
H3	466	77	389	2,223	506	1,717	7,695,133	4,493,546	3,201,587	28,886
H6	506	86	420	3,060	663	2,397	8,533,512	4,127,004	4,406,508	57,714
H9	473	76	397	3,145	667	2,478	8,381,514	4,159,020	4,222,494	56,014
H11	570	101	469	3,913	732	3,181	9,412,330	4,532,847	4,879,483	70,761
H14	534	105	429	3,755	884	2,871	9,147,101	4,706,166	4,440,935	65,686
H16	558	123	435	4,433	960	3,473	10,895,412	5,347,002	5,548,410	75,511

図7 事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移



(資料: 商業統計調査)

(4) 農業

本市の農業は、農村地域の開発による農地の減少、都市化の進展等による農業従事者の兼業化や高齢化、離農の増加、後継者不足などにより、農業全体としては衰退傾向にあります。環境保全型農業の振興やコスモス館を拠点とする地産地消の推進など消費者ニーズにあった都市近郊型農業への転換も進められています。

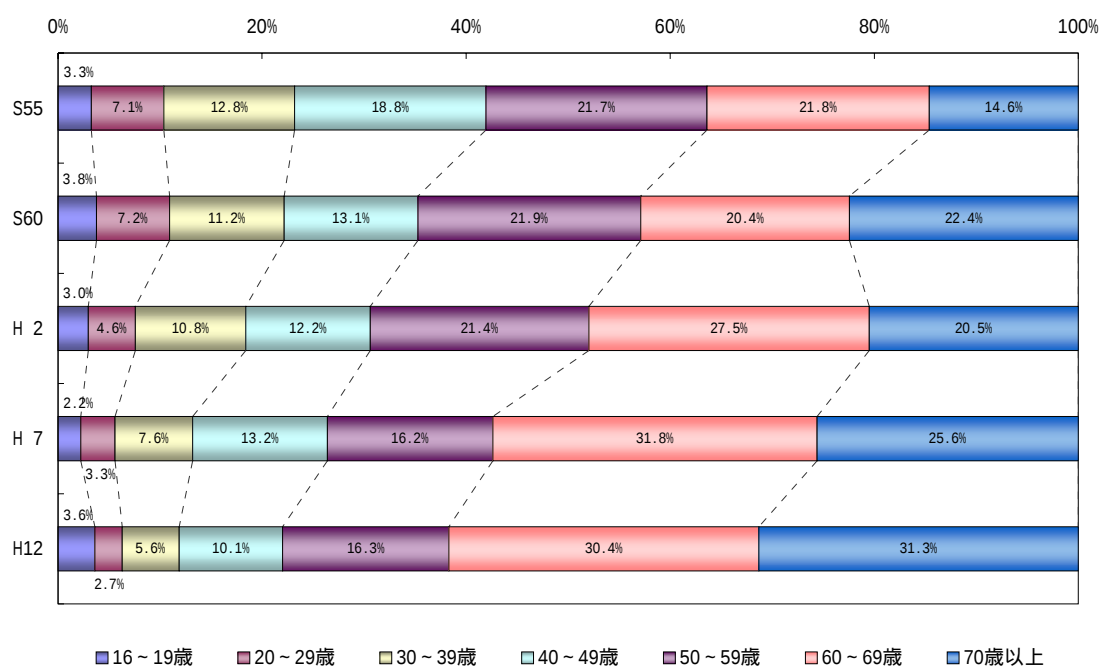
表 10 農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移

年次	農 家 数						農業 就業 人口	經 営 耕 地 面 積					
	総農 家数	販 売 農 家 数				自給 的農 家数		総数	田		畑	樹園地	
		総数	専業	兼 業					稲	果樹園			
				第一種	第二種								
S50	959	959	193	242	524		1,863	1,270	547	480	74	648	646
S55	842	842	175	215	452		1,561	1,147	514	417	53	580	577
S60	753	753	148	162	443		1,565	970	486	424	61	423	422
H 2	649	649	149	96	404		1,278	804	473	362	57	274	272
H 7	580	580	101	81	398		1,023	674	431	371	77	166	165
H12	524	449	97	77	275	75	859	580	394	304	56	130	129

表 11 年齢別農業従事者数の推移

区分	S55	S60	H2	H7	H12
16～19歳	51	59	38	23	31
20～29歳	111	112	59	34	23
30～39歳	200	176	138	78	48
40～49歳	293	205	156	135	87
50～59歳	338	342	274	166	140
60～69歳	340	320	351	325	261
70歳以上	228	351	262	262	269
計	1,561	1,565	1,278	1,023	859

図 8 年齢別農業従事者数の推移



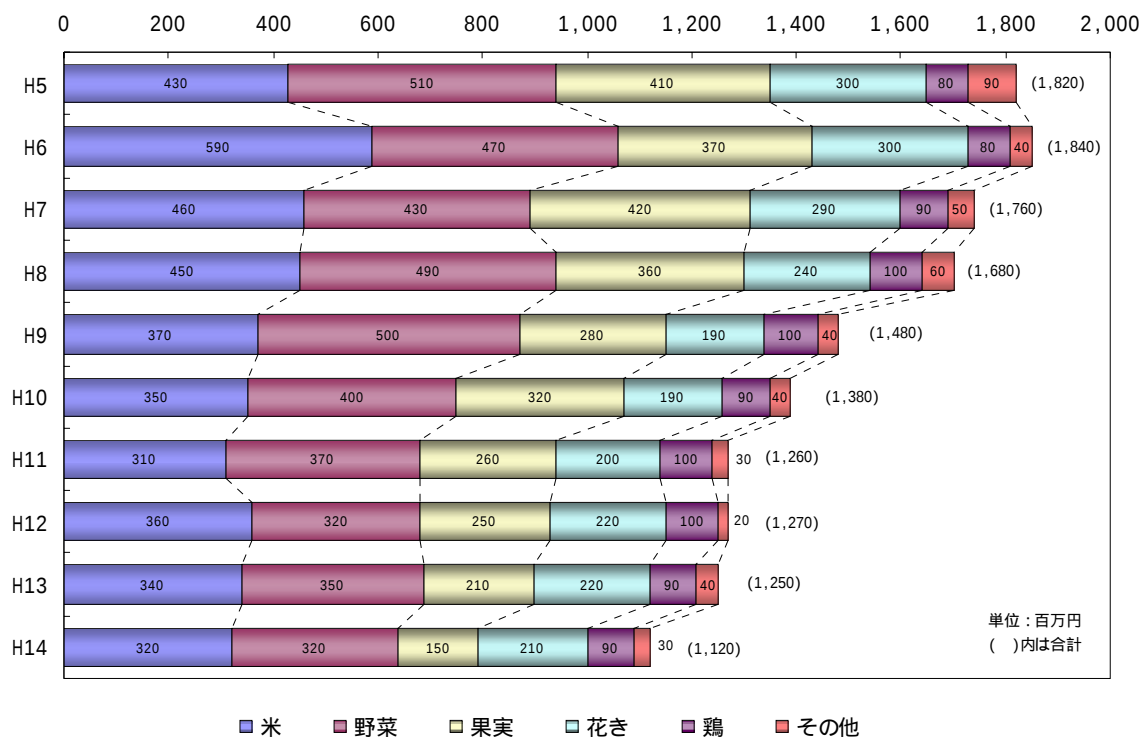
(資料：農林業センサス)

表 12 農業生産額の推移

年次	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
総額	1,820	1,840	1,760	1,680	1,480	1,380	1,260	1,270	1,250	1,120
耕種	総額	1,710	1,740	1,660	1,570	1,370	1,280	1,150	1,160	1,020
	米	430	590	460	450	370	350	310	360	320
	麦類	10	0	0	0	0	0	-	0	-
	雑穀・豆類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いも類	10	10	10	20	10	10	10	10	10
	野菜	510	470	430	490	500	400	370	320	320
	果実	410	370	420	360	280	320	260	250	150
	花き	300	300	290	240	190	190	200	220	210
	工芸農作物	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	種苗・苗木類・その他	50	0	30	20	10	10	10	0	20
畜産	総額	110	100	100	110	110	110	110	110	100
	肉用牛	10	20	10	10	10	10	0	0	X
	乳用牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	豚	10	10	0	10	10	10	10	10	X
	鶏	80	80	90	100	100	90	100	100	90
	その他畜産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工農産物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位:百万円)

図 9 農業生産額の推移



(資料:福岡農林水産統計年報)

6 土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用の推移を見ると、昭和30年代は、JR古賀駅とその周辺に立地する工場を囲むように住宅と商店が張り付くかたちで中心市街地が形成され、平地から東部の丘陵地にかけて農地と農村集落が分布していました。

昭和40年代に入ると、高度経済成長を背景として、市南西部に工業団地、市街地周辺部に住宅団地が整備されるなど都市化が進展し、九州自動車道と国道3号もこの時期に整備されました。

昭和50年代は、住宅団地や工業団地の開発が続き、人口の増加や工業集積が進んだ時期ともいえます。しかしながら、都市計画区域外の東部丘陵地においては、小規模な住宅開発が分散して行われ、狭小過密な住宅地が増加した時期でもあります。

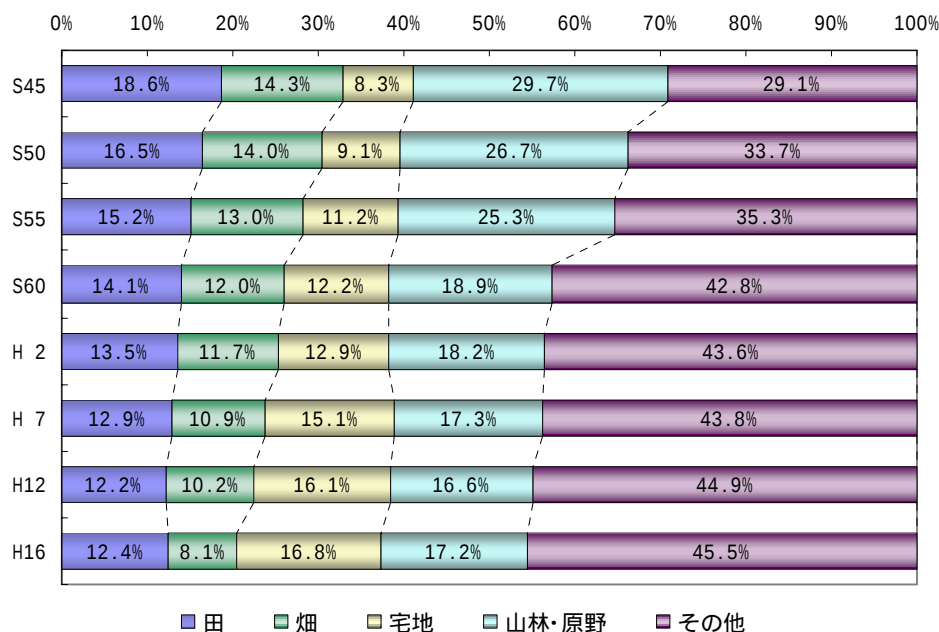
昭和60年代以降は、市街化区域内における大規模な住宅開発が行われるとともに、都市計画区域外における住宅開発も引き続き行われ、人口増加の大きな要因となりました。

表 13 土地利用状況の推移

年度	田	畑	宅地	山林・原野	その他	合 計
S45	784.8	600.3	350.2	1,249.3	1,225.5	4,210.0
S50	695.5	588.9	383.2	1,123.2	1,419.2	4,210.0
S55	638.3	548.2	473.0	1,064.2	1,486.3	4,210.0
S60	593.2	503.8	515.7	796.9	1,800.5	4,210.0
H 2	569.0	493.6	545.1	765.8	1,836.5	4,210.0
H 7	543.1	459.2	637.9	727.9	1,842.9	4,211.0
H12	515.0	427.8	677.6	698.8	1,891.8	4,211.0
H16	521.8	340.5	706.8	725.0	1,916.9	4,211.0

(単位:ha)

図 10 土地利用状況の推移



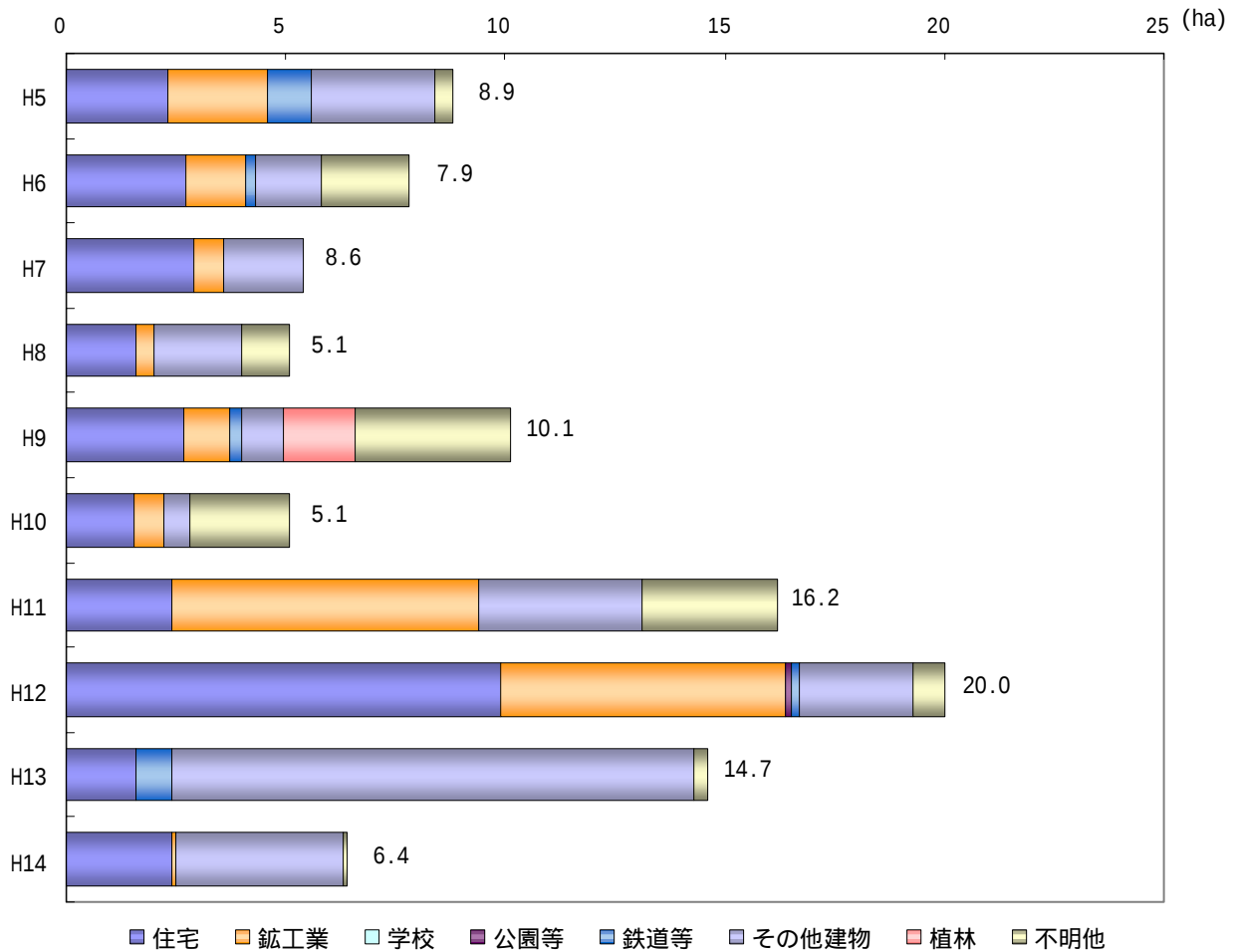
課税評価地目による区分 (資料: 市税課)

表 14 農地転用面積の推移

転用先 年次	総数	住宅	鉱工業	学校用地	公園 運動場等	鉄道、道路、 水路等	その他の 建物施設	植林	不明 分類不能
H 5	8.9	2.3	2.3	-	-	1.0	2.8	-	0.4
H 6	7.9	2.7	1.4	-	-	0.2	1.5	-	2.0
H 7	8.6	2.9	0.7	-	-	0.0	1.8	-	-
H 8	5.1	1.6	0.4	-	-	-	2.0	-	1.1
H 9	10.1	2.7	1.0	-	-	0.3	1.0	1.6	3.5
H10	5.1	1.5	0.7	-	-	-	0.6	-	2.3
H11	16.2	2.4	7.0	-	-	-	3.7	-	3.1
H12	20.0	9.9	6.5	-	0.1	0.2	2.6	-	0.7
H13	14.7	1.6	0.0	-	-	0.8	11.9	-	0.3
H14	6.4	2.4	0.1	-	-	0.0	3.8	-	0.1

(単位:ha)

図 11 農地転用面積の推移



(資料:福岡県農地計画課)

(2) 土地利用計画

本市は、総面積4,211haのうち、2,220haが都市計画区域に指定され、そのうち、805haが市街化区域、1,415haが市街化調整区域となっています。残りの1,991haは都市計画区域外となっています。

第2次古賀市国土利用計画において、市街化区域については、居住機能の整備・充実、商業・業務・サービス機能の立地誘導による中心市街地機能の充実、工業機能の拡充を図ることとしており、市街化調整区域については、農業的土地利用を維持するとともに、都市的な土地利用についても周辺環境との調和を図りながら検討していくこととしています。また、都市計画区域外については、環境の保全や農業の振興等を図りながら良好な宅地の形成と都市施設整備の適切な誘導を図るため都市計画区域への編入を検討することとしています。

表 15 土地利用転換表

転換先 転換源	農用地	森林	水面 河川 水路	道路	宅地	その他	計 (減少)
H10年面積	701.7	1,372.6	146.6	336.2	671.9	982.0	4,211.0
農用地				21.7	93.0	8.0	(-122.7)
森林					7.5	4.1	(-11.6)
水面・河川・水路					0.6		(-0.6)
道路							
宅地				1.9			(-1.9)
その他				9.2	70.9		(-80.1)
計(増加)				(+32.8)	(+172.0)	(+12.1)	
差引(増減)	(-122.7)	(-11.6)	(-0.6)	(+32.8)	(+170.1)	(-68.0)	
H22年目標面積	579.0	1,361.0	146.0	369.0	842.0	914.0	4,211.0

(資料：第2次古賀市国土利用計画)

7 公共交通

本市の公共交通機関としては、JR鹿児島本線、西鉄宮地岳線及び西鉄の路線バスがあります。

表 16 鉄道各駅の乗降客数

年度	H12	H13	H14	H15	H16
JR古賀駅	12,637	12,765	12,772	12,410	12,213
JR千鳥駅	8,838	8,722	8,672	8,490	8,392
西鉄古賀ゴルフ場駅	568	529	487	449	412
西鉄古賀駅	1,097	1,034	959	866	794
西鉄花見駅	835	787	740	670	618

(単位：人/日)

2 自然環境

1 自然環境に関する法指定

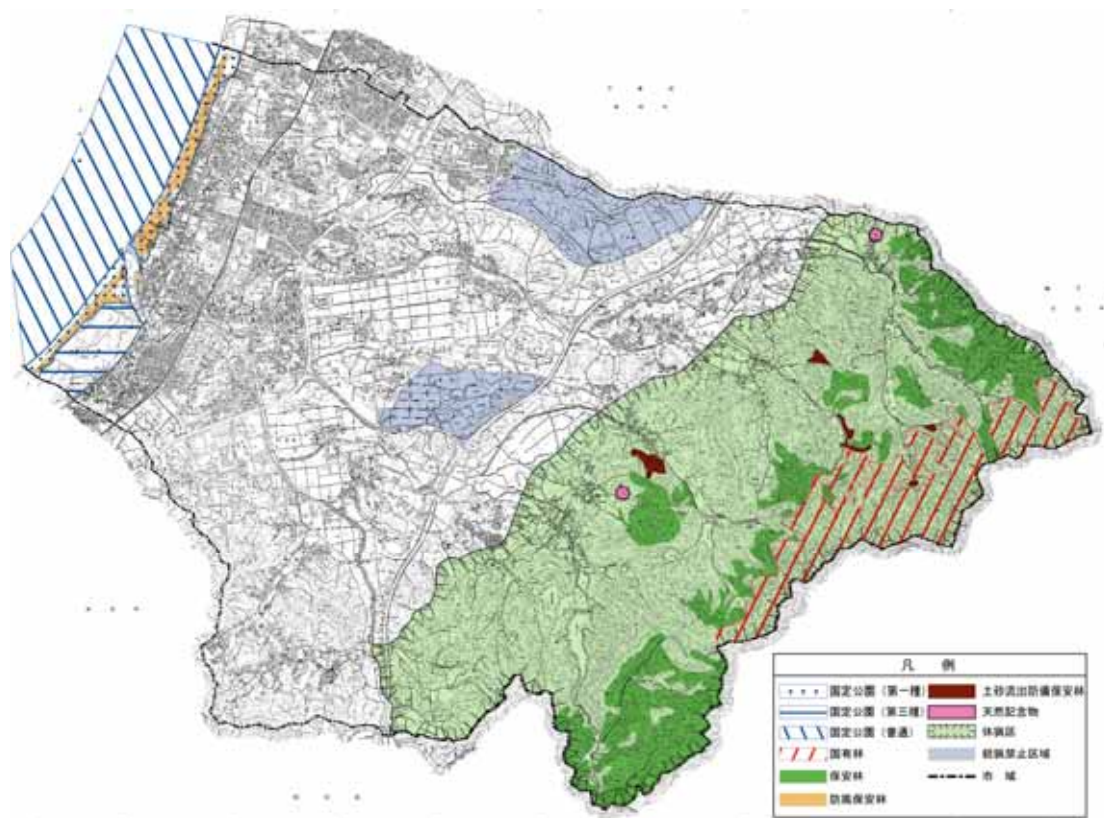
本市における自然環境に関する指定地域等は、自然公園法、森林法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくものがあります。

自然公園法に基づく国定公園としては、市西部の海岸及び松林が玄海国定公園（第1種特別地域、第3種特別地域、普通地域）に指定されています。

森林法に基づく保安林としては、市東部の山林が土砂流出防備保安林及び区分なしの保安林に、市西部の松林が防風保安林にそれぞれ指定されています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律については、市内に鳥獣保護区の指定はありませんが、休猟区が市東部に広く指定されているとともに、銃猟禁止区域として指定されている地域があります。

図 12 自然環境関連法指定状況図



（平成15年4月現在、資料：環境課）

2 地形・地質

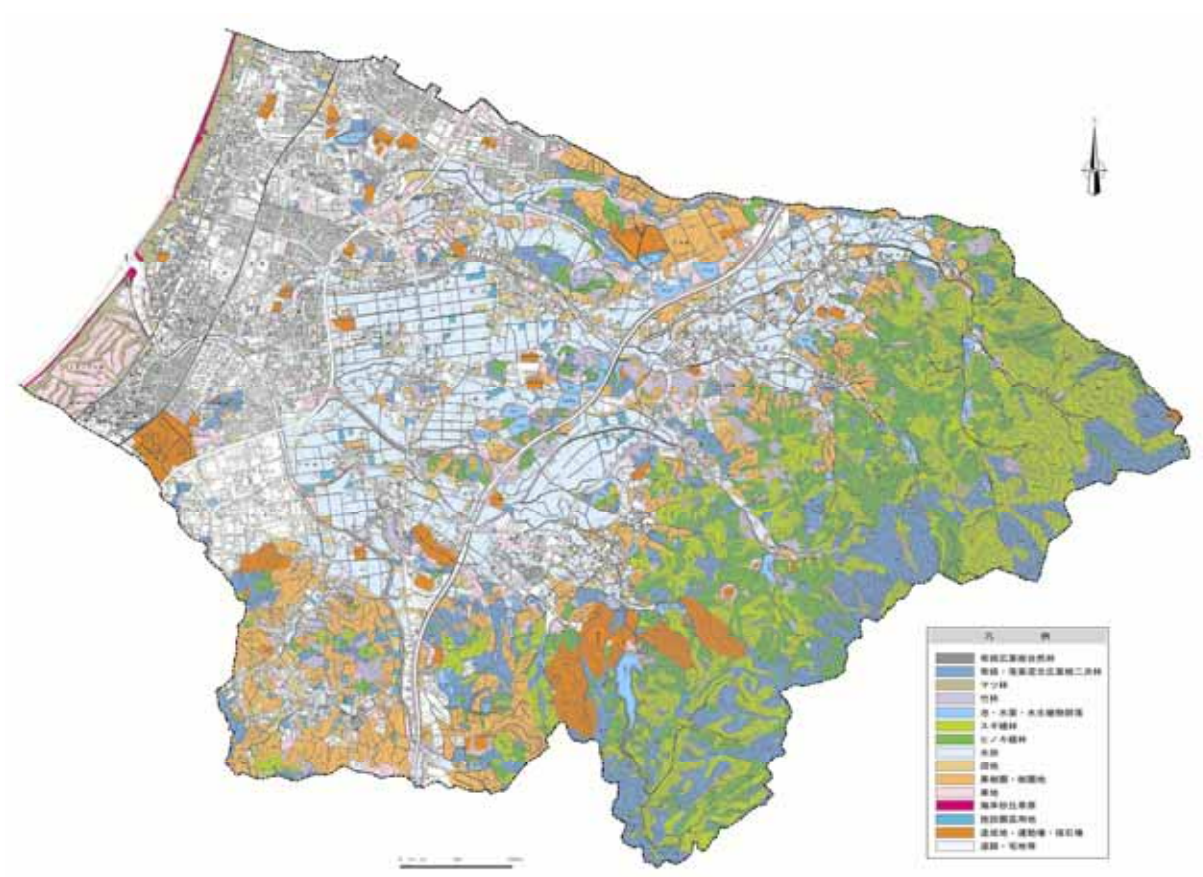
本市の地形は、海浜、低地（沖積地）、台地（段丘）、丘陵地、山地に分けられます。海浜、低地、台地をつくる地質は、西部・北部・南部に分布しており、新砂丘砂層、沖積地構成層、段丘構成層と呼ばれ、海浜砂、砂丘砂、砂礫からなります。北部・中部・南部の丘陵地は古第三紀堆積岩類（頁岩、砂岩、礫岩）と花崗岩類（花崗閃緑岩）からなります。東部の山地は中生代堆積岩類（頁岩、砂岩）、変成岩類（結晶片岩、蛇紋岩）から構成されています。

3 植生

市の東南部は山地で、針葉樹人工林、竹林、照葉樹林などの樹林がモザイク状に分布する森林となっており、中央部の低地と丘陵地には水田、畑地、果樹園が分布しています。西北部の低地は市街地ですが、玄界灘に面した海岸部には砂丘植生と海岸黒松林が見られます。

平地から山地にかけての陸域は古くから人為的攪乱の影響を強く受けており、原生植生は存在しませんが、山地帯上部の森林や社叢林に残る自然林や海岸の草本群落、池沼の水生植物群落の中には、自然性の高い植生が見られます。

図 13 植生図



（資料：古賀市自然環境調査報告書）

4 植物

本市には、海岸、河川、山地、水田や畑、社寺林など、植物にとって多様な生育環境が揃っています。高山はなく、地形も比較的緩やかで、磯、深い渓谷、岩峰などはないものの植物相は豊富で、163科、1,295種の維管束植物が確認されています。1,295種の内訳は、栽培種が94種(7.3%)、帰化種が186種(14.4%)、逸出種が61種(4.7%)、在来種が954種(73.7%)となっています。

生育環境区分ごとに見ると、山地で710種、低山地で654種、市街地や平地の農耕地で714種、海岸部で207種、神社仏閣とその周辺で564種、河川沿いで737種、池とその周辺で802種が確認されています。

表 17 古賀市内で確認された希少種(植物)

和名	科名	福岡県RDB	環境省RDB
キエビネ	ラン科	絶滅危惧 A類	絶滅危惧 B類
ツルギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧 A類	絶滅危惧 類
リュウキュウマメガキ	カキノキ科	絶滅危惧 A類	-
マルバノホロシ	ナス科	絶滅危惧 A類	-
ツクヌキオトギリ	オトギリソウ科	絶滅危惧 B類	絶滅危惧 A類
ツクシオオガヤツリ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 B類	絶滅危惧 B類
キンラン	ラン科	絶滅危惧 類	絶滅危惧 類
ハマボウ	アオイ科	絶滅危惧 類	-
イナモリソウ	アカネ科	絶滅危惧 類	-
テンキグサ	イネ科	絶滅危惧 類	-
サワギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧 類	-
リンドウ	リンドウ科	絶滅危惧 類	-
カワヂシャ	ゴマノハグサ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

5 動物

(1) 哺乳類

本市で確認された哺乳類は、10科14種となっています。海岸沿いの松林では、コウベモグラのほか、チョウセンイタチ、キツネ、タヌキ、ニホンザルなどの生息跡が見られますが、住宅地、市街地、工業団地、中部の田園地帯などには生息種が少なく、大半は、東部から南部にかけて広がる山地部や山麓部に生息種が集中しています。また、東部の山奥部にはシカの生息跡も見られます。

表 18 古賀市内で確認された希少種（哺乳類）

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
イタチ	イタチ科	準絶滅危惧	-
ニホンザル	オナガザル科	準絶滅危惧	-

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

（２）鳥類

本市における鳥類の主な生息地は、海岸沿いの松林、千鳥ヶ池公園周辺、鹿部山公園、中部の田園地帯、ため池周辺、東部の山地となっており、３８科１０８種が確認されています。

表 19 古賀市内で確認された希少種（鳥類）

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
ヤイロチョウ	ヤイロチョウ科	絶滅危惧 B 類	絶滅危惧 B 類
チュウヒ	タカ科	絶滅危惧 B 類	絶滅危惧 類
ハヤブサ	ハヤブサ科	絶滅危惧 類	絶滅危惧 類
サンコウチョウ	カササギヒタキ科	絶滅危惧 類	-
サンショウクイ	サンショウクイ科	絶滅危惧 類	-
イカルチドリ	チドリ科	絶滅危惧 類	-
チュウサギ	サギ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハイタカ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ミサゴ	タカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
オオヨシキリ	ウグイス科	準絶滅危惧	-
オシドリ	カモ科	準絶滅危惧	-
サシバ	タカ科	準絶滅危惧	-
タマシギ	タマシギ科	準絶滅危惧	-
ケリ	チドリ科	準絶滅危惧	-
ヘラサギ	トキ科	準絶滅危惧	-
キビタキ	ヒタキ科	準絶滅危惧	-
カササギ	カラス科	保全対策依存	-

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

（３）は虫類・両生類

本市におけるは虫類・両生類の主な生息地は、中部の田園地帯、ため池周辺、河川、水路、東部の山地となっており、は虫類が５科１１種、両生類が４科１０種が確認されています。

表 20 古賀市内で確認された希少種（は虫類）

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
ジムグリ	ナミヘビ科	準絶滅危惧	-
ニホンイシガメ	ヌマガメ科	準絶滅危惧	-

（資料：古賀市自然環境調査報告書）

表 21 古賀市内で確認された希少種（両生類）

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
トノサマガエル	アカガエル科	絶滅危惧 B 類	-
ニホンアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧 類	-
ヤマアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧 類	-
アカハライモリ	イモリ科	準絶滅危惧	-

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(4) 昆虫類

本市で確認された昆虫類は、78科232種となっています。本市の昆虫相の特徴は、暖温帯に分布するスダジイなどの常緑広葉樹林に生息する昆虫類によって代表されますが、本市には暖温帯性常緑広葉樹林以外にも多様な自然環境があり、温帯性落葉広葉樹林を好む昆虫類も生息しています。

また、河川にはトンボやホタルなども豊富に生息しているほか、湿地環境にしか生息しない昆虫類の生息も確認されています。

表 22 古賀市内で確認された希少種（昆虫類）

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
エサキアメンボ	アメンボ科	絶滅危惧 類	準絶滅危惧
コバンムシ	コバンムシ科	絶滅危惧 類	準絶滅危惧
クロツバメシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧 類	準絶滅危惧
オオマドボタル	ホタル科	絶滅危惧 類	-
オオマルケシゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	準絶滅危惧	-

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(5) 陸産貝類

本市で確認された陸産貝類は、12科42種となっています。神社の社叢などに多く生息していますが、竹類の生育域拡大などにより陸産貝類の生息域が減少するおそれが高くなっています。

表 23 古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
ミヤザキムシオイ	ムシオイガイ科	絶滅危惧 類	絶滅危惧 類
アメイロギセル	キセルガイ科	絶滅危惧 類	-
キセルガイモドキ	キセルガイモドキ科	絶滅危惧 類	-
キュウシュウナミノコギセル	キセルガイ科	絶滅危惧 類	-
オキギセル	キセルガイ科	準絶滅危惧	-
ヤマタニシ	キセルガイ科	準絶滅危惧	-

(資料：古賀市自然環境調査報告書)

(6) 魚類

本市で確認された魚類は、24科48種となっており、汽水域で35種(うち淡水魚7種)、淡水域では18種(うち淡水魚14種)が確認されています。

大根川水系の淡水域では、堰の湛水部などにメダカが豊富に分布しています。

なお、外来魚として、タイリクバラタナゴとオオクチバスが確認されています。

表 24 古賀市内で確認された希少種(魚類)

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
陸封カジカ	カジカ科	絶滅危惧 類	-
ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧 類	-
メダカ	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 類

(資料 : 古賀市自然環境調査報告書)

(7) 汽水・淡水産動物

本市で確認された汽水・淡水産動物は、ゴカイ・ミミズ類が11科14種、貝類が15科21種、甲殻類が16科34種で、合計42科69種となっています。

表 25 古賀市内で確認された希少種(汽水・淡水産動物)

和名	科名	福岡県 R D B	環境省 R D B
ベンケイガニ	イワガニ科	絶滅危惧	-
タケノコカワニナ	トウガタカワニナ科	絶滅危惧 類	-
イシマキガイ	アマオブネガイ科	絶滅危惧 類	-
ハクセンシオマネキ	スナガニ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カワザンショウガイ	カワザンショウガイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
クシテガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	-
タイワンヒライソモドキ	イワガニ科	準絶滅危惧	-
ハマガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	-
ヒメアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	-
ミナミアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	-
フトヘナタリ	ウミナナ科	準絶滅危惧	-
マルタニシ	タニシ科	準絶滅危惧	-
ミナミテナガエビ	テナガエビ科	準絶滅危惧	-

(資料 : 古賀市自然環境調査報告書)

3 大気環境

1 大気汚染関係

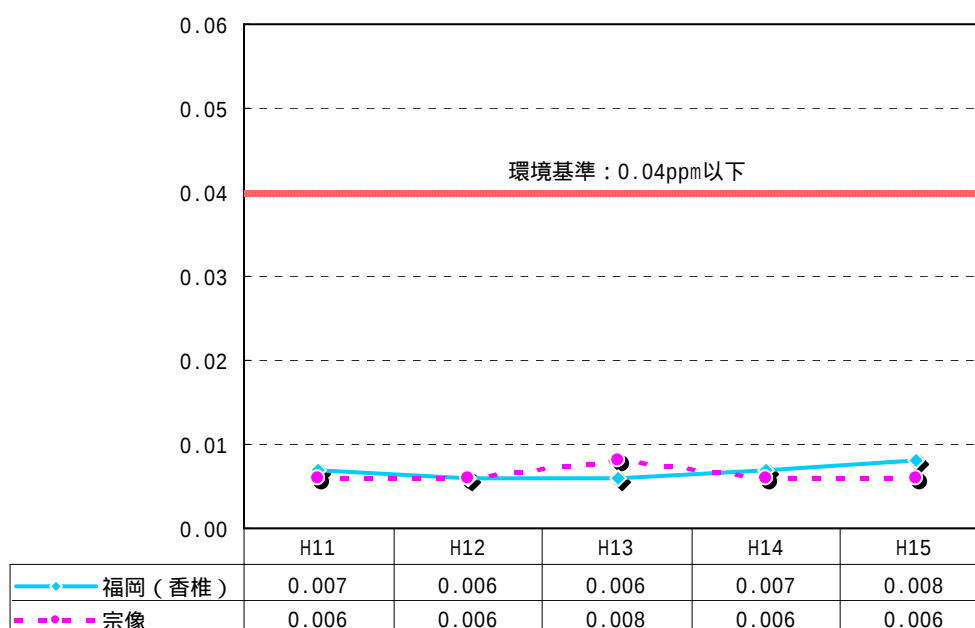
本市には、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに設置されていませんが、近隣の測定局の測定結果を見ると、いずれの地点においても二酸化硫黄、二酸化窒素は環境基準を満たしています。

表 26 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）

測定地点	H11	H12	H13	H14	H15
福岡（香椎）	0.007	0.006	0.006	0.007	0.008
宗像	0.006	0.006	0.008	0.006	0.006

（単位：ppm、日平均値の2%除外値）

図 14 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）



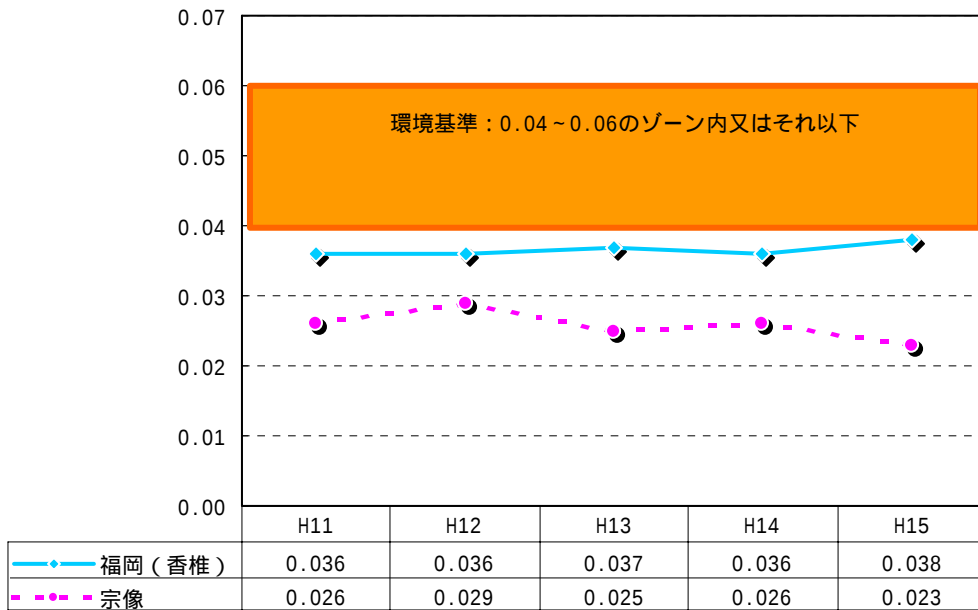
（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 27 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）

測定地点	H11	H12	H13	H14	H15
福岡（香椎）	0.036	0.036	0.037	0.036	0.038
宗像	0.026	0.029	0.025	0.026	0.023

（単位：ppm、日平均値の年間 98%値）

図 15 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）



（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 28 大気汚染防止法該当施設（古賀市内）

処理施設	施設の種類	事業所数	施設数
ばい煙発生施設	ボイラー	40	90
	溶解炉	1	2
	金属加熱炉	1	1
	乾燥炉	1	1
	廃棄物焼却炉	3	5
	ガスタービン	1	1
	ディーゼル機関	9	18
	計	56	118
一般粉じん発生施設	堆積場	5	5
	コンベア	5	49
	破砕機・摩砕機	5	20
	ふるい	5	24
	計	20	98

（資料：粕屋保健福祉環境事務所）

2 騒音・振動

(1) 道路交通騒音

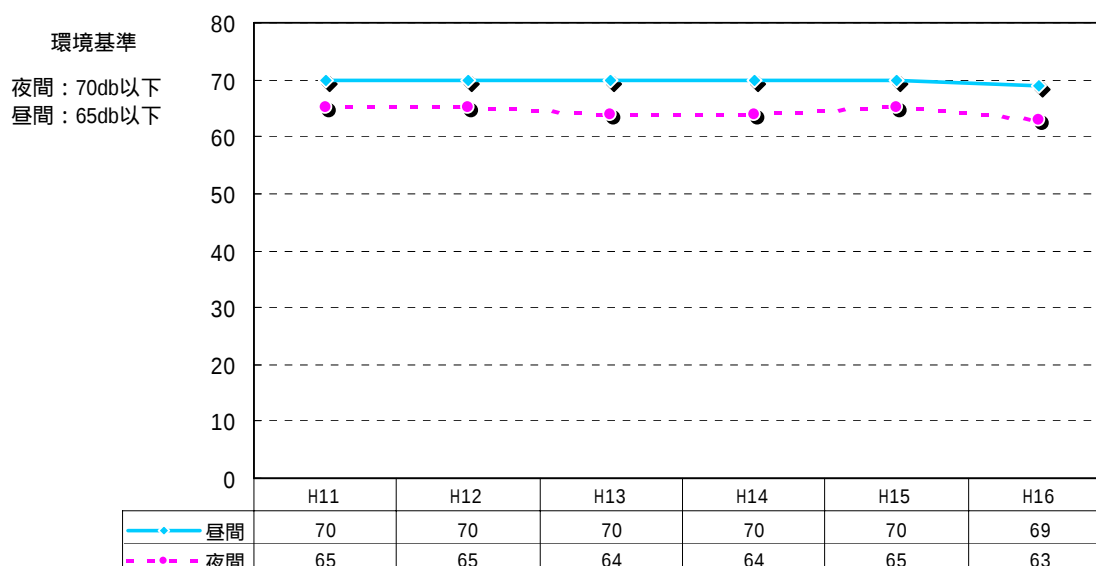
毎年測定している道路交通騒音調査によると、平成12年度から平成16年度まで、等価騒音レベルは環境基準（幹線交通を担う道路の特例値：昼間70dB、夜間65dB）を満たしています。

表 29 道路交通騒音調査結果

道路交通騒音	H12	H13	H14	H15	H16
昼間	70	70	70	70	69
夜間	65	64	64	65	63

（単位：dB、等価騒音レベル）

図 16 道路交通騒音調査結果



（資料：環境課）

(2) 特定施設等の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置届出、特定建設作業の実施届出の状況を見ると、特定施設については、各種機械の原動力として用いられる圧縮機の届出が多くなっています。特定建設作業については、さく岩機やブレーカーが多く、そのほとんどは道路工事に用いられるものとなっています。

表 30 騒音に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類の	H14		H15		H16		累計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			2	4			12	89
空気圧縮機械等	2	4	7	53	2	3	37	402
土石用破碎機等							7	30
織機								
建設用資材製造機械							2	3
穀物用製粉機								
木材加工機械							7	15
抄紙機								
印刷機械			1	8			3	27
合成樹脂用射出成形機			1	3			5	28
鋳造型機								
計		4		68		3	73	594
工場等実数	4		8		2			

表 31 振動に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類の	H14		H15		H16		累計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			2	5			12	89
圧縮機	1	3	5	11	1	1	32	233
土石用破碎機等							7	30
織機								
コンクリート・ロックマシン等							2	3
木材加工機械								
印刷機械			1	9			3	27
ロール機								
合成樹脂用射出成形機			1	3			3	13
鋳造型機							5	25
計		3		28		1	64	420
工場等実数	1		6		1			

表 32 特定建設作業実施届出状況

(騒 音)

作業の種類		H14	H15	H16
使用する機械	くい打等	7		1
	びょう打機			
	さく岩機	9	2	3
	空気圧縮機			
	コンクリートプラント等		2	
	バックホウ	2		
	トラクターショベル			
	ブルドーザー	1		2
計		19	4	6

(振 動)

作業の種類		H14	H15	H16
使用する機械	くい打等	3		3
	鋼球			
	舗装版破碎機			
	ブレーカー	7	2	2
	計	10	2	5

(資料 : 環境課)

図 17 騒音規制区域図

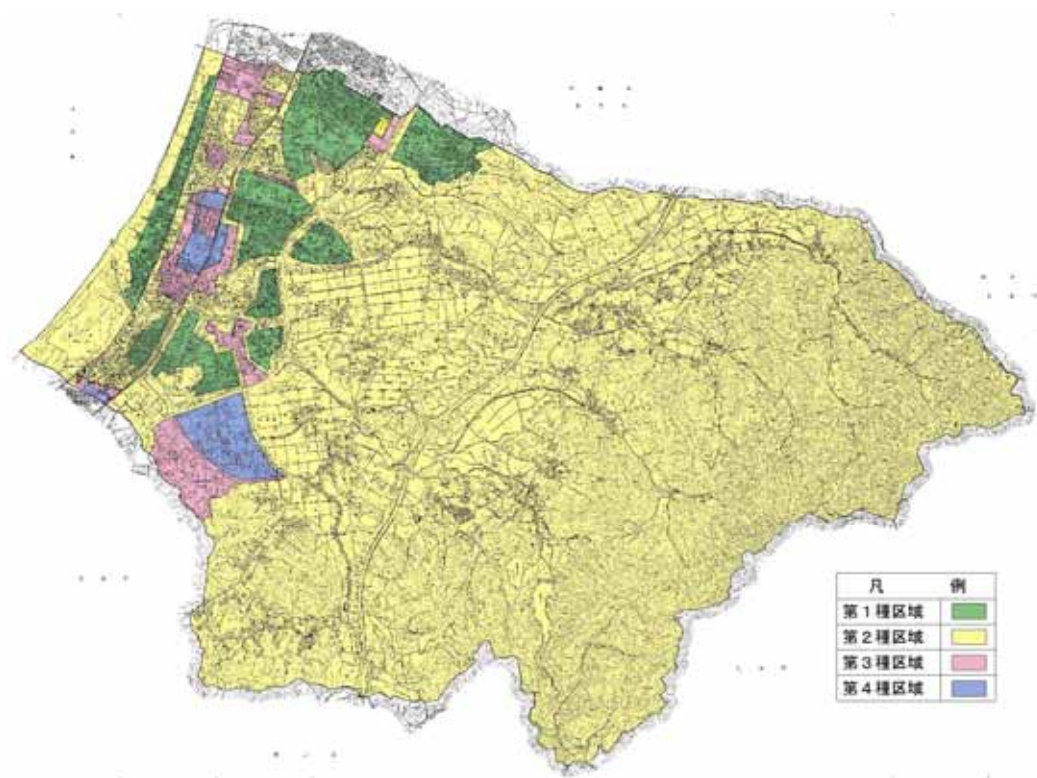
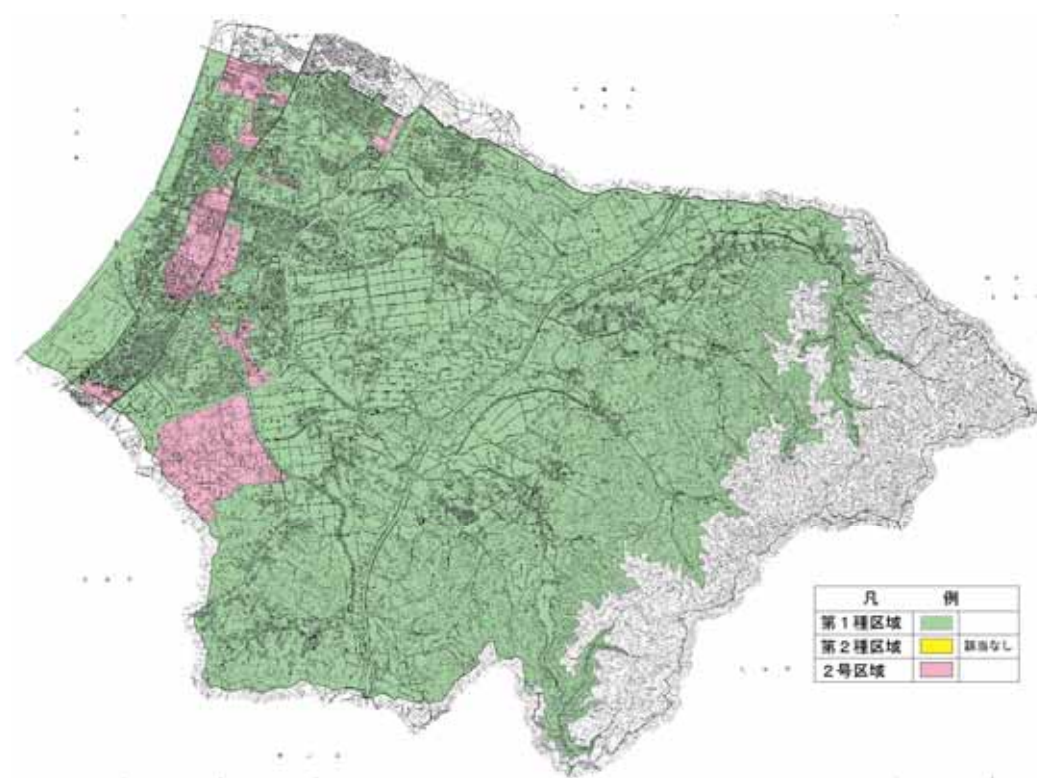


図 18 振動規制区域図



(資料：環境課)

4 水環境

1 河川水質

(1) 環境基準点の水質

市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋がA類型、花鶴橋がB類型の環境基準点となっています。

環境基準点の水質（BOD）は、大根川橋、花鶴橋では環境基準を満たしていますが、石ヶ崎橋では環境基準を超過する状況が続いています。

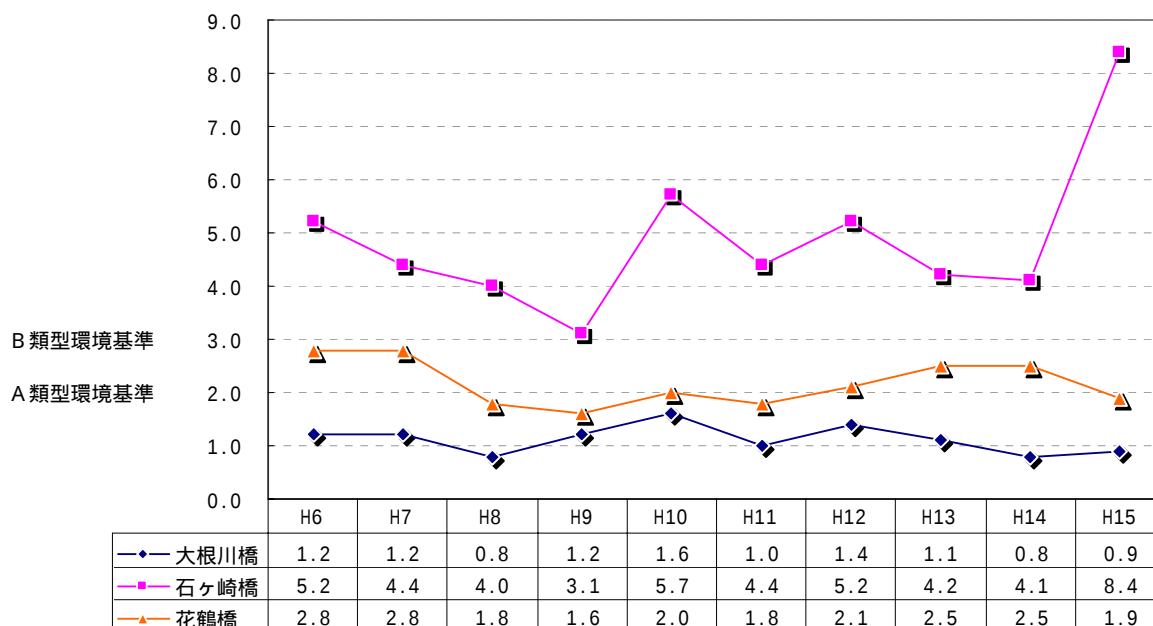
なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

表 33 環境基準点における水質調査結果（BOD）

類型	調査地点	測定値等	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
A	大根川橋	75%値 (mg/l)	1.2	1.2	0.8	1.2	1.6	1.0	1.4	1.1	0.8	0.9
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石ヶ崎橋	75%値 (mg/l)	5.2	4.4	4.0	3.1	5.7	4.4	5.2	4.2	4.1	8.4
		適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	花鶴橋	75%値 (mg/l)	2.8	2.8	1.8	1.6	2.0	1.8	2.1	2.5	2.5	1.9
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

福岡県実施

図 19 環境基準点における水質調査結果（BOD）



（資料：福岡県「環境白書」）

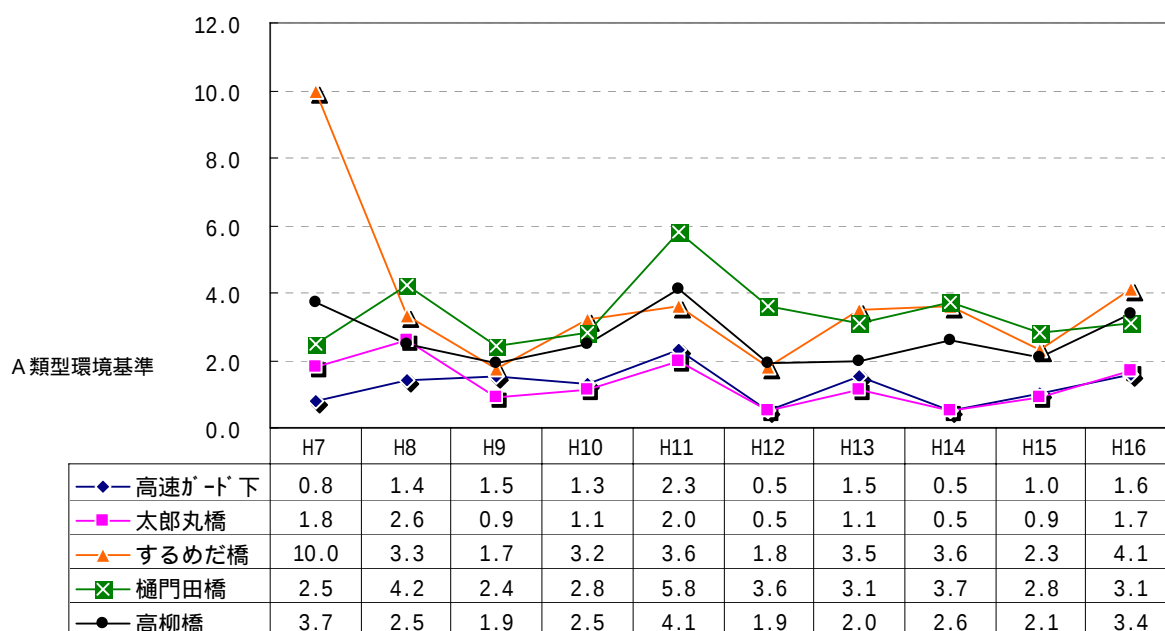
(2) 市内河川水質調査

毎年度実施している市内河川の水質調査結果によると、大根川水系のうち、高速ガード下、太郎丸橋では概ね環境基準を満たしていますが、他の調査地点では環境基準を満たさない状況が多く見られます。中川水系では、環境基準の類型指定は行われていませんが、平成12年度以降は水質の改善傾向が見られます。

表 34 市内河川水質調査結果（BOD） - 大根川 -

類型	調査地点	測定値等	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
A	高速ガード下	75%値(mg/l)	0.8	1.4	1.5	1.3	2.3	0.5	1.5	0.5	1.0	1.6
		適否	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	太郎丸橋	75%値(mg/l)	1.8	2.6	0.9	1.1	2.0	0.5	1.1	0.5	0.9	1.7
		適否	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	するめだ橋	75%値(mg/l)	10.0	3.3	1.7	3.2	3.6	1.8	3.5	3.6	2.3	4.1
		適否	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×
	樋門田橋	75%値(mg/l)	2.5	4.2	2.4	2.8	5.8	3.6	3.1	3.7	2.8	3.1
		適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	高柳橋	75%値(mg/l)	3.7	2.5	1.9	2.5	4.1	1.9	2.0	2.6	2.1	3.4
		適否	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×

図 20 市内河川水質調査結果（BOD） - 大根川 -



(資料：環境課)

表 35 市内河川水質調査結果（BOD） - 中川 -

類型	調査地点	測定値	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
無	西大橋	75%値(mg/l)	14.0	11.0	4.5	5.6	11.0	3.0	3.0	1.5	1.7	1.5
	松原橋	75%値(mg/l)	3.9	6.4	3.0	2.1	2.2	0.8	2.1	1.5	1.6	1.3

図 21 市内河川水質調査結果（BOD） - 中川 -

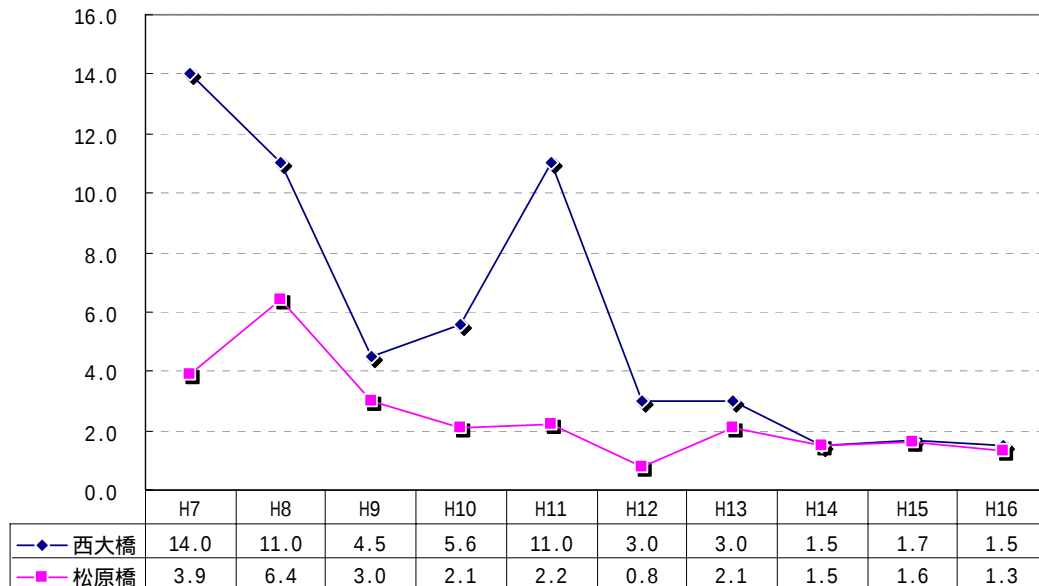
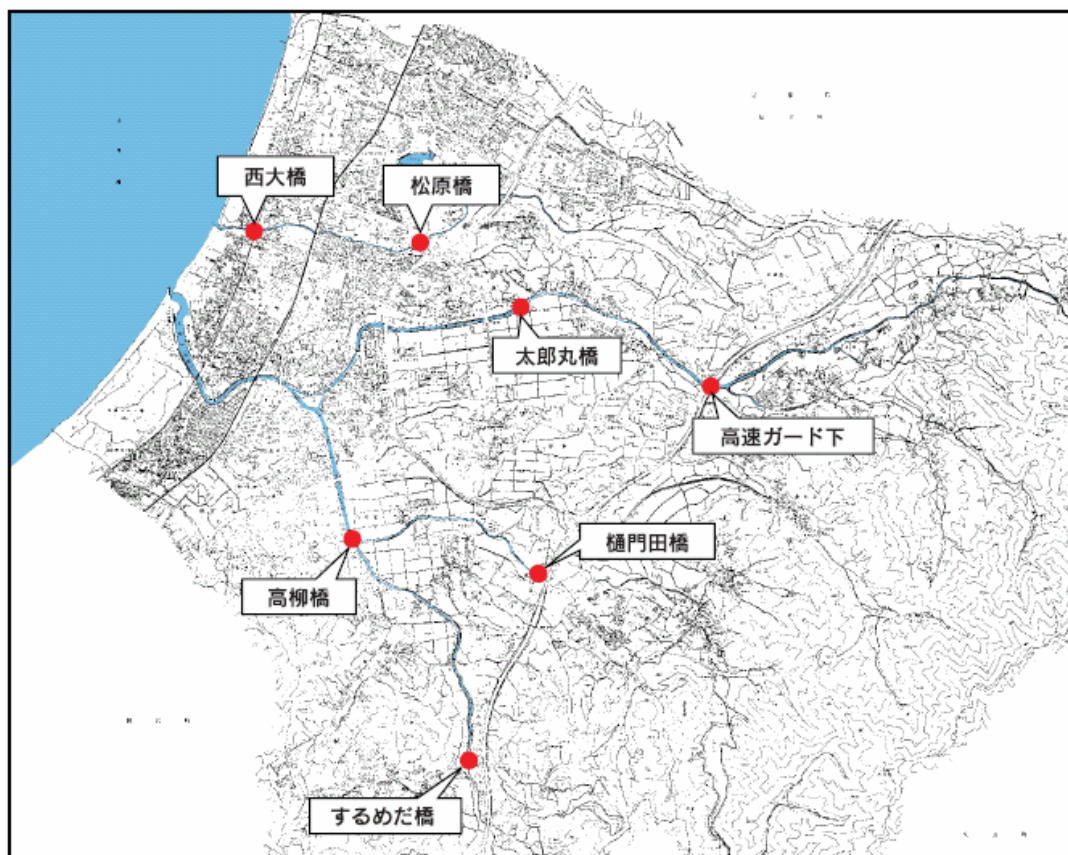


図 22 河川水質調査地点位置図



（資料：環境課）

表 36 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H7	7.2	7.3	2	1.5	0.7	1.0	9.0	8.9	13,000	8,000
	7.3		2		0.8		9.1		13,000	
	7.4		ND		1.2		9.1		4,900	
	7.2		2		1.0		8.3		1,100	
H8	7.0	7.2	2	2.0	0.8	1.4	8.2	8.6	13,000	18,075
	7.2		3		1.0		8.4		49,000	
	7.3		1		1.4		9.7		2,400	
	7.2		2		1.4		8.1		7,900	
H9	7.2	7.4	2	2.3	1.3	1.5	8.0	9.2	33,000	12,750
	7.4		1		1.4		8.2		3,300	
	7.4		3		1.5		9.4		13,000	
	7.6		3		1.6		11.2		1,700	
H10	7.3	7.3	3	2.0	1.1	1.3	7.7	8.1	130,000	91,975
	7.4		4		1.5		8.0		220,000	
	7.4		1		1.1		8.5		13,000	
	7.2		ND		1.3		8.0		4,900	
H11	7.3	7.5	1	10.5	0.8	2.3	7.9	9.5	17,000	9,500
	7.4		1		5.5		9.6		17,000	
	7.3		1		1.4		9.5		3,300	
	7.8		39		2.3		11.0		700	
H12	7.5	7.3	3	1.0	2.4	0.5	7.3	8.1	13,000	4,280
	7.2		*		<0.5		7.2		3,300	
	7.4		1		<0.5		7.9		330	
	7.2		*		<0.5		9.8		490	
H13	7.1	7.3	2	2.0	3.3	1.5	7.2	9.7	4,900	5,025
	7.2		3		0.9		6.6		4,900	
	7.2		1		1.4		9.0		7,900	
	7.6		2		1.5		16.0		2,400	
H14	7.2	7.3	2	1.3	<0.5	0.5	8.1	8.5	49,000	31,825
	7.2		<1		<0.5		6.6		70,000	
	7.4		<1		<0.5		9.5		7,000	
	7.2		<1		<0.5		9.6		1,300	
H15	7.0	7.1	<1	1.3	0.9	1.0	9.1	8.8	3,300	5,225
	7.0		<1		0.5		8.2		11,000	
	7.1		2		1.0		8.4		3,300	
	7.4		<1		1.4		9.4		3,300	
H16	7.4	7.5	3	2.0	1.6	1.6	8.9	9.2	13,000	39,825
	7.7		3		1.1		9.0		130,000	
	7.4		1		1.2		10.0		13,000	
	7.4		1		2.5		8.9		3,300	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

*は定量下限値未満

ND は未検出

(資料：環境課)

表 37 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（太郎丸橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
7	7.5	7.3	3	4.5	1.8	1.8	10.9	9.3	240,000	88,873
	7.5		5		1.4		8.8		23,000	
	7.3		2		2.1		8.5		92,000	
	6.9		8		1.1		9.1		490	
8	7.3	7.3	27	10.0	2.1	2.6	9.6	9.3	33,000	94,083
	7.5		7		2.6		7.5		330,000	
	7.4		4		3.6		11.6		13,000	
	6.8		2		0.9		8.4		330	
9	7.1	7.5	7	5.3	0.8	0.9	7.6	8.9	33,000	16,475
	7.5		5		0.8		8.4		4,900	
	7.4		2		0.9		9.1		17,000	
	7.8		7		2.9		10.5		11,000	
10	7.6	7.2	4	3.0	1.0	1.1	7.2	7.3	17,000	22,725
	7.3		5		1.6		7.5		70,000	
	7.2		2		1.1		7.1		2,200	
	6.8		1		0.6		7.3		1,700	
11	7.2	7.4	8	6.3	2.0	2.0	7.1	9.3	33,000	17,083
	7.5		8		1.5		9.7		11,000	
	7.1		4		0.8		10.1		330	
	7.7		5		12.0		10.1		24,000	
12	7.1	7.1	*	1.0	1.6	0.5	8.4	7.5	11,000	5,323
	6.9		*		<0.5		4.7		4,900	
	7.2		4		<0.5		8.5		4,900	
	7.0		*		<0.5		8.2		490	
13	6.9	7.0	2	3.0	1.1	1.1	6.9	9.1	13,000	7,675
	6.8		2		<0.5		6.5		7,900	
	6.8		5		1.1		6.8		4,900	
	7.6		3		1.0		16.0		4,900	
14	7.1	7.2	1	1.3	<0.5	0.5	7.0	7.2	17,000	7,308
	7.2		1		<0.5		5.7		4,900	
	7.4		2		<0.5		8.1		7,000	
	7.0		<1		<0.5		8.1		330	
15	6.8	6.9	<1	2.0	1.2	0.9	4.8	6.8	4,900	2,848
	6.9		<1		<0.5		6.2		3,300	
	7.0		4		0.9		7.4		790	
	7.0		<2		0.9		8.8		2,400	
H16	7.1	7.5	<1	3.0	1.7	1.7	8.1	9.1	7,000	22,450
	7.7		6		1.0		8.7		70,000	
	7.5		2		0.7		9.9		4,900	
	7.5		3		2.9		9.5		7,900	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

*は定量下限値未満

(資料 : 環境課)

表 38 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H7	7.9	7.7	5	6.5	3.8	10.0	7.6	7.9	130,000	340,500
	7.5		5		3.4		6.9		970,000	
	7.7		4		10.0		8.4		92,000	
	7.7		12		16.0		8.7		170,000	
H8	7.2	7.4	6	4.8	3.3	3.3	7.1	8.8	330,000	100,123
	7.4		5		1.3		7.9		46,000	
	7.5		5		3.6		10.3		490	
	7.4		3		1.4		10.0		24,000	
H9	9.0	8.3	5	4.5	1.0	1.7	13.4	11.5	28,000	14,450
	8.0		2		0.8		9.4		14,000	
	7.6		6		1.7		9.4		7,900	
	8.7		1		3.3		13.8		7,900	
H10	7.8	7.7	4	5.0	1.2	3.2	9.0	8.8	70,000	39,225
	7.7		5		3.0		7.9		49,000	
	7.6		3		3.2		9.0		4,900	
	7.7		8		5.4		9.2		33,000	
H11	7.6	8.3	4	2.8	1.7	3.6	8.3	12.6	49,000	24,250
	8.1		1		2.9		12.2		17,000	
	8.9		3		3.6		15.9		14,000	
	8.5		3		10.0		13.9		17,000	
H12	8.0	7.8	4	2.5	1.8	1.8	7.3	9.2	540,000	187,000
	7.6		1		1.0		8.2		140,000	
	7.9		3		3.1		8.7		46,000	
	7.8		2		0.6		12.4		22,000	
H13	7.7	7.6	4	4.5	3.5	3.5	6.8	9.7	7,900	83,700
	7.4		5		0.8		5.1		7,900	
	7.6		5		5.4		10.0		240,000	
	7.7		4		2.2		17.0		79,000	
H14	7.8	7.7	4	4.0	1.5	3.6	7.9	8.4	700,000	426,500
	7.6		4		1.4		4.8		46,000	
	7.6		2		4.9		10.0		170,000	
	7.6		6		3.6		10.7		790,000	
H15	7.7	7.7	4	2.8	1.3	2.3	8.4	8.9	22,000	25,725
	7.6		3		0.7		8.4		49,000	
	7.6		3		2.3		8.9		24,000	
	7.8		1		3.0		9.9		7,900	
H16	9.0	8.1	1	3.5	2.2	4.1	14.0	10.9	11,000	13,650,250
	7.8		5		1.3		8.5		240,000	
	7.7		2		6.1		9.9		54,000,000	
	7.7		6		4.1		11.0		350,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

（資料：環境課）

表 39 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（樋門田橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H7	7.5	7.6	7	4.5	2.2	2.5	7.0	7.8	1,700,000	568,075
	7.6		3		2.5		7.6		490,000	
	7.6		5		1.8		8.4		3,300	
	7.5		3		3.6		8.3		79,000	
H8	7.4	7.4	4	6.5	2.6	4.2	7.3	7.9	70,000	45,000
	7.5		4		1.7		7.7		79,000	
	7.4		5		4.2		9.0		7,000	
	7.4		13		8.6		7.4		24,000	
H9	7.6	7.6	3	6.5	1.7	2.4	9.2	9.6	24,000	28,950
	7.6		3		<0.5		8.9		79,000	
	7.4		15		2.4		9.0		4,900	
	7.7		5		3.3		11.3		7,900	
H10	7.6	7.5	8	9.8	1.3	2.9	7.7	7.5	130,000	101,725
	7.6		10		2.8		7.6		220,000	
	7.4		9		2.9		6.5		7,900	
	7.5		12		4.0		8.1		49,000	
H11	7.4	7.6	6	6.3	2.0	5.8	7.2	8.9	33,000	38,250
	7.6		9		1.1		9.1		17,000	
	7.5		5		5.8		9.3		79,000	
	7.7		5		12.0		10.1		24,000	
H12	7.9	7.6	3	3.0	1.8	3.6	8.6	9.4	49,000	23,250
	7.4		3		1.1		8.1		13,000	
	7.7		2		3.6		10.8		14,000	
	7.5		4		4.8		10.2		17,000	
H13	7.5	7.6	3	6.3	3.4	3.1	7.1	10.3	24,000	10,025
	7.8		2		0.9		8.5		4,900	
	7.6		10		3.1		9.4		7,900	
	7.6		10		2.3		16.0		3,300	
H14	7.7	7.7	14	6.5	3.7	3.7	7.9	9.0	700,000	196,250
	7.9		2		1.3		8.3		13,000	
	7.6		5		3.6		10.4		49,000	
	7.6		5		5.5		9.2		23,000	
H15	7.6	7.6	4	5.5	2.2	2.8	8.0	8.4	49,000	37,250
	7.4		5		1.5		8.3		70,000	
	7.5		10		2.9		7.0		13,000	
	7.7		3		2.8		10.2		17,000	
H16	7.6	7.8	47	15.0	3.3	3.1	8.4	9.8	130,000	47,250
	7.8		4		1.3		8.6		22,000	
	7.8		3		3.0		10.0		24,000	
	7.8		6		3.1		12.0		13,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

（資料：環境課）

表 40 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高柳橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H7	7.6	7.6	15	10.0	2.2	3.7	6.6	7.2	170,000	327,750
	7.8		9		3.7		7.5		1,100,000	
	7.5		7		3.5		7.6		24,000	
	7.6		9		5.5		7.0		17,000	
H8	7.6	7.5	9	7.0	2.7	2.7	6.4	7.8	140,000	45,650
	7.4		6		2.0		7.0		33,000	
	7.5		4		2.5		10.1		1,700	
	7.4		9		3.1		7.5		7,900	
H9	7.6	7.5	7	8.8	1.5	1.9	7.6	8.7	3,300	22,625
	7.5		5		1.6		7.4		79,000	
	7.3		21		1.9		8.6		4,900	
	7.6		2		2.0		11.0		3,300	
H10	7.8	7.6	4	5.8	1.8	2.5	7.8	8.2	110,000	66,050
	7.6		6		2.5		7.6		140,000	
	7.5		4		2.1		8.5		7,900	
	7.6		9		5.4		8.9		6,300	
H11	7.7	7.8	6	4.5	1.9	4.1	7.4	9.2	33,000	18,800
	7.5		6		0.5		9.0		33,000	
	7.7		2		4.1		9.6		7,900	
	8.2		4		6.2		10.9		1,300	
H12	7.8	7.7	6	5.3	1.9	1.9	8.0	10.1	49,000	33,225
	7.6		3		1.6		10.5		46,000	
	7.8		8		1.9		10.5		33,000	
	7.6		4		2.1		11.2		4,900	
H13	7.6	7.6	10	8.3	1.0	2.0	7.2	9.6	24,000	19,000
	7.7		5		1.4		8.0		11,000	
	7.5		4		2.0		9.1		17,000	
	7.7		14		2.2		14.0		24,000	
H14	7.8	7.7	7	5.5	2.6	2.6	8.6	9.1	130,000	249,475
	7.6		7		1.4		6.1		7,900	
	7.8		2		1.7		10.8		70,000	
	7.6		6		2.6		10.7		790,000	
H15	7.7	7.7	4	2.8	2.1	2.1	8.6	9.3	49,000	277,00
	7.6		2		1.3		8.7		49,000	
	7.6		3		1.5		9.3		4,900	
	7.8		2		2.3		10.4		7,900	
H16	8.8	8.1	5	4.0	3.5	3.4	11.0	10.8	24,000	118,000
	8.0		6		1.3		9.0		49,000	
	7.8		2		1.5		11.0		350,000	
	7.8		3		3.4		12.0		49,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

（資料：環境課）

表 41 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（西大橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H7	7.3	7.3	10	7.5	6.5	14.0	5.0	5.2	16,000,000	8,060,000
	7.4		6		5.4		6.2		16,000,000	
	7.4		4		19.0		4.9		110,000	
	7.2		10		14.0		4.6		130,000	
H8	7.3	7.3	7	8.8	4.2	11.0	4.6	6.2	240,000	92,600
	7.3		7		4.0		7.0		79,000	
	7.2		8		11.0		7.2		2,400	
	7.4		13		13.0		6.0		49,000	
H9	7.4	7.3	8	5.0	4.9	4.5	8.0	7.9	33,000	20,075
	7.3		4		3.1		7.5		13,000	
	7.2		3		4.2		7.8		1,300	
	7.2		5		4.5		8.1		33,000	
H10	7.2	7.2	4	9.5	2.7	5.6	5.8	5.4	490,000	170,000
	7.2		8		3.5		5.5		46,000	
	7.2		20		5.6		5.8		14,000	
	7.2		6		12.0		4.6		130,000	
H11	7.5	7.4	6	5.3	4.4	11.0	7.2	7.6	330,000	114,825
	7.3		5		4.1		7.5		79,000	
	7.2		4		11.0		7.4		49,000	
	7.4		6		17.0		8.2		1,300	
H12	7.6	7.3	4	5.3	<0.5	3.0	7.1	6.6	130,000	78,500
	7.0		3		1.0		5.7		79,000	
	7.3		9		8.7		5.9		94,000	
	7.3		5		3.0		7.7		11,000	
H13	7.3	7.4	27	12.0	2.1	3.0	5.0	8.5	79,000	129,500
	7.5		9		2.1		6.6		220,000	
	7.3		6		3.8		8.3		49,000	
	7.5		6		3.0		14.0		170,000	
H14	7.1	7.5	11	5.3	1.2	1.5	6.1	8.1	460,000	145,000
	7.7		5		1.3		6.9		49,000	
	7.4		2		1.5		9.3		49,000	
	7.6		3		2.2		10.2		22,000	
H15	7.6	7.4	3	2.3	1.7	1.7	9.1	9.1	17,000	21,725
	7.3		3		1.1		8.6		49,000	
	7.5		1		1.7		9.9		13,000	
	7.3		2		1.7		8.6		7,900	
H16	7.6	7.7	4	4.0	1.5	1.5	7.9	8.3	33,000	175,250
	7.7		6		1.2		7.8		540,000	
	7.6		3		1.1		9.1		49,000	
	7.7		3		3.3		8.5		79,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

（資料：環境課）

表 42 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（松原橋）

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H7	7.6	7.6	13	6.8	2.5	3.9	6.5	7.9	79,000	109,750
	7.6		7		2.9		7.9		330,000	
	7.6		2		3.9		9.1		13,000	
	7.5		5		18.0		8.1		17,000	
H8	7.5	7.4	22	9.8	3.7	6.4	5.3	7.8	49,000	19,550
	7.1		5		1.1		7.5		13,000	
	7.5		6		8.0		9.7		2,200	
	7.5		6		6.4		8.7		14,000	
H9	7.5	7.6	10	8.5	3.0	3.0	7.2	8.7	49,000	46,250
	7.6		8		1.7		8.6		24,000	
	7.6		5		1.8		9.0		33,000	
	7.6		11		7.8		10		79,000	
H10	7.6	7.6	12	7.8	1.9	2.1	7.1	7.9	460,000	134,475
	7.6		6		1.8		8.0		49,000	
	7.6		9		2.1		8.7		4,900	
	7.5		4		2.4		7.8		24,000	
H11	7.6	7.7	10	8.5	2.2	2.2	7.1	8.9	700,000	191,200
	7.6		6		1.3		6.9		7,900	
	7.8		2		1.5		11.5		7,900	
	7.8		16		5.7		9.9		49,000	
H12	7.8	7.7	4	3.5	4.2	0.8	7.7	9.0	220,000	64,825
	7.4		6		0.8		7.8		23,000	
	7.8		2		0.8		9.7		14,000	
	7.6		2		0.5		10.7		2,300	
H13	7.4	7.6	8	13.0	2.2	2.1	5.2	9.4	24,000	25,750
	7.8		33		2.1		7.1		22,000	
	7.5		6		2.0		9.3		33,000	
	7.6		5		1.5		16.0		24,000	
H14	8.0	7.8	4	8.5	2.6	1.5	10.7	10.0	460,000	148,825
	7.7		24		1.5		7.4		110,000	
	7.6		<1		<0.5		10.7		23,000	
	7.7		5		1.0		11.2		2,300	
H15	7.7	7.8	2	1.5	1.6	1.6	8.8	9.6	63,000	25,700
	7.9		2		0.8		9.5		7,900	
	7.8		1		1.3		10.4		7,900	
	7.8		<1		1.7		9.5		24,000	
H16	7.8	7.9	10	5.8	2.5	1.4	10.0	9.6	70,000	33,475
	7.9		6		1.3		8.8		7,900	
	7.9		4		0.7		10.0		49,000	
	7.9		3		1.1		9.5		7,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

（資料：環境課）

2 海水域水質

市内に、水浴場はありませんが、毎年度実施している海水域の水質調査結果を環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめると、概ね良好な水質となっています。

なお、平成16年度から分析方法をアルカリ性法から酸性法に変更しており、酸性法はアルカリ性法よりも酸化力が強いいため、CODの値がこれまでよりも高くなっています。

表 43 海水域水質調査結果 (COD)

調査地点	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
終末処理場裏	1.2	0.6	0.5	0.6	0.5	0.9	0.5	0.7	0.5	1.8
西小学校裏	1.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	2.3
花見海岸	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.9
北花見海岸	0.8	0.6	0.9	0.6	0.5	0.7	0.5	0.8	0.5	2.1

(単位: mg/l)

図 23 海水域水質調査結果 (COD)

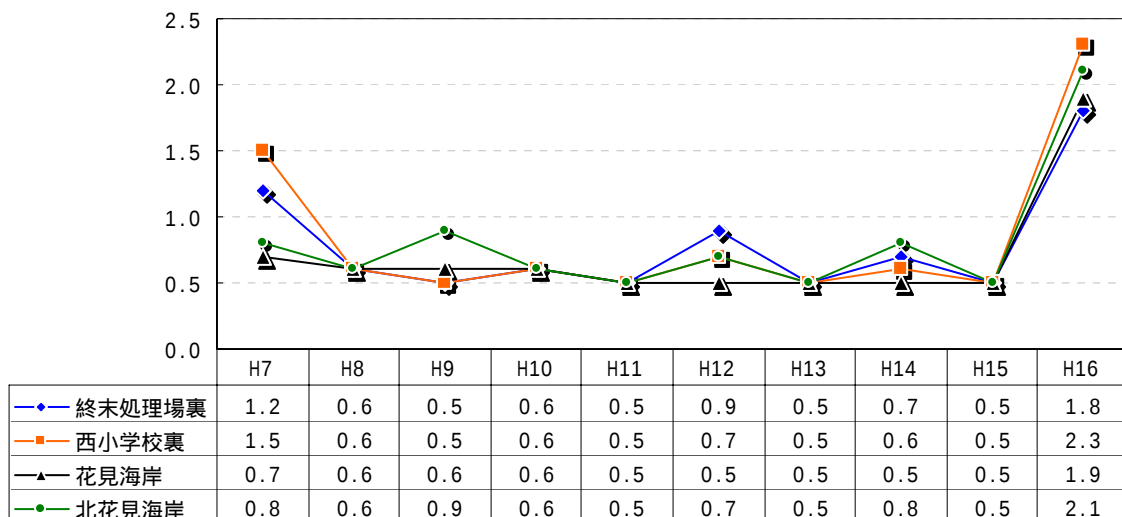
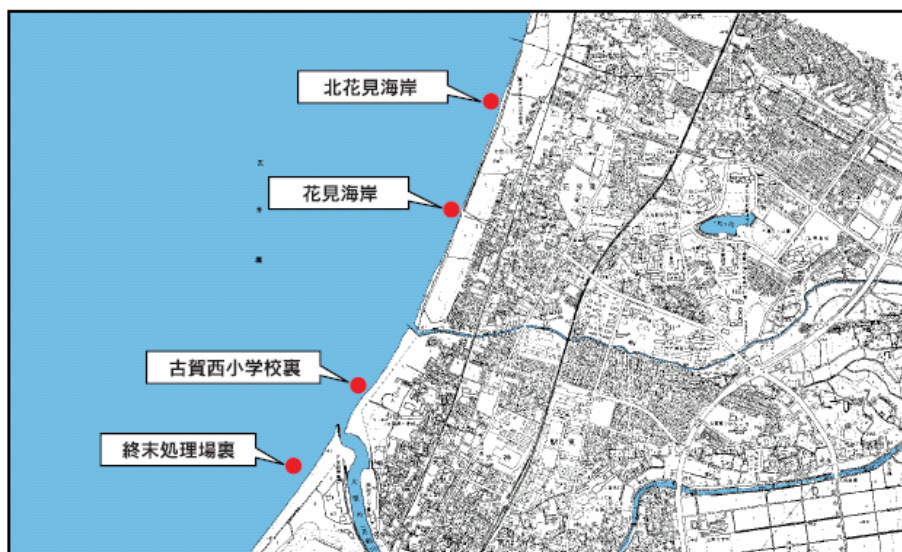


図 24 海水域水質調査地点位置図



(資料: 環境課)

表 44 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（終末処理場裏）

年度	p H		透明度		透視度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(度)		(mg / l)		(mg / l)		(個 / ml)		(個 / 100ml)			
H7	8.4	8.4	-	-	>100	100	17,200	16,600	0.9	1.2	330	285	1,600	1,400	無	不適
	8.4		-		>100		16,000		1.5		240		1,200		無	
H8	8.3	8.3	>1.3	1.3	-	-	19,200	19,150	<0.5	0.6	24	15	<2	2	無	A A
	8.3		>1.3		-		19,100		0.6		5		<2		無	
H9	8.1	8.1	>1.2	1.2	-	-	17,720	17,740	<0.5	0.5	24	18	5	32	無	A
	8.1		>1.2		-		17,760		<0.5		11		58		無	
H10	8.2	8.3	>1.2	1.2	-	-	18,140	17,820	<0.5	0.6	63	71	6	6	無	A
	8.3		>1.2		-		17,500		0.6		78		<2		無	
H11	8.1	8.2	>1.2	1.2	-	-	18,210	18,120	<0.5	0.5	110	99	26	17	無	A
	8.2		>1.2		-		18,030		<0.5		88		7		無	
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	19,600	19,600	0.8	0.9	11	9	<2	2	無	A A
	8.2		>1.0		-		19,600		0.9		6		<2		無	
H13	8.0	8.1	>1.0	1.0	-	-	16,300	17,595	<0.5	0.5	190	100	140	71	無	A
	8.2		>1.0		-		18,890		<0.5		<10		<2		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	19,000	19,000	0.8	0.7	7	12	22	52	無	A
	8.2		>1.0		-		19,000		0.6		17		81		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	-	-	18,845	18,861	<0.5	0.5	<10	11	<2	2	無	A A
	8.3		>1.0		-		18,876		<0.5		12		<2		無	
H16	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	18,000	18,000	1.5	1.8	13	222	<2	2	無	A A
	8.2		>1.0		-		18,000		2.0		430		<2		無	

「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

表 45 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）

年度	p H		透明度		透視度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(度)		(mg / l)		(mg / l)		(個 / ml)		(個 / 100ml)			
H7	8.4	8.4	-	-	47	47	15,200	15,900	<0.5	1.5	390	330	1,700	1,650	無	不適
	8.3		-		47		16,600		2.5		270		1,600		無	
H8	8.3	8.3	>1.3	1.3	-	-	19,200	19,150	<0.5	0.6	24	15	<2	2	無	A A
	8.3		>1.3		-		19,100		0.6		5		<2		無	
H9	8.1	8.1	>1.2	1.2	-	-	16,980	16,185	<0.5	0.5	72	71	225	147	無	C
	8.1		>1.2		-		15,390		0.5		70		69		無	
H10	8.2	8.3	>1.2	1.2	-	-	18,100	18,005	<0.5	0.6	50	60	<2	2	無	A A
	8.3		>1.2		-		17,910		0.6		70		<2		無	
H11	8.1	8.2	>1.2	1.2	-	-	18,310	18,305	<0.5	0.5	59	60	18	11	無	A
	8.2		>1.2		-		18,300		<0.5		60		4		無	
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	18,800	19,000	0.9	0.7	42	31	3	2	無	A A
	8.2		>1.0		-		19,200		<0.5		19		4		無	
H13	8.1	8.2	>1.0	1.0	-	-	18,080	18,345	<0.5	0.5	440	232	460	231	無	A A
	8.2		>1.0		-		18,610		<0.5		24		<2		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	19,000	19,500	0.7	0.6	4	17	27	22	無	A
	8.2		>1.0		-		20,000		0.5		29		16		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	-	-	18,843	18,738	<0.5	0.5	29	29	<2	2	無	A A
	8.3		>1.0		-		18,632		<0.5		29		<2		無	
H16	8.3	8.3	>1.0	1.0	-	-	19,000	17,000	1.8	2.3	10	805	<2	21	無	B
	8.2		>1.0		-		15,000		2.7		1,600		40		無	

「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

（資料：環境課）

表 46 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）

年度	p H		透明度		透視度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(度)		(mg / l)		(mg / l)		(個 / ml)		(個 / 100ml)			
H7	8.4	8.4	-	-	63	82	14,800	15,300	<0.5	0.7	550	535	2,500	2,300	無	不適
	8.4		-		>100		15,800		0.8		520		2,100		無	
H8	8.3	8.3	>1.3	1.3	-	-	19,200	19,150	<0.5	0.6	24	15	<2	<2	無	A A
	8.3		>1.3		-		19,100		0.6		5		<2		無	
H9	8.1	8.1	>1.2	1.2	-	-	17,110	16,975	<0.5	0.6	160	119	1,250	870	無	C
	8.1		>1.2		-		16,840		0.6		77		490		無	
H10	8.2	8.2	>1.2	1.2	-	-	17,870	17,765	<0.5	0.6	150	100	33	18	無	A
	8.2		>1.2		-		17,660		0.6		50		<2		無	
H11	8.1	8.2	>1.2	1.2	-	-	18,280	18,285	<0.5	0.5	120	135	71	58	無	A
	8.2		>1.2		-		18,290		<0.5		150		44		無	
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	18,800	18,900	<0.5	0.5	19	38	8	18	無	A
	8.2		>1.0		-		19,000		<0.5		57		28		無	
H13	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	18,570	18,670	<0.5	0.5	3,700	1,888	3,300	1,685	無	不適
	8.2		>1.0		-		18,770		<0.5		76		70		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	19,000	19,500	0.5	0.5	4	4	10	6	無	A
	8.2		>1.0		-		20,000		0.5		4		2		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	-	-	18,300	18,408	<0.5	0.5	33	82	11	27	無	A
	8.3		>1.0		-		18,516		<0.5		130		42		無	
H16	8.3	8.3	>1.0	1.0	-	-	18,000	18,500	2.0	1.9	45	158	<2	6	無	A
	8.3		>1.0		-		19,000		1.8		270		9		無	

「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

表 47 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）

年度	p H		透明度		透視度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(度)		(mg / l)		(mg / l)		(個 / ml)		(個 / 100ml)			
H7	8.4	8.4	-	-	>100	100	15,800	15,600	0.6	0.8	430	395	2,000	1,700	無	不適
	8.4		-		>100		15,400		0.9		360		1,400		無	
H8	8.3	8.3	>1.3	1.3	-	-	19,200	19,150	<0.5	0.6	24	15	<2	2	無	A A
	8.3		>1.3		-		19,100		0.6		5		<2		無	
H9	8.1	8.1	>1.2	1.2	-	-	16,920	16,620	<0.5	0.9	150	625	240	450	無	C
	8.1		>1.2		-		16,320		1.2		1,100		660		無	
H10	8.2	8.2	>1.2	1.2	-	-	17,620	17,515	0.5	0.6	860	480	500	254	無	B
	8.2		>1.2		-		17,410		0.6		100		8		無	
H11	8.1	8.1	>1.2	1.2	-	-	18,320	18,265	<0.5	0.5	130	315	18	31	無	A
	8.1		>1.2		-		18,210		<0.5		500		43		無	
H12	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	17,200	18,100	0.9	0.7	110	87	65	33	無	A
	8.2		>1.0		-		19,000		<0.5		63		1		無	
H13	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	18,430	18,570	<0.5	0.5	4,200	3,000	540	470	無	C
	8.2		>1.0		-		18,710		<0.5		1,800		400		無	
H14	8.2	8.2	>1.0	1.0	-	-	19,000	19,000	0.8	0.8	6	7	8	7	無	A
	8.2		>1.0		-		19,000		0.7		7		5		無	
H15	8.2	8.3	>1.0	1.0	-	-	18,433	18,199	<0.5	0.5	260	195	230	136	無	B
	8.3		>1.0		-		17,964		<0.5		130		41		無	
H16	8.2	8.3	>1.0	1.0	-	-	20,000	18,500	1.8	2.1	40	335	<2	4	無	B
	8.3		>1.0		-		19,000		2.3		630		6		無	

「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

（資料：環境課）

3 地下水水質

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 48 地下水概況調査結果

地下水概況調査 (福岡県実施)		実施年度	H11	H12	H14
		調査地区	米多比	筵内	谷山
調査項目		深さ(m) 環境基準	不明	40	60
健康 項目	カ ド ミ ウ ム	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001
	全 シ ア ン	不検出	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005
	六 価 ク ロ ム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.04
	砒 素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005
	総 水 銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ア ル キ ル 水 銀	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	P C B	不検出	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	四 塩 化 炭 素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チ ウ ラ ム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シ マ ジ ン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	ベ ン ゼ ン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001
	セ レ ン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	3	0.96	9
	ふ っ 素	0.8 以下	<0.08	0.1	<0.08
	ほ う 素	1 以下	<0.1	<0.1	<0.1

(資料：福岡県「公害関係測定結果」)

4 特定施設

水質汚濁防止法に基づく特定施設は、平成16年度末現在で41施設となっています。

表 49 水質汚濁防止法該当施設（古賀市内）

番号	施設の種類	施設数
2	畜産食料品製造業	1
5	みそ、しょう油等製造業	1
10	飲料製造業	1
12	動植物油脂製造業	4
17	豆腐又は煮豆製造業	2
18 - 2	冷凍調理食品製造業	2
55	生コンクリート製造業	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	2
64 - 2	水道施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66 - 2	旅館業	5
67	洗たく業	4
68	写真現像業	1
70 - 2	自動車分解整備事業	1
71	自動式車両洗浄施設	6
71 - 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設	3
73	下水道終末処理施設	2
合 計		41

平成17年3月31日現在

（資料：粕屋保健福祉環境事務所）

5 有害化学物質

1 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、福岡県により調査が実施されていますが、その調査結果によると、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 50 ダイオキシン類調査結果

媒体	調査地点	調査年度	測定値	環境基準	単位
水質（河川）	花鶴橋	H12	0.320	1 以下	pg-TEQ/L
水質（河川）	大根川橋	H14	0.120		
水質（河川）	石ヶ崎橋	H14	0.170		
水質（河川）	久保橋	H15	0.190		
水質（地下水）	筵内	H12	0.043		
水質（地下水）	久保	H13	0.071		
水質（地下水）	谷山	H14	0.070		
水底の底質	花鶴橋	H12	5.70	150 以下	pg-TEQ/g
水底の底質	大根川橋	H14	1.10		
水底の底質	石ヶ崎橋	H14	0.89		
水底の底質	久保橋	H15	0.29		
土壌	中央	H12	0.00100	1,000 以下	pg-TEQ/g
土壌	青柳	H12	0.22000		
土壌	舞の里	H14	0.00015		
土壌	青柳	H15	0.00810		
土壌	中央	H15	0.11000		
大気	青柳	H12	0.066	0.6 以下	pg-TEQ/m ³

底質の環境基準は平成 14 年 9 月 1 日から施行

（資料：福岡県「公害関係測定結果」）

表 51 ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）

施設の種類	規模	施設数
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	2
	2t/h 以上 4t/h 未満	1
	2t/h 未満	7
合 計		10

（資料：粕屋保健福祉環境事務所）

2 P R T R（化学物質排出移動量届出制度）

P R T Rとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

平成 15 年度に排出又は移動したとして届出のあった物質は、40 物質（うち集計対象 14 物質）740.9 tとなっています。

表 52 P R T R 集計結果（平成 1 5 年度分物質別）

順位	第一種指定化学物質名	排出量	移動量	合計
1	トルエン	585,334.0	116,404.6	701,738.6
2	キシレン	18,212.3	204.4	18,416.7
3	塩化メチレン	7,900.0	-	7,900.0
4	H C F C - 1 4 2 b	600.0	6,000.0	6,600.0
5	エチレングリコール	-	2,503.1	2,503.1
6	エチルベンゼン	1,625.5	-	1,625.5
7	マンガン及びその化合物	300.0	620.0	920.0
8	ふっ化水素及びその水溶性塩	730.0	-	730.0
9	銀及びその水溶性化合物	-	250.0	250.0
10	ベンゼン	112.7	-	112.7
11	アンチモン及びその化合物	-	27.0	27.0
12	亜鉛の水溶性化合物	25.0	-	25.0
13	六価クロム化合物	0.3	1.3	1.6
14	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.1	-	1.1
集計対象 14 物質計		614,840.9	126,010.4	740,851.3

(単位：kg)

	ダイオキシン類	183.9	31.5	231.8
--	---------	-------	------	-------

(単位：mg-TEQ)

表 53 P R T R 集計結果（平成 1 5 年度分業種別・排出等先別）

業種名	事業 所数	排出量			移動量			合計
		大気	公共用水域	排出計	下水道	事業所外	移動計	
出版・印刷・同関連産業	3	567,000.3	-	567,000.3	-	116,001.3	116,001.3	683,001.6
金属製品製造業	4	11,712.1	-	11,712.1	-	6,009.0	6,009.0	17,721.1
その他の製造業	2	16,100.0	-	16,100.0	-	620.0	620.0	16,720.0
電気機械器具製造業	1	9,100.0	-	9,100.0	-	-	-	9,100.0
プラスチック製品製造業	1	5,600.0	-	5,600.0	-	627.0	627.0	6,227.0
自動車整備業	3	3,400.0	-	3,400.0	-	2,500.0	2,500.0	5,900.0
下水道業	1	-	1,055.0	1,055.0	-	-	-	1,055.0
燃料小売業	10	873.5	-	873.5	3.1	-	3.1	876.6
非鉄金属製造業	2	-	-	-	-	250.0	250.0	250.0
食料品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物処分業	1	-	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理業	1	-	-	-	-	-	-	-
木材・木製品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-
合計	32	613,785.9	1,055.0	614,840.9	3.1	126,007.3	126,010.4	740,851.3
割合		82.8%	0.1%	83.0%	0.0%	17.0%	17.0%	

(単位：kg、資料：環境課)

6 廃棄物及びリサイクル

1 ごみ処理

ごみの排出量は、人口の増加や生活様式の変化とともに増加傾向にあり、平成16年度の排出量は20,902tで平成7年度に比べて約33%増加しています。

市民1人1日当たりのごみの排出量も増加傾向にあり、平成7年度から平成16年度までで約20%増加しています。平成11年度から平成12年度にかけて1人当たり約50g減少したものの、平成13年度以降は再び増加傾向にあります。なお、福岡県の平均や全国平均と比較すると少ない値で推移しています。

ごみ処理経費については、清掃工場の建設に伴って建設・改良費が増加しましたが、建設完了によって平成15年度は減少しています。また、処理及び維持管理費については、ごみ処理量の増大に伴い増加傾向にあります。

表 54 ごみ排出量の推移

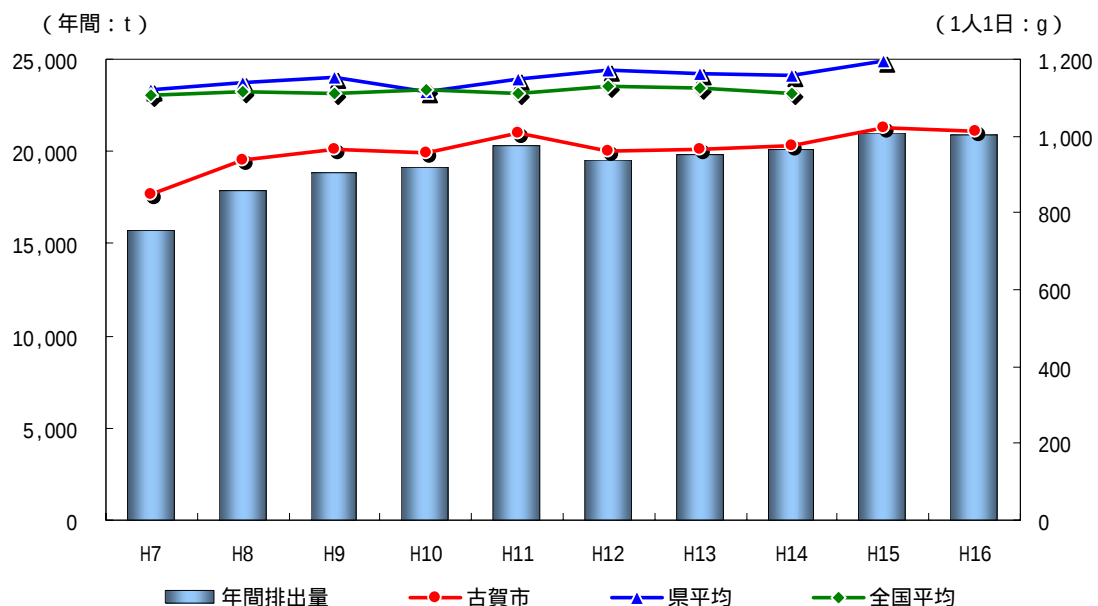
年 度		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
ごみ排出量	(t)	15,740	17,879	18,857	19,131	20,331	19,511	19,797	20,128	21,035	20,902
人口	(人)	50,790	52,200	53,495	54,887	55,375	55,689	56,120	56,618	56,265	56,442
1人	古賀市 (g)	849	936	966	955	1,006	960	966	974	1,024	1,015
1日	福岡県 (g)	1,122	1,138	1,153	1,115	1,150	1,170	1,164	1,159	1,193	
当り	全 国 (g)	1,105	1,114	1,112	1,118	1,111	1,132	1,124	1,111		

ごみ排出量：計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

人口：各年度9月末現在の住民基本台帳人口

1人1日当たり排出量：ごみ排出量(g) / 人口 / 年間日数

図 25 ごみ排出量の推移



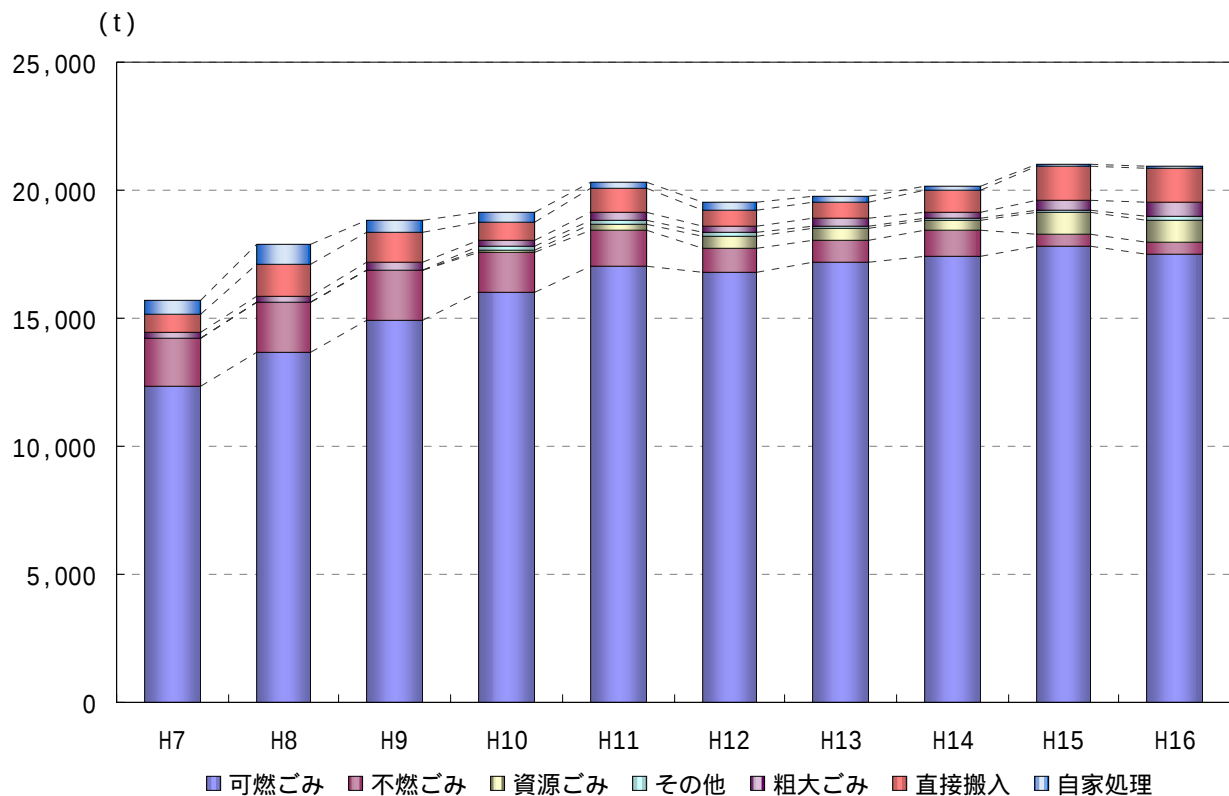
(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 55 ごみ収集の状況

年度	収集総量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入	処理総量	自家処理
H7	14,448	12,317	1,930	-	-	201	706	15,154	586
H8	15,824	13,659	1,931	-	-	234	1,251	17,075	804
H9	17,155	14,936	1,927	-	-	292	1,212	18,367	490
H10	18,076	15,986	1,597	93	112	288	672	18,748	383
H11	19,146	17,052	1,410	231	113	340	911	20,057	274
H12	18,605	16,777	985	428	131	284	645	19,250	261
H13	18,906	17,182	895	417	127	285	660	19,566	231
H14	19,145	17,441	962	435	95	212	848	19,993	135
H15	19,623	17,808	482	841	101	391	1,340	20,963	72
H16	19,532	17,481	477	906	121	547	1,317	20,849	53

(単位：t)

図 26 ごみ収集の状況



(資料：福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 56 ごみ処理の状況

年度	直接焼却	直接埋立	中間処理	直接資源化	処理総量	焼却総量	減量処理率	直接焼却率	直接埋立率
H7	12,593	353	2,208	-	15,154	13,060	97.7%	83.1%	2.3%
H8	13,890	937	2,248	-	17,705	14,345	91.1%	78.5%	5.3%
H9	15,203	868	2,296	-	18,367	15,709	95.3%	82.8%	4.7%
H10	16,221	450	1,984	93	18,748	16,658	97.6%	86.5%	2.4%
H11	17,278	706	1,842	231	20,057	17,744	96.5%	86.1%	3.5%
H12	17,026	414	1,382	428	19,250	17,401	97.8%	88.4%	2.2%
H13	17,467	450	1,233	416	19,566	17,844	97.7%	89.3%	2.3%
H14	17,866	472	1,220	435	19,993	18,151	97.6%	89.4%	2.4%
H15	18,763	349	1,735	116	20,963	19,695	98.3%	89.5%	1.7%
H16	18,605	287	1,846	111	20,849	19,671	98.6%	89.2%	1.4%

平成9年度以前における中間処理には、直接資源化量が含まれる。

(単位：t)

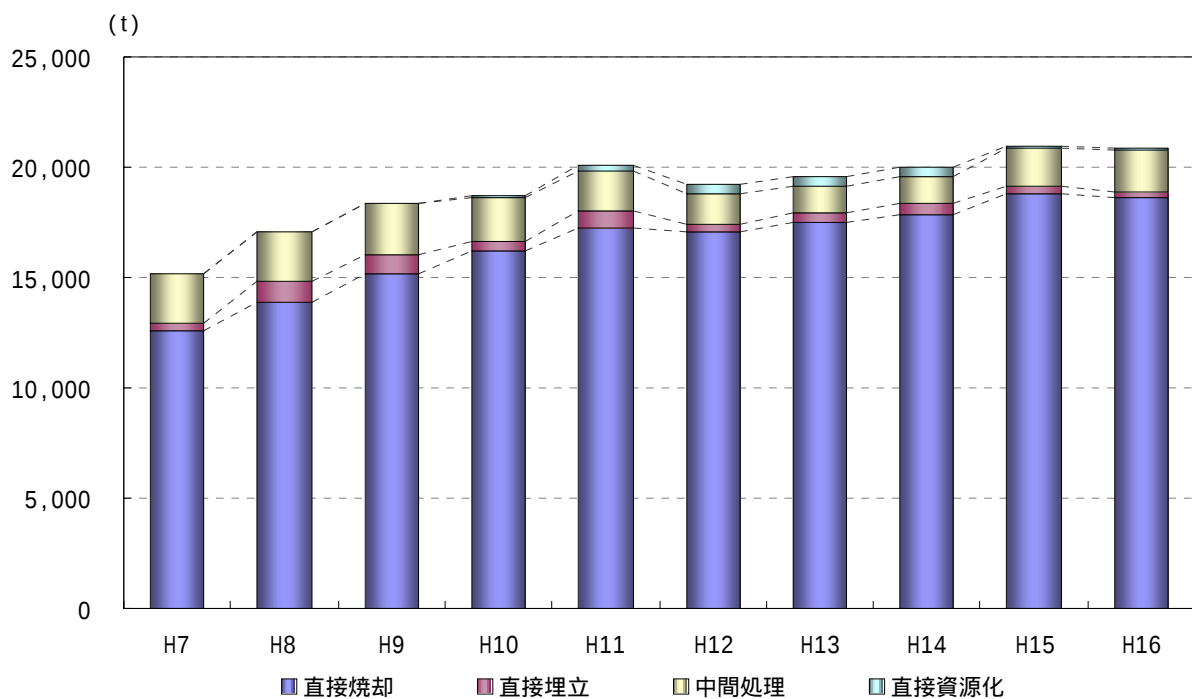
直接資源化：資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量（平成10年度から新たに追加）

減量処理率：(直接焼却量 + 中間処理 + 直接資源化) / 処理総量

直接焼却率：直接焼却 / 処理総量

直接埋立率：直接埋立 / 処理総量

図 27 ごみ処理の状況



(資料：福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

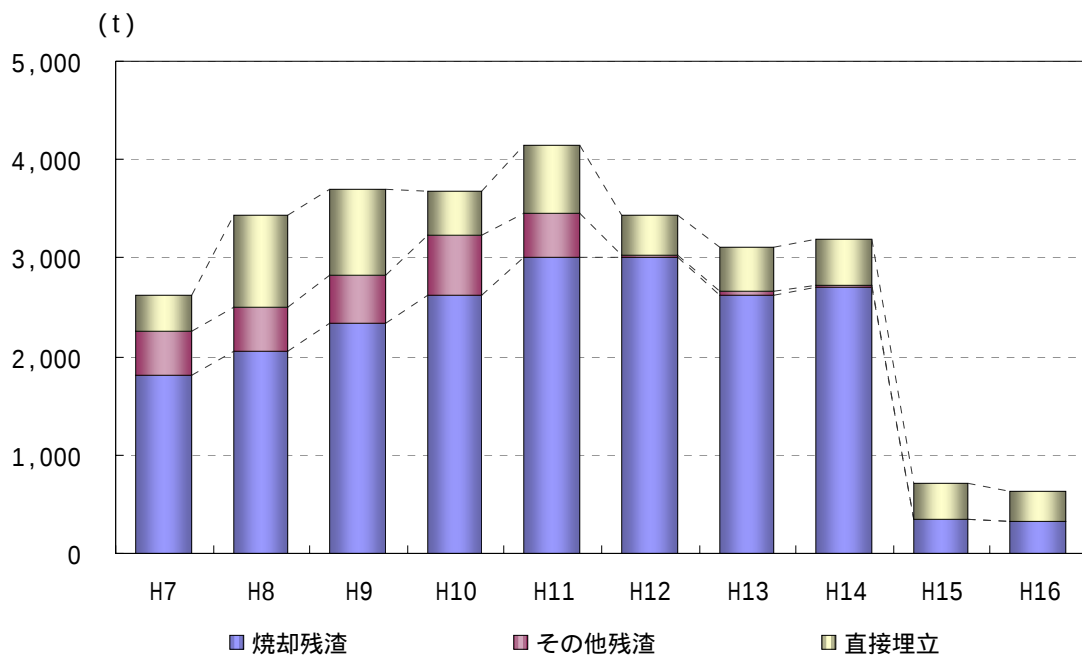
表 57 最終処分の状況

年度	残渣量 (埋立)		直接埋立	最終処分量	最終処分率
	焼却残渣	その他残渣			
H7	1,808	456	353	2,617	16.3%
H8	2,057	441	937	3,435	18.2%
H9	2,333	498	868	3,699	18.9%
H10	2,625	607	450	4,132	20.3%
H11	3,000	447	706	4,153	19.0%
H12	3,012	8	414	3,434	16.2%
H13	2,625	42	450	3,117	14.3%
H14	2,708	17	472	3,197	14.5%
H15	353	-	349	702	2.7%
H16	319	-	287	606	2.7%

最終処分率：最終処分量 / (処理総量 + 集団回収量)

(単位：t)

図 28 最終処分の状況



(資料：福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 58 ごみ処理量の推移

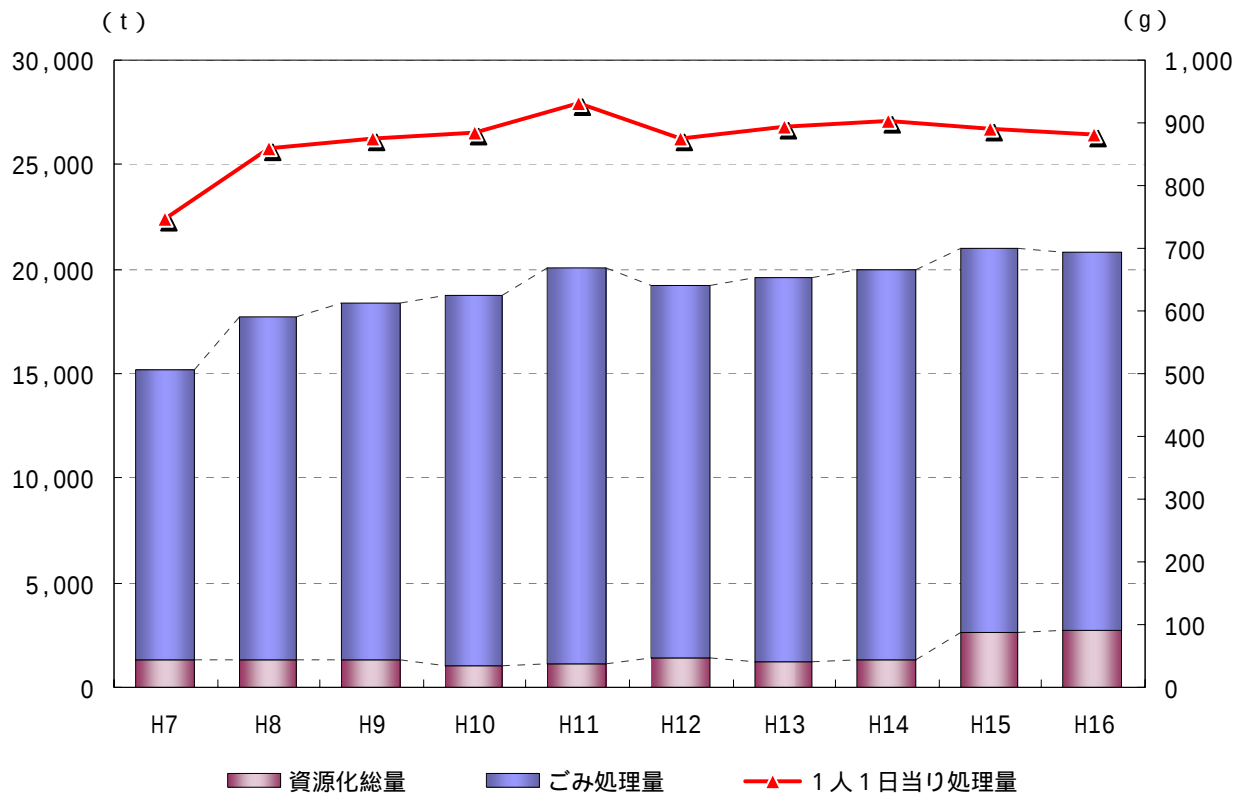
年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
ごみ排出量 (t)	15,740	17,879	18,857	19,131	20,331	19,511	19,797	20,128	21,035	20,902
自家処理量 (t)	586	804	490	383	274	261	231	135	72	53
資源化総量 (t)	1,285	1,352	1,292	1,052	1,160	1,427	1,230	1,353	2,653	2,717
ごみ処理量 (t)	13,869	16,353	17,075	17,696	18,897	17,823	18,336	18,640	18,310	18,132
人口 (人)	50,790	52,200	53,495	54,887	55,375	55,689	56,120	56,618	56,265	56,442
1人1日当り (g)	746	858	874	883	932	877	895	902	889	880

ごみ処理量：「古賀市環境基本計画」において「ごみ排出量 - 自家処理量 - 資源化総量」を「ごみ処理量」と定義

人口：各年度9月末の住民基本台帳人口

1人1日当りごみ処理量：ごみ処理量(g) / 人口 / 年間日数

図 29 ごみ処理量の推移



(資料：環境課)

表 59 ごみ処理経費の推移

年度	建設・改良費	処理及び維持管理費	その他	計	人口 (人)	1人当り経費(円)		
						古賀市	福岡県	全国
H7	45,474	356,864	-	404,338	50,790	7,961	14,303	17,700
H8	50,243	360,567	-	410,810	52,200	7,870	17,336	18,200
H9	27,321	463,624	-	490,945	53,495	9,177	19,452	17,700
H10	72,448	509,168	-	581,616	54,887	10,597	17,237	17,800
H11	87,246	544,631	12,791	644,668	55,375	11,642	18,910	17,900
H12	99,356	562,365	19,092	680,813	55,689	12,225	19,882	18,700
H13	387,813	660,705	16,906	1,065,424	56,120	18,985	15,808	20,500
H14	502,581	569,190	15,259	1,087,030	56,618	19,199	17,299	18,800
H15	126,383	713,754	14,847	854,984	56,265	15,196	14,417	
H16	116,024	671,582	12,786	800,392	56,442	14,181		

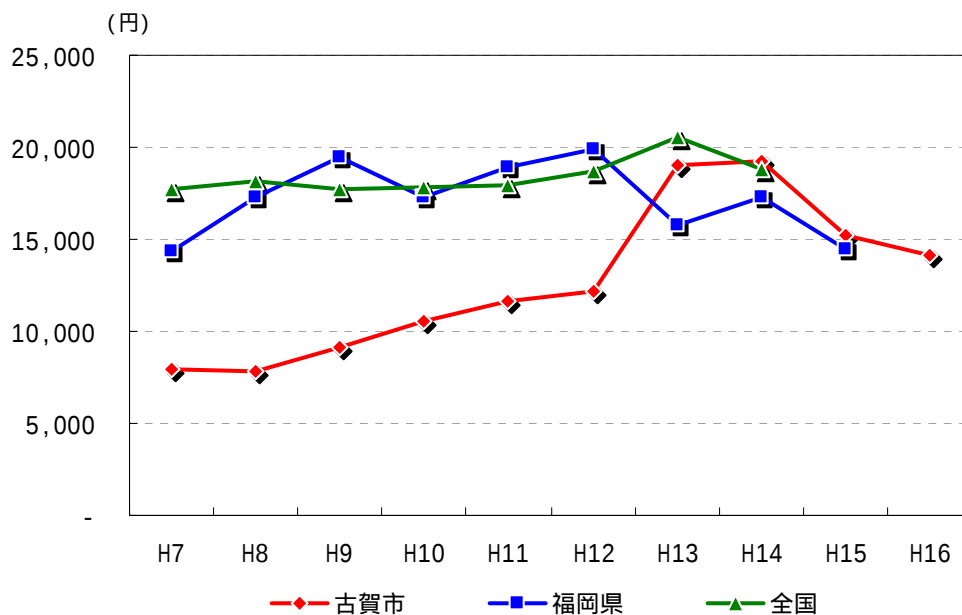
人口：各年度9月末の住民基本台帳人口

(単位：千円)

福岡県の1人当り経費：市町村決算額の合計÷県人口

全国の1人当り経費：(市町村決算額の合計+組合決算額の合計)÷総人口

図 30 ごみ処理経費の推移



(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 60 ごみ袋販売枚数の推移

区 分		H12	H13	H14	H15	H16
家庭用	大	953,700	960,900	988,800	1,023,300	1,005,600
	小	853,800	836,200	821,200	853,400	832,200
	ミニ	65,600	107,000	142,400	180,200	203,400
事業所用	大	193,400	268,800	275,800	277,200	249,200
	小	58,600	72,600	78,400	74,400	72,800

(単位：枚、資料：環境課)

表 61 環境美化行動の日実施状況

区 分	H12	H13	H14	H15	H16
参加人数	7,704	7,391	7,180	1,593	5,287
タイヤ(本)	33	213	88	47	36
バッテリー(個)	37	260	138	43	48
ごみ量(kg)	7,400	8,195	12,283	3,060	4,490

平成15年度は自主的に美化行動を行った行政区の合計値

(資料：環境課)

表 62 ラブアーススクリーンアップ実施状況

区 分	H12	H13	H14	H15	H16
参加人数(人)	環境美化 行動の日 同時実施	175	213	297	232
燃えるごみ		120	281	192	166
プラスチック		5	255	10	18
空き缶		30	44	24	62
燃えないごみ		20	19	12	14
合計		175	599	238	260

(単位：袋、資料：環境課)

2 し尿処理

し尿については、公共下水道の整備及び浄化槽の設置により水洗化を促進しています。

公共下水道の整備により水洗化人口は確実に増加しており、これに伴って非水洗化人口は減少しています。

表 63 し尿処理の状況

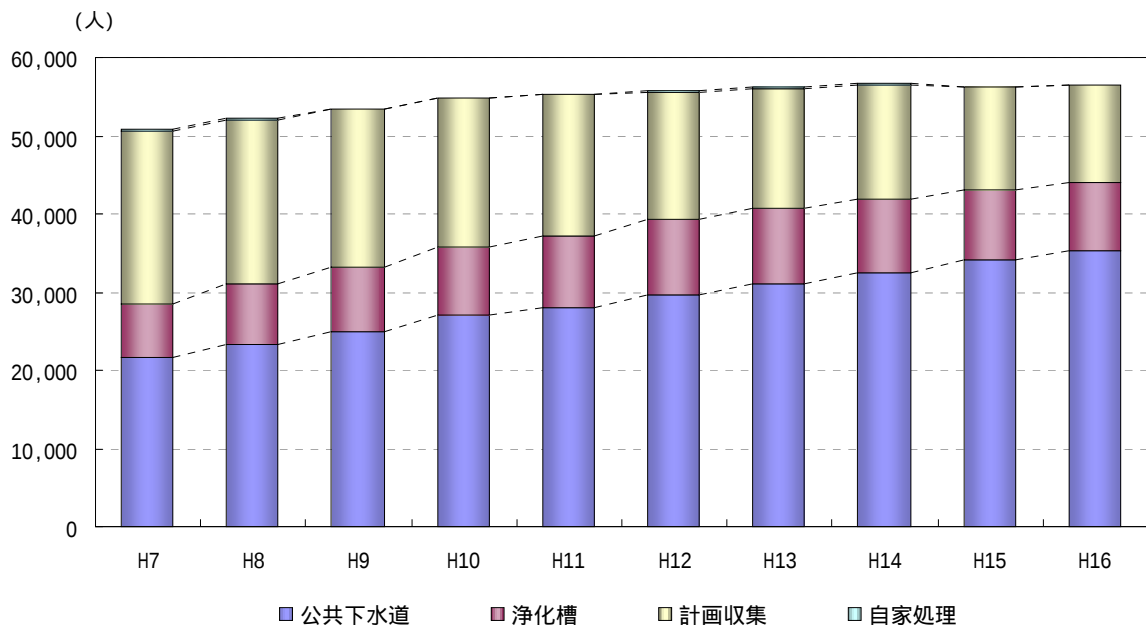
年度	水洗化			非水洗化			人口
		公共下水道	浄化槽		計画収集	自家処理	
H7	28,406	21,700	6,706	22,384	22,175	209	50,790
H8	30,972	23,371	7,601	21,228	21,047	181	52,200
H9	33,080	25,029	8,051	20,415	20,219	196	53,495
H10	35,751	27,048	8,703	19,136	19,011	125	54,887
H11	37,282	28,107	9,175	18,093	18,005	88	55,375
H12	39,228	29,737	9,491	16,461	16,368	93	55,689
H13	40,667	31,091	9,576	15,453	15,368	85	56,120
H14	41,846	32,451	9,395	14,772	14,701	71	56,618
H15	42,974	34,197	8,777	13,291	13,250	41	56,265
H16	44,033	35,189	8,844	12,409	12,394	15	56,442

公共下水道：水洗便所から公共下水道へ放流するもの

(単位：人)

人口：各年度9月末現在の住民基本台帳人口

図 31 し尿処理の状況



(資料：福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

3 リサイクル

リサイクル率については、平成15年度に20%を超え、年々高くなる傾向にあります。なお、全国平均や県平均と比較すると高い値で推移しています。

分別収集による回収量は、平成16年度にやや減少していますが、その他プラスチック製容器包装の回収地域を拡大することなどにより今後は増加が見込まれます。

資源回収ボックスによる回収量は、設置箇所の増加に伴って年々増加しています。

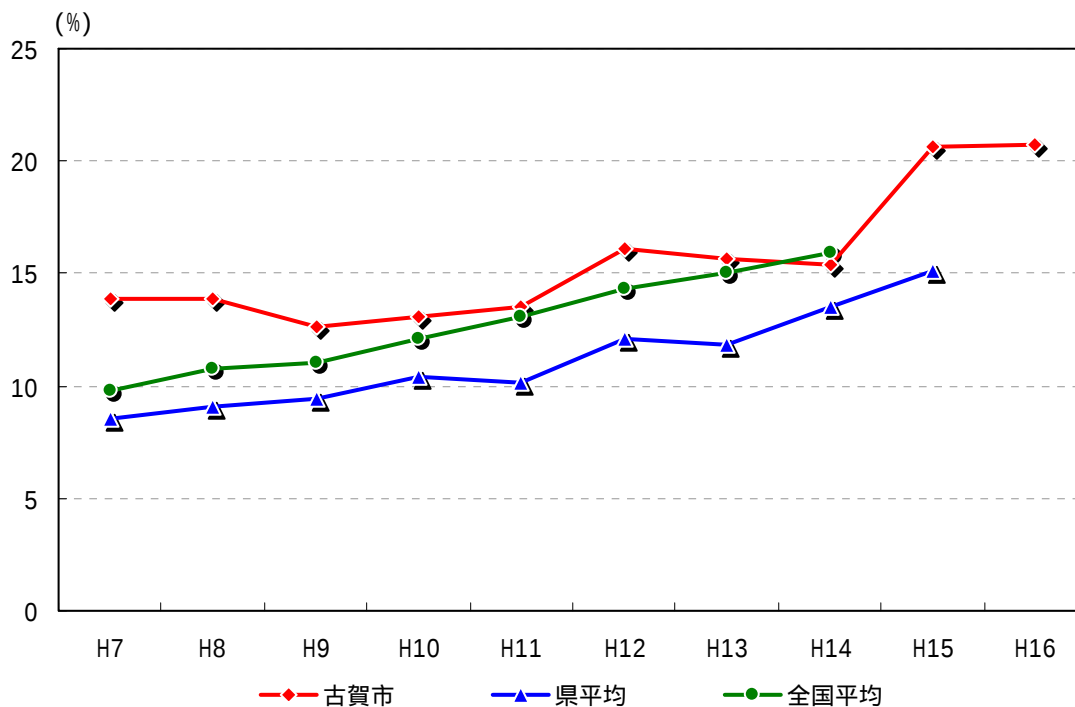
集団回収による回収量は、平成13年度以降毎年2,000t以上を回収しており、平成7年度に比べて2倍以上になっています。

表 64 リサイクル率の推移

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
古賀市	13.9	13.9	12.6	13.1	13.5	16.1	15.7	15.4	20.6	20.7
県平均	8.5	9.1	9.4	10.4	10.1	12.1	11.8	13.5	15.1	
全国平均	9.8	10.3	11.0	12.1	13.1	14.3	15.0	15.9		

(単位：%)

図 32 リサイクル率の推移



(資料：環境省「日本の廃棄物処理」、福岡県「福岡県における一般廃棄物処理の現況」、環境課)

表 65 分別収集回収量の推移

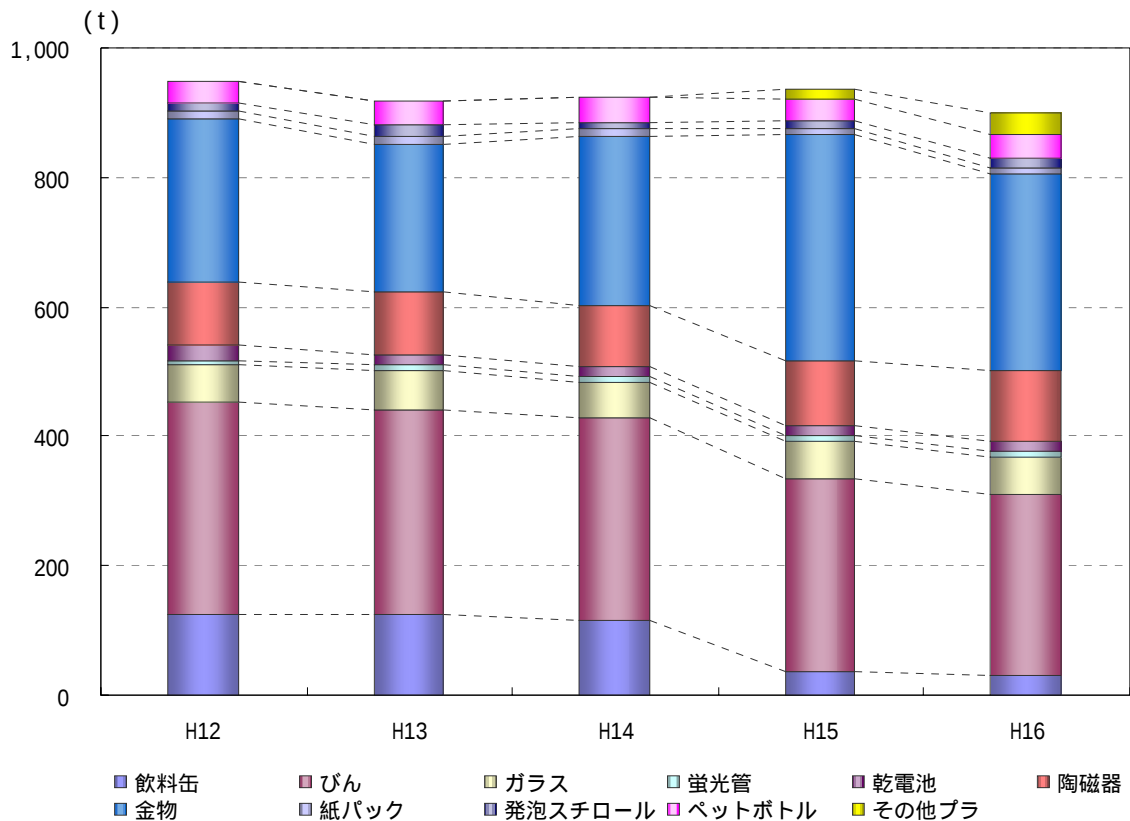
品目 (H12)	H12	H13	H14	H15	H16	品目 (H16)
アルミ缶	43,778	42,664	47,646	35,830	29,390	飲料缶
スチール缶	79,920	82,890	67,640			
無色透明びん	169,547	169,211	311,808	298,180	280,070	びん
茶色びん	98,719	91,301				
その他色びん	60,156	53,952				
ガラス	57,270	60,200	55,190	58,680	58,320	ガラス
蛍光管	8,680	9,890	11,041	7,990	8,230	蛍光管
乾電池	22,530	16,830	14,190	15,660	15,060	乾電池
陶磁器	98,640	94,950	94,920	100,830	109,200	陶磁器
金物	251,870	229,200	260,480	347,730	304,040	金物
紙パック	11,967	12,300	12,728	11,000	10,170	紙パック
発泡スチロール	11,786	18,315	9,865	11,240	14,470	発泡スチロール
ペットボトル	32,730	36,400	39,303	33,240	37,160	ペットボトル
その他プラ				17,240	32,680	その他プラ
合 計	947,593	918,103	924,811	937,620	898,790	合 計

発泡スチロール：発泡トレイ及び梱包材

(単位：kg)

その他プラ：その他プラスチック製容器包装

図 33 分別収集回収量の推移



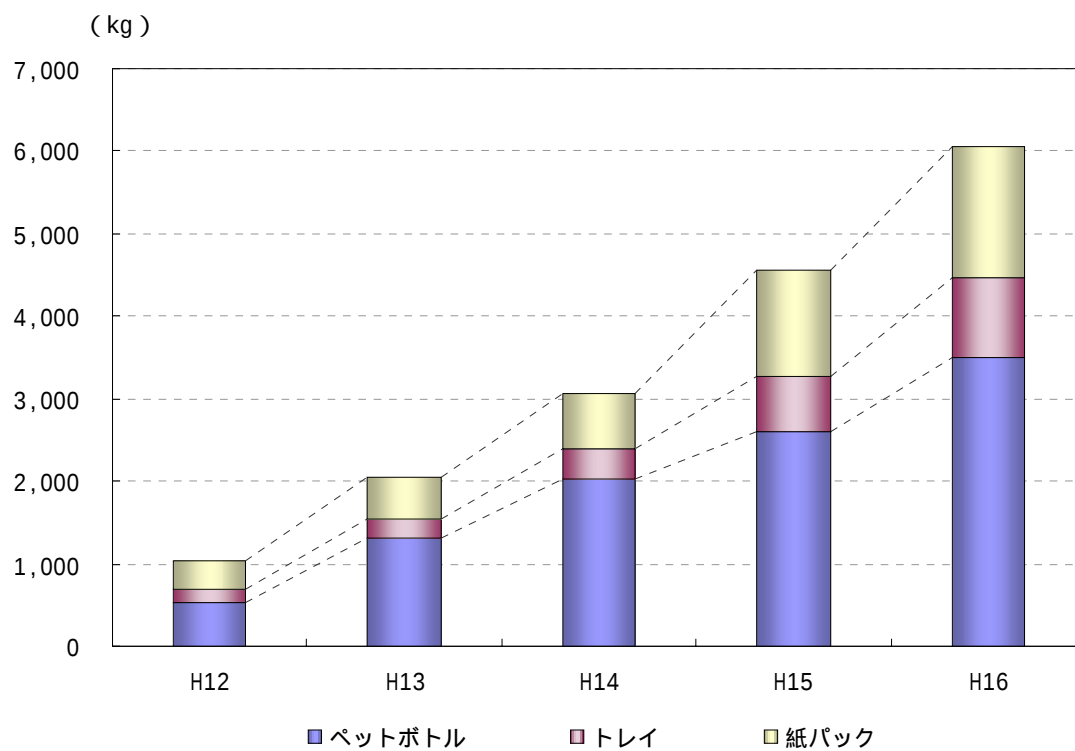
(資料：環境課、品目は平成 16 年度のものの)

表 66 資源回収ボックス回収量の推移

年度	ペットボトル	トレイ	紙パック	計
H12	527.3	158.8	343.0	1,029.1
H13	1,301.2	242.2	500.7	2,044.1
H14	2,028.4	371.1	666.7	3,066.2
H15	2,607.6	673.5	1,277.4	4,558.5
H16	3,502.4	973.2	1,591.3	6,066.9

(単位：kg)

図 34 資源回収ボックス回収量の推移



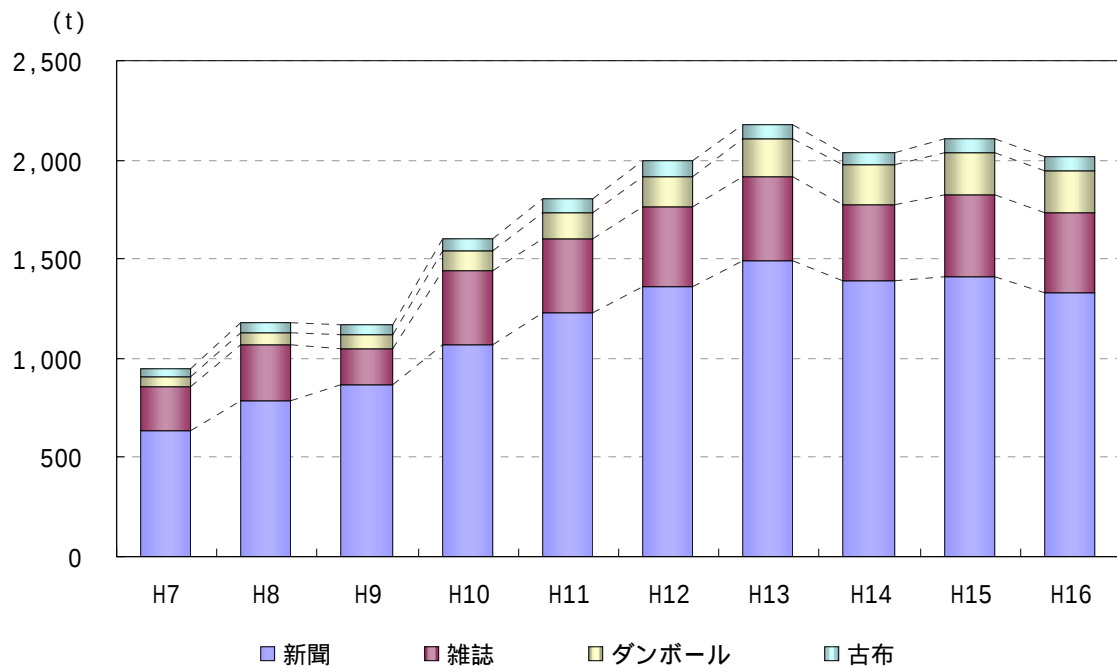
(資料：環境課)

表 67 集団回収量の推移

年度	新聞	雑誌	ダンボール	古布	合計
H7	630,310	230,750	41,830	42,592	945,482
H8	784,612	287,370	57,425	49,125	1,178,532
H9	862,728	186,700	71,435	48,940	1,169,803
H10	1,063,835	376,095	102,280	62,615	1,604,825
H11	1,225,960	372,490	136,410	64,957	1,799,817
H12	1,362,415	406,655	148,595	77,660	1,995,325
H13	1,495,015	420,425	191,205	72,740	2,179,385
H14	1,388,220	385,230	200,720	62,755	2,036,925
H15	1,407,930	412,950	217,170	69,750	2,107,800
H16	1,329,160	407,940	209,710	66,770	2,013,580

(単位：kg)

図 35 集団回収量の推移



(資料：環境課)

7 上下水道

1 上水道

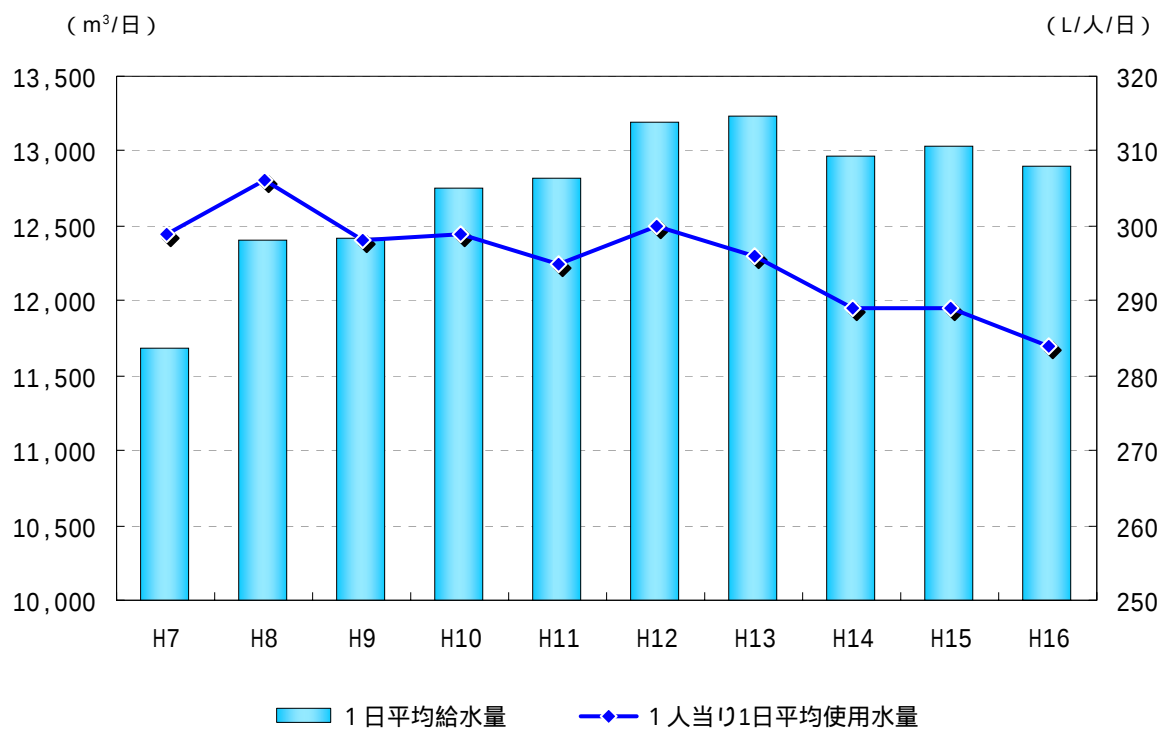
上水道の1人1日当たり平均使用水量は減少傾向を示していますが、年間給水量は増加傾向にあります。古賀市の水源は、地下水、大根川からの取水、古賀ダムの貯水及び福岡地区水道企業団からの受水です。水の有効利用を図るための方策として、利用者への節水意識の啓発や漏水防止の取組を進めています。

表 68 上水道給水量等の推移

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
1人1日当り平均使用水量	299	306	298	299	295	300	296	289	289	284
1日平均給水量	11,680	12,408	12,417	12,750	12,814	13,189	13,238	12,972	13,036	12,895

(単位：1人1日当り平均使用水量=L、1日平均給水量=㎥)

図 36 上水道給水量等の推移



(資料：水道課)

2 下水道

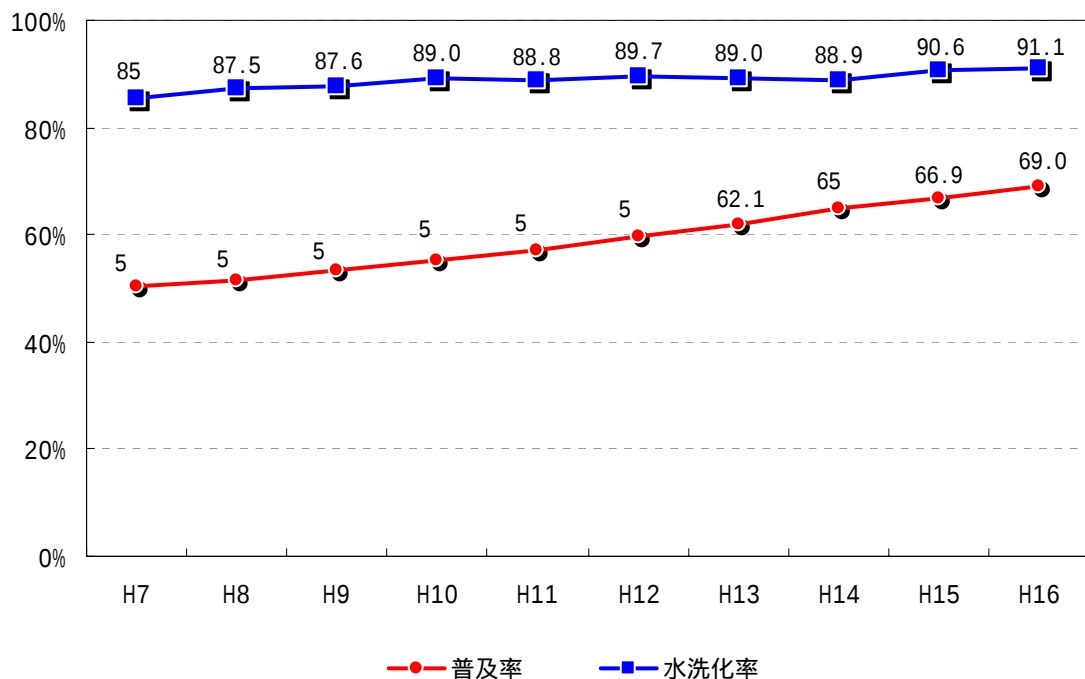
本市の下水道は、昭和41年に事業認可を受けて以来、計画的に整備を進め、平成16年度末現在の整備面積は736.8haとなり、計画区域面積(1,064.5ha)の69.2%の整備が完了し、水洗化率は91.1%を超えました。

表 69 下水道整備状況

年度	人口 A	下水道整備		水洗化		整備 区域 面積 (ha)	整備延長(km)				1日最大 汚水量 (m³)	1日平均 汚水量 (m³)
		人口(人) B	率(%) B/A	人口(人) C	率(%) C/B		総延長	雨水管	污水管	合流管		
H7	51,439	25,857	50.3	22,076	85.4	531.8	148.6	44.4	68.0	36.2	16,430	13,315
H8	52,646	27,130	51.5	23,727	87.5	544.5	153.1	45.1	71.6	36.4	14,570	13,548
H9	54,142	28,809	53.2	25,239	87.6	560.3	158.4	45.7	76.1	36.4	17,410	15,409
H10	54,990	30,406	55.3	27,048	89.0	572.5	161.8	45.9	79.5	36.4	18,460	15,862
H11	55,330	31,662	57.2	28,107	88.8	591.8	165.6	46.1	84.5	36.5	20,920	16,790
H12	55,639	33,137	59.6	29,737	89.7	610.4	173.3	46.2	90.6	36.5	17,490	16,248
H13	56,277	34,944	62.1	31,091	89.0	645.4	180.8	47.1	97.4	36.5	18,040	16,188
H14	56,232	36,523	65.0	32,451	88.9	677.6	188.6	47.1	105.4	36.5	17,110	16,023
H15	56,223	37,741	67.1	34,197	90.6	714.0	196.4	47.1	112.7	36.6	20,160	17,045
H16	56,038	38,643	69.0	35,189	91.1	736.8	202.1	47.1	118.4	36.6	20,690	17,593

人口：各年度末の住民基本台帳人口

図 37 下水道整備状況



(資料：下水道課)

8 公園・緑地

1 公園

公園については、140ヶ所(うち都市公園104ヶ所)52.45haが整備されており、市民1人当たりの公園面積は9.31㎡となっています。

表 70 公園整備状況

都市公園								その他の公園		公園合計		1人当り 公園面積 (㎡/人)
住区基幹公園						都市基幹公園						
街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園						
数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	
98	11.64	3	2.85	2	13.80	1	18.68	36	5.48	140	52.45	9.31

(単位：数=ヶ所、面積=ha、資料：都市計画課)

都市公園の種類

街区公園：街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

総合公園：都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

2 花いっぱい運動

市民の連帯と創意工夫を育み、花でいっぱいの明るく豊かな心ふれあうまちづくりを推進することを目的に行われている花いっぱい運動は、毎年度、30前後の団体等が参加し、地域の美化・緑化に取り組んでいます。

表 71 花いっぱい運動実施団体数

区分	H12	H13	H14	H15	H16
行政区	22	21	21	23	24
団体	5	6	12	11	9
合計	27	27	33	34	33

(資料：総務課)

3 10万本ふるさとの森づくり

古賀グリーンパークでの「古賀市10万本ふるさとの森づくり」には、毎回、多くのボランティアの方々が参加しています。

平成16年度末までに、植樹や育林行動に参加された方々は累計で5,060人、植樹本数は35,000本となっています。

表 72 古賀市10万本ふるさとの森づくり事業参加状況

名称	実施日	参加者数	植樹本数
第1回植樹行動の日	H14. 3 .9	1,100 人	5,000 本
第1回育林行動	H14. 7.13	170 人	
第2回育林行動	H14.10.26	190 人	
第2回植樹祭	H15. 3. 8	700 人	10,000 本
夏の育林行動	H15. 5.17	150 人	
秋の育林行動	H15. 9. 6	130 人	
第3回植樹祭	H16. 3. 6	1,300 人	10,000 本
春の育林行動	H16. 5.15	350 人	
秋の育林行動	H16.10. 2	320 人	
第4回植樹祭	H17. 3. 5	650 人	10,000 本
累 計		5,060 人	35,000 本

(資料：企画課)

資 料 編

1 環境に関する基準

1 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
鉛	0.01mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg / l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	ベンゼン	0.01mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	セレン	0.01mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	ふっ素	0.8mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	ほう素	1mg / l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

・生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	環境基準				
	水素イオン濃度 （pH）	生物化学的酸素要求量 （BOD）	浮遊物質 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数
A A	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	-

備考 基準値は、日間平均値とする。

（３）地下水の水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
鉛	0.01mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg / l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	ベンゼン	0.01mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	セレン	0.01mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	ふっ素	0.8mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	ほう素	1mg / l 以下

備考 １ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
1 , 2 - ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること。
1 , 1 - ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること。
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
1 , 3 - ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。

(5) 騒音に係る環境基準

・道路に面する地域以外の地域

地域の類型	環境基準	
	昼間 (6:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)
A A	5 0 d B 以下	4 0 d B 以下
A 及び B	5 5 d B 以下	4 5 d B 以下
C	6 0 d B 以下	5 0 d B 以下

・道路に面する地域

地域の区分	環境基準	
	昼間 (6:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 d B 以下	5 5 d B 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 d B 以下	6 0 d B 以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・幹線道路を担う道路に近接する空間

環境基準	
昼間 (6:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)
7 0 d B 以下	6 5 d B 以下

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0 . 6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質の汚染を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	1 5 0 pg-TEQ/g 以下
土壌	1 , 0 0 0 pg-TEQ/g 以下

- 備考
- 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 - 2 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 - 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 - 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 - 5 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 6 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。

2 その他の基準

(1) 騒音規制法に基づく規制基準

・規制区域及び要請限度の区域の区分

都市計画法の用途地域（例示）	騒音規制法の規制区域	要請限度の区域
第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域	第1種区域	a 区域
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域等	第2種区域	b 区域
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	c 区域
工業地域 工業専用地域 臨海地区	第4種区域	

・特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00～19:00)	朝・夕 (6:00～8:00・19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第1種区域	50 dB以下	45 dB以下	45 dB以下
第2種区域	60 dB以下	50 dB以下	50 dB以下
第3種区域	65 dB以下	65 dB以下	55 dB以下
第4種区域	70 dB以下	70 dB以下	65 dB以下

・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85 dB	
作業ができない時間	第1号区域	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
連続して作業を行う期間		6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

・自動車騒音に対する要請限度

	区域の区分	要請限度	
		昼間(6:00～22:00)	夜 間(22:00～6:00)
	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
	幹線道路を担う道路に近接する区域 (に該当する場合、 ～ は適用しない。)	75 dB	70 dB

(2) 振動規制法に基づく規制基準

・ 特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00 ~ 19:00)	夜間 (19:00 ~ 8:00)
第 1 種区域	6 0 d B 以下	5 5 d B 以下
第 2 種区域	6 5 d B 以下	6 0 d B 以下

・ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ		7 5 d B	
作業ができない時間	第 1 号区域	1 9 時 ~ 7 時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第 2 号区域	2 2 時 ~ 6 時	
1 日の作業時間	第 1 号区域	1 0 時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第 2 号区域	1 4 時間以内	
連続して作業を行う期間		6 日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

・ 道路交通振動に対する要請限度

時間 区域	昼間 (8:00 ~ 19:00)	夜間 (19:00 ~ 8:00)
第 1 種区域	6 5 d B 以下	6 0 d B 以下
第 2 種区域	7 0 d B 以下	6 5 d B 以下

(3) 水浴場水質基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質 A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
不適		1,000 個/100ml 超	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm 未満

(4) レッドデータカテゴリー

「絶滅 (EX)」

基本概念	定性的要件
我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

「野生絶滅 (EW)」

基本概念	定性的要件
飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、我が国において野生ではすでに絶滅したと考えられる種 【確実な情報があるもの】 信賴できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。 信賴できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。 【情報量が少ないもの】 過去 50 年間前後の間に、信賴できる生息の情報が得られていない。

「絶滅危惧 類 (CR + EN)」

基本概念	定性的要件
絶滅の危機に瀕している種	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 それほど遠くない過去(30 年～50 年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信賴すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。
現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	

「絶滅危惧 A 類 (CR)」

定性的要件	定量的要件
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	A．次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 1．最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定される。 2．今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。 B．出現範囲が 100 km ² 未満もしくは生息地面積が 10 km ² 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 1．生息地が過度に分断されているか、ただ 1 か所の地点に限定されている。 2．出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 3．出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C．個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 1．3 年間もしくは 1 世代のどちらか長い期間に 25%以上の継続的な減少が推定される。 2．成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D．成熟個体数が 50 未満であると推定される個体群である場合。 E．数量解析により、10 年間、もしくは 3 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 50%以上と予測される場合。

「絶滅危惧 B 類 (EN)」

定性的要件	定量的要件
A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 - 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定される。 - 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 B. 出現範囲が 5,000 km²未満もしくは生息地面積が 500km²未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 - 生息地が過度に分断されているか、5 以下の地点に限定されている。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 2,500 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 5 年間もしくは 2 世代のどちらか長い期間に 20%以上の継続的な減少が推定される。 - 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D. 成熟個体数が 250 未満であると推定される個体群である場合。 E. 数量解析により、20 年間、もしくは 5 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 20%以上と予測される場合。

「絶滅危惧 類 (VU)」

基本概念	定性的要件	定量的要件
絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧類」に移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合 - 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があったと推定される。 - 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があると予測される。 B. 出現範囲が 20,000 km²未満もしくは生息地面積が 2,000km²未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。 - 生息地が過度に分断されているか、10 以下の地点に限定されている。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。 - 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。 C. 個体群の成熟個体数が 10,000 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間内に 10%以上の継続的な減少が推定される。 - 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。 D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が 1,000 未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。 E. 数量解析により、100 年間における絶滅の可能性が 10%以上と予測される場合。

「準絶滅危惧（NT）」

基本概念	定性的要件
生存基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a．個体数が減少している。 b．生息条件が悪化している。 c．過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d．交雑可能な別種が進入している。

「情報不足（DD）」

基本概念	定性的要件
評価するだけの情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 a．どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b．生息地が局限されている。 c．生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d．生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。

（５）植生自然度

植生自然度	区 分 基 準
10	高山ハイデ、風衡草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリ・ミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

2 用語解説

あ行

維管束植物 (P49)

- 維管束植物とは、水分や体内物質の移動通路となる管状の組織(維管束)を持つ植物で、シダ植物や種子植物の総称です。

一般細菌 (P17, P69, P70)

- 一般細菌というのは特定の細菌を指すのではなく、いわゆる雑菌をいいます。病原性がないものがほとんどで、汚染された水では明らかにその数が増えます。病原菌は通常、他の細菌に比較して、塩素に対する抵抗力が弱いので、一般細菌を汚染の指標としています。地下水の中の一般細菌数はあまり変化しないので、急に増えた時は、汚染されたおそれがあるといえます。

SS (浮遊物質) (P16, P17, P61, P62, P63, P64, P65, P66, P67, P93)

- SSとは Suspended Solid (懸濁物質) の略称で、水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値 (mg/L) が大きい程、その水の濁りが多いことを示します。

温室効果ガス (P25)

- 大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスは大気中に極微量存在しており、地球の平均気温は約 15℃ に保たれていますが、仮にこのガスがないと - 18℃ になってしまいます。1998 (平成 10) 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の 6 種類のガスが温室効果ガスとして定められています。

か行

合併処理浄化槽 (P19)

- し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。(浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。)

環境基準 (P14, P17, P53, P55, P58, P59, P71, P73, P92, P93, P94, P95)

- 環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染の 4 分野について定められています。

環境保全型農業 (P42)

- 環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」をいい、有機農業や減農薬農業もその手法のひとつとされています。

グリーン購入 (P26)

- 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。

こどもエコクラブ (P31)

- 環境省が全国の小中学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員には、1年を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための情報提供などを無料で行っています。

さ行

COD (化学的酸素要求量) (P17, P68, P69, P70, P97)

- CODとは Chemical Oxygen Demand の略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

市街化区域 (P44, P46)

- 都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域を定めることとされており、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

市街化調整区域 (P46, P96)

- 市街化調整区域とは、都市計画区域のうち、都市的な土地利用以外の土地利用、即ち農林業的土地利用あるいは自然的土地利用を保全していく必要性が高い区域であり、市街化を抑制すべき区域をいいます。

自然公園法 (P47)

- 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする法律で、この法律に基づく自然公園には、国立公園、国定公園（環境大臣が指定）、都道府県立自然公園（都道府県知事が条例に基づき指定）があります。自然公園には特別地域と普通地域があり、特別地域内における各種行為には、国立公園については環境大臣、国定公園及び都道府県立自然公園については都道府県知事の許可が必要です。

食品ロス (P6,P7,P8,P9,P10)

- 食品ロスとは、農産物などの食材が生産された最初の段階から実際に人の口に入るまでの間に失われたもののうち野菜のくず、リンゴの皮、魚の骨などの不可食部分を除いたもので、「食べ残し」及び「食品の廃棄」のことを言います。

振動規制法 (P15,P55,P97)

- 工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる振動について規制し、また道路交通振動に係る要請の措置を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

森林法 (P47)

- 森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定める法律で、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です。

騒音規制法 (P15,P55,P96)

- 工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる騒音について規制し、また自動車騒音の許容限度を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

た行

ダイオキシン類 (P73,P74,P95)

- 塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー P C B) の総称です。

大腸菌群数 (P16,P17,P61,P62,P63,P64,P65,P66,P67,P69,P70,P93,P97)

- ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふんと共に排出されます。これらの検出検査は精度が高いため、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。大腸菌群の数を表す単位として「MPN」を使うことがありますが、これは「最確数」とよび、確率論によって算出された大腸菌群の数を示しています。

地球温暖化 (P25)

- 人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (P25)

- 地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする法律です。

地産地消 (P42)

- 地産地消とは、「地域で生産された食べ物（農産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること」をいいます。狭義には、地域で生産された農産物をその地域の消費者に提供することにあります。また、産地と消費者との物理的な距離だけでなく、心理的な距離を縮めることも含めると、例えば、都市部の消費者が農村部の直売所等を訪れて農産物を購入する行為も地産地消に含めることができます。また、都市部の消費者が農村部の市民農園で自らの食料を生産するという行為も、広い意味で地産地消に含まれるとされています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (P47)

- 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することによって、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることを目的とする法律です。

鳥獣保護区 (P47)

- 環境大臣または都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する区域です。区域内では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な対策が行われます。

DO (溶存酸素) (P16, P17, P61, P62, P63, P64, P65, P66, P67, P93)

- DOとはDissolved Oxygenの略称で、水中に溶けている酸素量のことをいいます。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分で、汚れの程度によっても変化します。汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和となります。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、一般に魚が生息するために必要な溶存酸素量は5 mg/Lといわれています。

等価騒音レベル (P14, P55)

- 一定時間内に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何デシベル (dB) の騒音に相当するかを求めたものです。

透視度 (P69, P70)

- 湖や海の水の透明さを表す値で、直径30 cmの白色円板を水中に沈めて見えなくなる深さ (m) で示します。

透明度 (P17, P69, P70)

- 水の濁りや着色の度合いで、これは透視度計の底部においた0.5mm線の複十字が初めて明らかに読めるときの高さ(cm)を度で表したものです。

都市計画区域 (P2, P44, P46)

- 都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。都市計画区域は、行政区域にとらわれるものではなく、自然的、社会的条件など総合的な見地から、実質的に一体の都市として、総合的に整備、開発または保全する必要がある区域について都道府県が指定します。

な行

75%値(75%水質値) (P17, P58, P59, P60, P61, P62, P63, P64, P65, P66, P67)

- 年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値としています。($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用います。

二酸化硫黄(SO_2) (P53, P92)

- 燃料中の硫黄(S)分が酸化燃焼され、ほとんど SO_2 として排出されます。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。

二酸化窒素(NO_2) (P53, P54, P92)

- 一酸化窒素(NO)とその2分の1体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛または硝酸銅の固体を熱すると発生し、赤褐色、刺激性ガスとして最も特色があります。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。作用は遅発性で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れます。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかではありません。

日平均値の98%値 (P54)

- 年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものです。

日平均値の2%除外値 (P53)

- 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値です。

農業集落排水 (P19)

- 農業集落における農業用水路の水質保全、農業用排水施設の機能を維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための事業で、小規模下水道施設の整備が対象となるものです。

は行

P R T R (化学物質排出移動量届出制度) (P73, P74)

- P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に 1 回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。P R T R によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。諸外国でも導入が進んでおり、日本では 1999 (平成 11) 年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されました。

B O D (生物化学的酸素要求量) (P16, P17, P58, P59, P60, P61, P62, P63, P64, P65, P66, P67, P93)

- B O D とは Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。環境基準の達成状況は 75 % 値 (年間の日間平均値のデータ n 個をその値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値) で評価します。

ふん便性大腸菌群数 (P17, P97)

- 水中で大腸菌群として検出される菌群の中には、ふん便由来でない菌群も多く含まれるため、特にふん便による汚染を示すために導入された指標で、大腸菌群よりも高い培養温度で培養します。

p H (P16, P17, P61, P62, P63, P64, P65, P66, P67, P69, P70, P93)

- 溶液中の水素イオンの濃度をいいます。溶液 1 L 中の水素イオンのグラム当量数で表し、一般には $\text{pH} = -\log [\text{H}^+]$ として定義されます。 $\text{pH} = 7$ が中性、 $\text{pH} < 7$ が酸性、 $\text{pH} > 7$ がアルカリ性です。特殊な例 (温泉など) を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示します。水道用水として望ましい水質は $\text{pH} 6.5 \sim 8.5$ の範囲です。

保安林 (P47)

- 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など 11 種類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のことです。

レッドデータブック (P98)

- 絶滅のおそれのある動植物の種を国又は地域単位で選定し、リストとしてまとめたものです。環境省レッドデータブックのカテゴリー定義は以下のとおりで、福岡県レッドデータブックも基本的には環境省のカテゴリーを採用しています。

や行

有害化学物質 (P73)

- 化学物質とは、元素及び化合物の総称（放射性物質を除く。）であり、有害化学物質とは、このうち次のような有害性をもつものと捉えられます。 人の健康を損なう次の性質を持つ（慢性毒性、発ガン性、生殖、発生毒性、催奇形性など） 動植物の生息・生育に支障を及ぼす オゾン層を破壊するなどです。

3 古賀市環境基本条例

古賀市環境基本条例

平成16年条例第17号

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。

人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。

廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

環境の保全及び創造に関する目標

環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障（公害を除く。）を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第14条 市は、環境保全型農業（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。）の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第19条 市は、市民又は事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

環境基本計画に関すること。

前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第28条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第9条第1項から第5項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成14年条例第26号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第24条第5項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月4日までとする。

古賀市環境報告書
(平成17年版)

～平成16年度に講じた施策と環境の状況～

発行：平成17年12月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758

E-mail kankyo@city.koga.fukuoka.jp